

令和4年度

工芸産業振興施策の概要

沖縄県商工労働部
ものづくり振興課

令和4年度工芸産業振興施策の概要

目 次

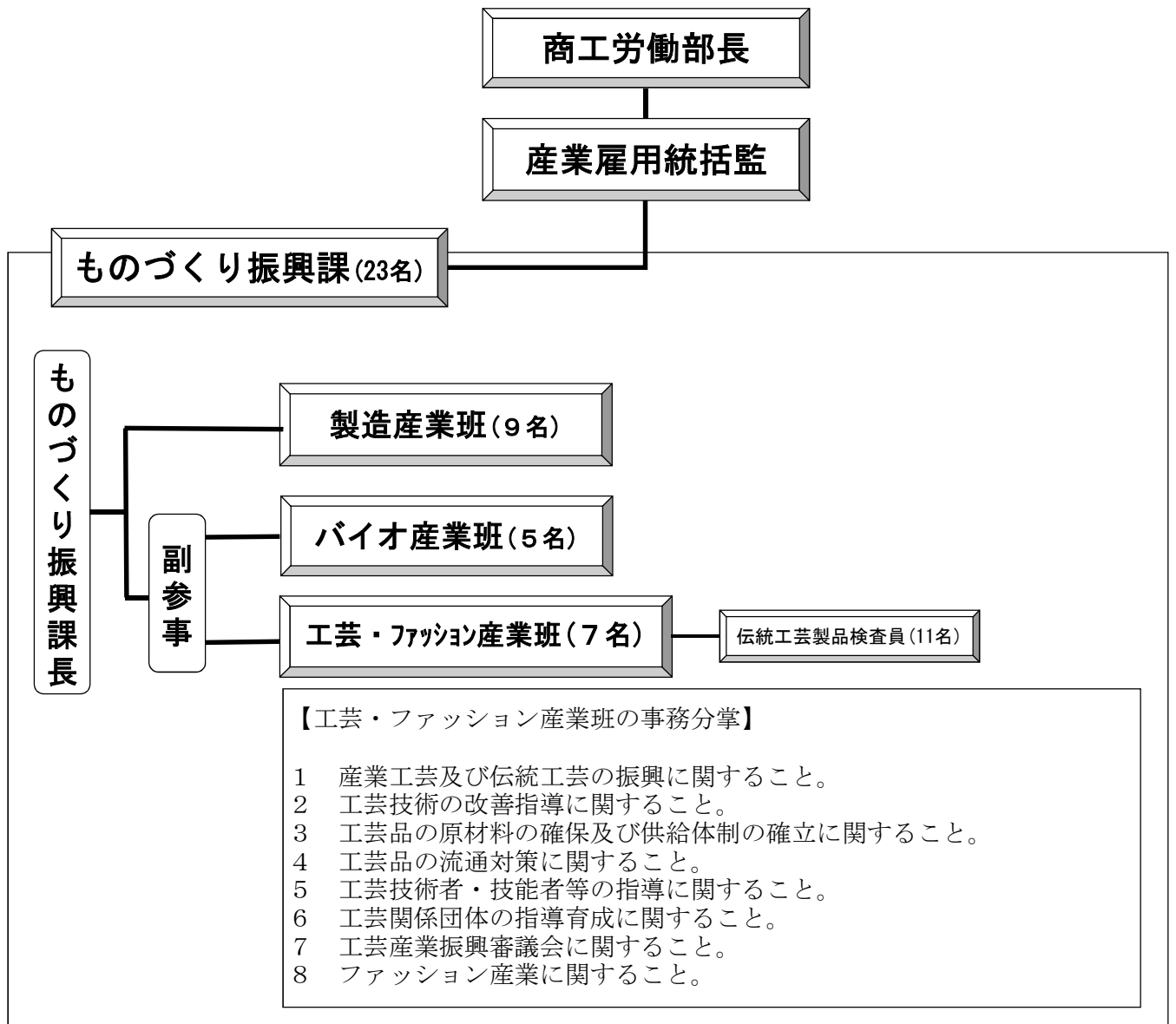
I	組織及び所掌事務・予算概要	
1	組織図及び工芸関係所掌事務	1
2	工芸関係行政組織の沿革	2
3	令和4年度工芸・ファッション産業振興予算の概要	
(1)	重点施策体系	3
(2)	令和4年度工芸産業班業務概要	4
4	第9次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業	6
II	主要施策	
1	後継者育成事業	9
○	後継者育成事業実績	10
2	沖縄県工芸士認定事業	11
3	沖縄工芸ふれあい広場	12
4	織物及び紅型検査事業	13
(1)	検査対象伝統工芸製品	
(2)	検査手数料	
(3)	表示	
(4)	令和4年度沖縄県伝統工芸製品検査所及び検査員一覧	
(5)	染織物検査事業実績	
5	ちょう付事業	14
6	工芸品宣伝普及事業	15
(1)	令和4年度第44回沖縄県工芸公募展	
(2)	工芸工房運営改善支援事業	
7	島工藝おきなわ販路拡大推進事業	15
8	おきなわ工芸の杜	16
III	工芸振興センター事業概要	
1	令和4年度 事業体系	17
2	令和4年度工芸振興センター主要事業	18
3	組織・予算	23
IV	伝産法に基づく指定・振興計画策定指導	
1	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)について	24
○	伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定・振興計画	26
○	伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費	27

○ 伝統的工芸品指定品目一覧(都道府県別)	28
2 沖縄県内における「伝統的工芸品」の指定告示内容	29
V 工芸品産地概況	
1 沖縄県の伝統工芸品	
○ 沖縄の伝統工芸品分布地図(主な産地)	37
○ 国指定「伝統的工芸品」・県指定「伝統工芸製品」一覧	38
2 国指定(選定)文化財	39
3 県指定文化財	40
4 工芸産業の事業所数・従事者数・生産額等	
(1) 工芸産業 業種別・年度別生産額及び1人あたりの生産額	41
(2) 工芸産業 業種別・年度別従事者数及び事業所数	42
沖縄県内工芸品生産額割合、従事者数・事業所数・生産額推移グラフ	43
5 工芸品の沿革・製品特性・現状・課題と対策	
(1) 伝統工芸品	44
(2) その他の工芸品	64
VI 沖縄県工芸産業振興審議会	
沖縄県工芸産業振興審議会	65
VII その他参考資料	
1 沖縄県工芸士名簿	66
2 伝統工芸士名簿	71
3 沖縄県功労者表彰(伝統工芸関係)	74
4 優秀技能者表彰	
(1) 沖縄県優秀技能者表彰	75
(2) 卓越した技能者「現代の名工」厚生労働大臣表彰	77
5 伝統的工芸品産業功労者等表彰	
(1) 経済産業大臣表彰	78
(2) 沖縄総合事務局長表彰	79
6 県主催展示会事業等受賞者	
(1) 沖縄県工芸公募展入賞者	82
(2) 沖縄工芸デザインコンペ受賞者	90
(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者	92
7 展示会等への後援	97
8 伝統的工芸品月間事業	98
9 過去の主要施策	
(1) 産地基盤整備事業	99
① 伝統工芸会館等(共同利用施設)建設事業	
② 共同作業場等建設費補助事業	
(2) 後継者育成資金貸与事業	101

(3) 技術・技法の記録収集・保存事業	101
(4) 経営の近代化	102
(5) 原材料の確保及び研究	102
① 琉球藍葉生産事業	
② 苧麻手紡糸生産奨励事業	
(6) 産地活性化・産地プロデューサー事業	103
(7) 需要開拓等事業	104
○ 需要開拓等事業実績	
(8) 需要開拓等共同展開事業	105
○ 需要開拓等共同展開事業実績	
(9) 財団法人沖縄県工芸振興センター	106
10 工芸関係機関一覧	
(1) 産地事業協同組合一覧表	107
(2) 国	108
(3) 沖縄県	108
(4) 市町村担当課一覧	109
(5) その他関係団体	110
VIII 関連法規等	
1 沖縄県伝統工芸産業振興条例	111
2 沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則	113
3 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例	117
4 おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則	122
5 伝統的工芸品産業の振興に関する法律	127

I 組織及び所掌事務・予算概要

1 組織図及び工芸関係所掌事務



工芸振興センター(9名)

- 【工芸振興センターの事務分掌】**
- 1 工芸に関する技術者の育成に関する事
 - 2 工芸に関する技術支援に関する事
 - 3 工芸に関する製品開発の支援及び原材料等の調査分析に関する事
 - 4 その他工芸の振興に関する事
 - 5 庶務に関する事

2 工芸関係行政組織の沿革

施行年月日	改正事項
昭和47年12月1日	沖縄県工芸産業振興審議会を新設(事務局:商工課)
昭和49年4月1日	商工労働部に伝統工芸課を新設し、伝統工芸企画係及び伝統工芸振興係を設置 商工労働部に伝統工芸指導所を設置し、工業試験場染織課及び木工試験課を伝統工芸指導所染織課及び木工試験課に移設
昭和50年8月1日	伝統工芸指導所に庶務課を新設
昭和51年4月1日	財団法人沖縄県工芸振興センターを設立
昭和53年4月1日	伝統工芸指導所の木工試験課を木漆工課に改称
昭和58年4月1日	商工労働部に観光文化局(観光開発課、観光指導課、文化振興課及び工芸産業課を統括)を新設 伝統工芸課を工芸産業課に、伝統工芸企画係を工芸企画係に、伝統工芸振興係を工芸振興係に名称変更 伝統工芸指導所を工芸指導所に名称変更
平成8年4月1日	工芸産業課の工芸企画係及び工芸振興係を廃止
平成11年4月1日	工業振興課と工芸産業課を統合し、工業・工芸振興課へと名称変更
平成17年4月1日	工業・工芸振興課と商業貿易課を統合し、商工振興課へと名称変更 工芸指導所を企画部に移管
平成18年4月28日	財団法人沖縄県工芸振興センターを解散
平成18年4月1日	工芸指導所の庶務課、染織課、木漆工課を廃止し、工芸支援班及び工芸研究班を新設
平成19年4月1日	工芸指導所を廃止し、商工振興課内に工芸技術支援センターを新設
平成24年4月1日	商工振興課をものづくり振興課に名称変更、工芸産業班を工芸・ファッション産業班に名称変更 商工振興課から工芸技術支援センターを分離し、工芸振興センターとして出先機関に位置付ける
令和4年1月2日	工芸産業振興拠点施設として「おきなわ工芸の杜」が完成
令和4年3月1日	工芸振興センターがおきなわ工芸の杜施設内に移転
令和4年4月1日	おきなわ工芸の杜供用開始

3 令和4年度工芸産業振興予算の概要

(1) 重点施策体系

※ () はR3予算額

部門別施策	施策項目	事項名	事業名	R4予算	R3予算			
商 工 業 の 振 興	地 域 を 支 え る 企 業 の 育 成 と 創 出	製 造 業 等 地 域 産 業 の 振 興	工 芸 産 業 の 振 興	工芸産業育成対策費	5,013千円	(4,395千円)		
				14,103千円 (20,356千円)	工芸人材育成事業	9,090千円	(0千円)	
					工芸原材料供給強化・調査事業	0千円	(15,961千円)	
					工芸品原材料確保事業			
					工芸産業流通対策費	358千円	(358千円)	
					156,092千円 (1,579,667千円)	沖縄県工芸産業振興審議会費	21,084千円	(21,084千円)
						織物検査事業費	18,931千円	(13,645千円)
						工芸品宣伝普及事業費	3,000千円	(3,000千円)
						沖縄工芸ふれあい広場事業	0千円	(1,509,616千円)
						おきなわ工芸の杜整備事業	100千円	(111千円)
						おきなわ工芸の杜事業	0千円	(11,953千円)
						沖縄工芸ブランド戦略策定事業	0千円	(19,900千円)
						工芸産業パワースタンプ事業	81,369千円	(0千円)
						おきなわ工芸の杜指定管理費	31,250千円	(0千円)
						島工芸おきなわ販路拡大推進事業		
		工芸研究費						
		1,160千円 (1,094千円)	工芸研究費 (単独)	1,160千円	(1,094千円)			
		工芸技術支援費						
		37,620千円 (21,829千円)	工芸技術指導費	2,101千円	(1,941千円)			
			高度工芸技術者養成事業費	23,019千円	(19,888千円)			
			セルプロブデューズ力強化工芸研修事業	12,500千円	(0千円)			
		工芸振興センター運営費						
		259,217千円 (102,517千円)	運営費	20,993千円	(34,003千円)			
			工芸振興センター移転整備事業	0千円	(68,514千円)			
			旧工芸振興センター跡地整備事業	238,224千円	(0千円)			

(2) 令和4年度工芸・ファッション産業班業務概要 ①

(単位：千円)

施策事項名	主要事業		事業の内容
	事業名	予算額	
工芸産業育成対策費 14, 103	1 工芸人材育成事業 (後継者育成事業)	4, 419	後継者の確保育成のために事業協同組合が行う研修事業に対し補助する。国の補助金が直接補助に変わったために、従来の県負担分を補助事業として助成する。 令和4年度は、宮古織物、石垣市織物、首里織、琉球絣、琉球びんがた、の5品目を助成した。
	2 工芸人材育成事業 (県工芸士認定事業)	594	県内で工芸品を製造し、高度な技術・技法を保持する者を「沖縄県工芸士」として認定し、工芸品製造者の意欲の高揚を図るとともに、社会的評価を高め、その地位向上と後継者の育成確保に資する。 令和4年度は12名の沖縄県工芸士を認定した。
	3 工芸原材料供給強化・調査事業	9, 090	伝統的工芸品製品に使用される原材料の持続的供給を可能とするため、原材料の供給事業者の技術向上に資する体制の構築と原料の採掘可能地域を調査し、持続的な原材料供給体制の構築を図る。
	4 沖縄県工芸産業振興審議会費	358	工芸産業振興開発に関する重要事項を調査審議し、知事に対して意見を答申し、又は必要に応じて意見を具申する。
	5 織物検査事業費	21, 084	条例に基づき、検査対象の染織物について県営検査を実施し、品質の維持及び改善向上を図る。 ○南風原織物 ○久米島紬 ○宮古上布 ○読谷山織物 ○八重山織物 ○与那国織物 ○喜如嘉の芭蕉布 ○琉球びんがた ○首里織物 ○知花花織
工芸産業流通対策費 156, 092 (24, 442)	6 沖縄工芸ふれあい広場事業	3, 000	本県における経済産業大臣指定の伝統的工芸品やその他の工芸品を展示紹介するほか、即売や実演・制作体験を行うなどの総合的な催事を実施する。 ○第29回沖縄工芸ふれあい広場 会期：R4.9.21(金)～9.23(日) 3日間 会場：時事通信ホール(東京都銀座)

(2) 令和4年度工芸・ファッション産業班業務概要 ②

(単位：千円)

施策事項名	主要事業		事業の内容	
	事業名	予算額		
工芸産業流通対策費 (131,650)	7	工芸品宣伝普及事業費	18,931	<p>県内外における市場の開拓及び需要の拡大を図るため、展示会の開催及び他団体主催の展示会への参加、工芸製品新ニーズモデル創出事業及びかりゆしウェアパブリシティ事業を行う。</p> <p>①第44回沖縄県工芸公募展 沖縄の優れた工芸品を公募し、コンクールを実施することにより工芸従事者の意欲向上や県内工芸品の宣伝普及を図る。</p> <p>②工芸工房運営改善支援事業 工芸業界において活躍し、業界を牽引できるような強い工芸事業者を育てるため、プランディング、マーケティング、工房経営などの工房運営の課題解決を図るためのコンサルティングを行う。</p> <p>③かりゆしウェアパブリシティ事業 かりゆしウェアを県内外へ広く普及させるため、沖縄県知事から政府要人に対し、かりゆしウェアの贈呈を行い、メディア等によって報道されることによりかりゆしウェアの普及促進を図る。</p>
	8	島工芸おきなわ販路拡大推進事業	31,250	工芸産業の活性化を図るため、沖縄独自の魅力を活かした工芸品等の認知度向上及び販売強化を促進する。
	9	おきなわ工芸の杜事業	100	「おきなわ工芸の杜」に関する経費（指定管理料を除く）。
	10	おきなわ工芸の杜指定管理費	81,369	「おきなわ工芸の杜」の指定管理料
	合 計		170,195	

4 第9次沖縄県伝統工芸産業振興計画主要施策事業

(令和4年度から令和8年度まで)

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体	
施策1 1. 人材の確保・育成	(1) 工芸従事者の確保と育成	事業修了後の定着率の向上	国、県、市町村、組合等	
		後継者（作り手、原材料製造）育成事業の実施	国、県、市町村、組合等	
		高度人材育成事業の充実化	県	
		工芸従事者の就労環境の向上	組合、工芸事業者	
	(2) 工芸従事者の技術向上	工芸振興センターにおける技術指導の拡充	県	
		技術指導や講習会等における外部専門家等の活用	県、組合等	
		工芸士認定制度	県	
		先進技術の情報収集及び導入促進	県、工芸事業者	
	(3) 教育機関等と工芸事業者の連携強化	教育機関等と工芸事業者、関係機関等との連携体制の構築	関係機関、工芸議場者	
		教育機関等と工芸事業者との共同制作等の促進	関係機関、工芸議場者	
		体験学習の受入拡充促進	工芸事業者	
		学生や工芸従事希望者に対するセミナー・情報発信等	県、関係機関等	
	(4) 工房経営等に関する知識習得	工房経営等に関する研修内容の充実化	県	
		産業支援機関によるセミナー等の活用	工芸事業者	
	施策1 2. 原材料の安定確保	(1) 原材料製造事業者の確保・育成	原材料生産における後継者育成・確保の促進	県、原材料製造事業者
			原材料生産技術の改善による品質の向上	原材料製造事業者
原材料供給における分業化、外注の導入促進			原材料製造事業者	
(2) 安定確保に向けた取組		原材料の必要量、賦存状況の把握	原材料製造事業者、工芸事業者	
		原材料の栽培、植林等の促進	原材料製造事業者、工芸事業者	
		伝統工芸従事者と関係機関とのネットワーク構築	県、関係機関、工芸事業者	
(3) 代替原材料の開発と利用の促進		代替原材料に関する試験研究・製品開発の実施	県、関係機関等	
		代替原材料の情報提供及び利用促進	県、関係機関、工芸事業者	
施策1 3. 工芸的価値の強化		(1) 品質の維持・向上	安全な製品を提供できる体制の構築	県、工芸事業者
	県営検査制度の徹底と拡充		県、組合等	
	各産地組合における検査制度確立への支援		県、組合等	
	検査制度に関する情報発信の強化		県、組合等	
	(2) 知的財産制度の活用促進	模倣品の流入実態の把握	県、組合等	
		知的産業財産制度の普及・啓発と活用促進	国、県、工芸事業者	
		県検査制度の徹底と拡充及び県証紙に関する情報発信の促進	県、組合等	
施策2 1. 「稼ぐ力」の強化	(1) 市場ニーズに対応した商品開発・新分野展開	市場情報に関する情報発信、セミナー・研修	県、関係機関等	
		商品開発補助金	県、関係機関等	
		新たな製品開発を支える技術・技法の開発	県	
		商品開発・デザイン・ICT・営業・金融・販売等の人材とのネットワーク構築	県、関係機関、工芸事業者	
	(2) ブランド力の向上と情報発信の強化	歴史や特性、原材料、技法などストーリー性のある魅力の表現	工芸事業者	
		情報発信の強化と認知度向上	県、市町村、工芸事業者	
		ICT活用などによる県内外への情報発信の強化	県、工芸事業者	
		条例や伝産法に基づく伝統工芸品の指定促進	県	

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体
	(3) ICT活用	検査制度の充実など品質の維持・向上に向けた取り組みへの支援	県、組合等
		ICT活用に関する情報発信、セミナー・研修	県、関係機関等
		おきなわ工芸の杜ホームページにおける工芸関連情報のプラットフォーム	県
	(4) 販売力の強化と販路開拓	市場ニーズに応じた商品開発・販路開拓や工房経営等に関する研修内容の充実化	県、関係機関等
		インターネット等を活用した販売システムの構築促進	県、関係機関、工芸事業者
		流通事業者と連携した販路拡大・販売促進の促進	県、工芸事業者
		販売促進支援補助金（仮）	県
施策2 2. 経営力の強化	(1) 経営感覚に基づいた事業運営・工房経営	工房経営等に関する研修内容の充実化	県、関係機関等
		産業支援機関によるセミナー等の活用	工芸事業者
		中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進	工芸事業者
		おきなわ工芸の杜ホームページにおける工芸関連情報のプラットフォーム	県
	(2) 各分野の人材との協働体制	流通事業者と連携した商品開発・販路開拓体制	県、関係機関、工芸事業者
		工芸振興センター及びおきなわ工芸の杜を活用したネットワーク構築	県、関係機関、工芸事業者
		異分野・異業種とのマッチング	県、関係機関、工芸事業者
		外部資金獲得、活用にむけたノウハウの蓄積	県、関係機関、工芸事業者
	(3) 収益力の向上と経営基盤の強化	中小企業診断士や経営コンサルタント等の活用促進	工芸事業者
		中小企業施策の利活用促進	工芸事業者
		事業体制のICT化の促進	県、工芸事業者
	(4) 組合機能の充実	組合運営機能の強化	県、市町村、組合等
		中小企業団体中央会による組合向けセミナー、各種補助金等の活用	組合等
		共同事業及び講習会等の拡充	組合等
		組合員の福利厚生改善	組合等
		産地組合における社会保険制度導入の促進	組合等
施策2 3. 沖縄工芸の面としての展開	(1) 観光産業との連携、観光需要の取り込み	観光市場向けの様々な新商品・サービス開発	工芸事業者
		観光プロモーションにおける伝統工芸品活用	県、関係機関等
		ターゲット客層毎に対応するPR素材等の整備	県、関係機関等
		観光関連事業者との連携体制構築	県、関係機関、工芸事業者
		消費客向け（製作体験、観光土産品、贈答用商品など）のプロモーション強化への支援	県、工芸事業者
	(2) 文化芸能等他分野との連携	歴史・文化施設等との相互連携	県、関係機関
		相互の客層・愛好家向けに、魅力の情報発信	県、関係機関
		若手同士の異分野・異業種交流による次世代育成	県、関係機関、工芸事業者
		未利用資源を活用した新たなビジネスモデルの創出	県、関係機関、工芸事業者
	(3) 沖縄のソフトパワーを生かした工芸産業の活性化	他分野と連携した様々な新商品・サービス開発	県、関係機関、工芸事業者
		異業種間ネットワークによる新商品開発・新分野展開の促進	県、関係機関、工芸事業者
	施策3 1. 商品開発、人材育成、起業促進の拠点づくり	工芸振興センターによる研修事業、技術支援、試験研究等	県
		工芸従事者等の集積	県
貸し工房等による起業支援		県	

推進方針	施策	事業・事業内容	事業主体
		共同工房等による商品開発促進	県
		情報の集約と発信機能の充実	県
	施策3 2. 技術指導体制の強化及び共同研究等による課題解決、商品開発等	試験研究・商品開発、技術支援体制の強化	県
		専門技術員の支援ノウハウ等の向上	県
		他の公設試験研究機関との連携強化	県、関係機関
		工芸振興センター等によるコーディネート機能	県
		伝統工芸事業者等による共同研究の促進	県、工芸事業者
	施策3 3. 工芸関連情報の集約・発信	おきなわ工芸の杜ホームページの充実化	県
		消費者・観光客向け工芸イベント等情報発信の拡大	県
		工芸従事者向け支援情報の一元化	県
	施策3 4. 工芸従事者及び異業種等とのネットワーク構築	工芸振興センターによるコーディネート機能	県
		伝統工芸事業者、研究機関等との共同研究の促進	県、関係機関、工芸事業者
		新たな支援体制の構築	県、関係機関
		新ビジネスや新商品のシーズの事業化	県、関係機関、工芸事業者
		異分野・異業種とのマッチング	県、関係機関、工芸事業者
		外部資金獲得、活用にむけたノウハウの蓄積	県、関係機関、工芸事業者
	施策4 1. 多様性・独自性をもつ琉球文化の再認識	おきなわ工芸の杜における、展示、情報発信、工芸体験	県
		本県工芸に関する情報発信の強化	県
		工芸フェア出展等、工芸に触れる機会の創出	県
	施策4 2. 琉球文化を活用した産業振興	他分野と連携した様々な新商品・サービス開発	県、関係機関、工芸事業者
		異業種間ネットワークによる新商品開発の促進	県、関係機関、工芸事業者

II 主要施策

1 後継者育成事業

本県の伝統工芸産業は、手作業を中心とした伝統的な技術・技法によって生産されているため、優秀な技術を保持する従事者の確保が必要不可欠である。しかし、伝統工芸の技術・技法の習得には長い期間を要することから、継続的に従事する人材の確保が困難な状況である。

そのため、従事者の確保及び育成を図ることを目的に、各産地で実施している後継者育成事業に対し補助する。

後継者育成事業は、振興計画に基づく事業の一つである。

令和4年度は、5事業協同組合5品目に対し助成を行った。助成の対象は研修講師謝金、研修教材等諸費となっている。

○令和3年度実績及び令和4年度実績

(単位:人)

実施組合名	令和3年度 事業実績	令和4年度 事業実績
	研修人数	研修人数
琉球絣事業協同組合	5	6
琉球びんがた事業協同組合	2	3
那覇伝統織物事業協同組合	7	6
宮古織物事業協同組合	1	3
石垣市織物事業協同組合	3	3
壺屋陶器事業協同組合	4	—
合 計	22	21

○後継者育成事業実績

(単位:人、千円)

産地名	年度 計画年次	昭和47年度	昭和54年度	昭和62年度	平成4年度	平成9年度	平成14年度	平成19年度	平成24年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	合計 (うち産地技術 振興事業)
		昭和53年度	昭和61年度	平成3年度	平成8年度	平成13年度	平成18年度	平成23年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
		第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第8次計画	第9次計画	
久米島	紬	75	85	35	25	25	5	0	0	0	0	0	0	0	0	250 (0)
宮古	上布	114	120	45	25	24	25	22	10	3	3	3	2	1	3	400 (0)
読谷	山花織	91 (28)	145 (25)	50 (10)	25	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	330 (63)
琉球	絣	0	140 (45)	80 (20)	50	53	50	37	38	8	6	5	6	5	6	484 (65)
首里	織	25 (25)	80 (40)	50	50	48	50	40	34	7	5	7	6	7	6	415 (65)
与那国	織	30	40	25 (5)	25	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	134 (5)
喜如嘉	の芭蕉布	29	25 (10)	25	25	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	117 (10)
八重山	上布	59	125 (45)	55 (10)	50	43	33	3	3	0	3	0	0	0	0	374 (55)
八重山	ミンサー	26	35 (10)	45 (10)	50	43	35	14	12	3	0	3	3	3	3	275 (20)
琉球	びんがた	28	42 (10)	35	25	24	25	21	23	3	0	2	3	2	3	236 (10)
南風原	花織	-	-	-	-	-	-	-	-	8	6	0	0	0	0	14 (0)
琉球	漆器	0	85 (80)	40 (15)	25	24	10	0	0	0	0	0	0	0	0	184 (95)
壺屋	焼	30	95 (20)	30 (15)	20	19	25	15	15	0	5	0	0	4	0	258 (35)
琉球	焼	0	15 (15)	28 (10)	25	15	-	-	-	-	-	-	-	-	-	83 (25)
合計		507 (53)	1,032 (300)	543 (95)	420	364	258	152	135	32	28	20	20	22	21	3,554 (448)
助成額	県		77,655	54,575	58,552	51,316	33,823	17,192	17,862	3,832	3,820	2,908	2,919	3,404	2,977	330,835 (29,619)
	国		36,657	40,711	53,390	48,347	36,551	27,893	32,498	7,212	7,226	5,942	6,180	7,338	6,536	316,481 (9,211)
	市町村・組合等		72,568	36,036	24,065	22,331	18,692	13,540	14,535	3,680	3,181	1,779	2,005	2,779	1,689	216,880 (34,822)
	合計		186,880	131,322	136,007	121,994	89,066	58,625	64,895	14,724	14,227	10,629	11,104	13,521	11,202	864,196 (73,652)

※ 上記の人数は県補助金を活用した後継者育成事業に係る人数である。国・市町村の補助で行われた後継者育成事業は含まれていない。

※ 平成12年度より地方分権による権限委譲で読谷山花織、与那国織、喜如嘉の芭蕉布は該当町村が助成することとなった。

※ 平成15年度より地方分権による権限委譲で市町村合併により久米島細は該当町村が助成することとなった。

※ 平成16年度より後継者育成事業は、間接補助から国の直接補助となった。県は、県単事業で助成を継続することとなった。

※ ()うち産地技術振興事業: 後継者育成事業は初心者を対象にした後継者育成事業と中堅技術者を対象にした産地技術振興事業に分けて事業を実施してきたが、平成元年度からは事業を区別せず後継者育成事業として統一して事業を行っている。

2 沖縄県工芸士認定事業

沖縄県工芸士認定事業は、平成9年度の第4次沖縄県伝統工芸産業振興計画に基づき、平成11年度より開始した事業である。沖縄県内で工芸品を製造し、優秀な技術・技法を保持する者を沖縄県工芸士として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって伝統工芸をはじめ、工芸技術・技法の維持向上と習得意欲の推進を図り、ひいては工芸品を製造する者の地位向上と後継者の確保に資することを目的としている。

沖縄県工芸士は、各伝統工芸製品等の工芸産地組合の長(ただし、工芸産地組合が形成されていないその他工芸品等については市町村長)からの推薦により、課題作品、自由作品の審査を経て認定される。これまでの認定者数は、令和4年度までに180人となっている(その他参考資料P64参照)。

(1) 認定要件

- ① 伝統工芸製品等の製造に現在も直接従事し、10年以上の実務経験を有していること。
- ② 伝統工芸製品等の製造に関する高度の技術、技法及び必要な知識を有していること。
- ③ 伝統工芸製品等の振興に貢献するとともに、後継者の指導・育成等に協力できること。
- ④ 沖縄県内に居住していること。

(2) 審査対象工芸品

沖縄県伝統工芸産業振興条例の規定に基づき沖縄県知事の指定を受けた伝統工芸製品(26品目)及び小木工、竹細工、ウージ染め、その他県が認める工芸品

3 沖縄工芸ふれあい広場

作り手と使い手のふれあいの場を設け、消費者に対して本県工芸品の魅力PRや展示・販売を行い、日常生活への一層の普及を図り、工芸産業の振興発展に資することを目的として開催する。平成6年度から、県、関係市町村、産地組合で実行委員会を設置して実施している。

過去の実績一覧

回数	年度	来場者 (人)	会場	時期	会期	実行委員 会予算 (千円)	備考
第1回	H6	不明	不明	不明	不明	不明	
第2回	H7	不明	不明	9月	5日間	不明	
第3回	H8	22,239	コンベンション展示棟	10月	3日間	不明	
第4回	H9	25,217	〃	10月	3日間	不明	
第5回	H10	10,674	〃	10月	3日間	16,295	
第6回	H11	15,608	〃	10月	3日間	16,658	
第7回	H12	11,348	〃	10月	3日間	13,790	
第8回	H13	17,261	〃	8月	3日間	15,330	
第9回	H14	76,777	宜野湾市体育館	11月	4日間	33,142	※全国大会（伝産協負担金6,523千円）
第10回	H15	14,645	コンベンション展示棟	8月	3日間	14,958	
第11回	H16	4,124	奥武山アリーナ棟	12月	3日間	11,868	※e/ler効果をねらい会場変更
第12回	H17	8,395	コンベンション展示棟	8月	2日間	11,517	
第13回	H18	7,328	〃	8月	2日間	11,080	
第14回	H19	6,829	〃	8月	2日間	9,676	
第15回	H20	6,422	コンベンション会議棟	8月	2日間	7,627	
第16回	H21	10,569 (3,583)	那覇市ぶんかテンプス館・壺屋小	11月	2日間	7,439	※()内の数字はテンプス会場のみの実績
第17回	H22	3,836	那覇市ぶんかテンプス館	8月	2日間	7,208	
第18回	H23	800	銀座フェニックスホール	9月	2日間	7,007	
第19回	H24	1,184	時事通信ホール	9月	3日間	7,769	
第20回	H25	1,114	時事通信ホール	9月	3日間	7,769	
第21回	H26	1,346	時事通信ホール	9月	3日間	6,550	
第22回	H27	1,778	時事通信ホール	9月	3日間	7,195	
第23回	H28	1,701	時事通信ホール	9月	3日間	6,993	
第24回	H29	1,945	時事通信ホール	9月	3日間	7,434	
第25回	H30	1,787	時事通信ホール	9月	3日間	7,325	
第26回	R1	1,778	時事通信ホール	9月	3日間	7,405	
第27回	R2		新型コロナウイルスにより中止。オンラインイベント等に振り替え	—	—	7,268	
第28回	R3		新型コロナウイルスにより中止。PRとわしたショップ工芸キャンペーンを実施	—	—	1,131	
第29回	R4	1,679	時事通信ホール	9月	3日間	14,403	

4 織物及び紅型検査事業

織物及び紅型の品質の維持・改善・向上を図ることを目的として、沖縄県伝統工芸産業振興条例及び同施行規則に基づき、検査対象染織物について昭和49年度より県営検査を実施している。

(1) 検査対象伝統工芸製品

区 分	名 称
紅 型	琉球びんがた
織 物	喜如嘉の芭蕉布、読谷山花織、読谷山ミンサー、久米島紬、宮古上布、八重山上布、八重山交布(ゲンボウ)、八重山ミンサー、与那国花織、与那国ドゥタティ、与那国カガンヌブー、与那国シダディ、首里緋、首里花織、首里道屯織、首里花倉織、首里ミンサー、琉球緋、南風原花織、知花花織

(2) 検査手数料

製 品 区 分	金 額	
着尺、羽尺及び帯類	1反につき	220円
ミンサー帯及びテーブルセンター等の小物類	1点につき	40円

(3) 表示

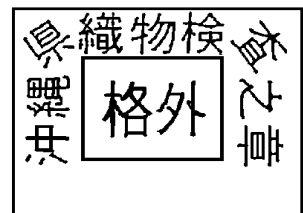
検査済伝統工芸製品は、当該製品一点ごとにそれぞれの格付(合格又は格外)を表示する格付印章を押捺するほか、合格した製品には「沖縄県織物検査済之証」又は「沖縄県紅型検査済之証」をちょう付する。



(大)縦6.25cm、横9.0cm
(小)縦4.2 cm、横6.0cm



(大)直径4.0cm
(小)直径2.7cm



(大)縦3.0cm、横4.3cm
(小)縦2.0cm、横2.9cm

(4) 令和4年度沖縄県伝統工芸製品検査所及び検査員一覧

検査所名	所在地	検査員氏名
沖縄県読谷山織物検査所	読谷村字座喜味2974番地2	池原 アサ子
沖縄県首里織物検査所	那覇市首里桃原町2丁目16番地	普久原 裕子
沖縄県南風原織物検査所	南風原町字本部157番地	幸喜 松江
		比嘉 科子
沖縄県久米島紬検査所	久米島町字真謝1878番地1	吉原 雪枝
沖縄県宮古上布検査所	宮古島市上野字野原1190番地188	長濱 充代
沖縄県八重山織物検査所	石垣市字登野城783番地2	豊川 奈津子
沖縄県琉球びんがた検査所	那覇市首里桃原町2丁目16番地	山内 正子
沖縄県与那国織物検査所	与那国町字与那国175番地の2	真川 要子
沖縄県芭蕉布検査所	大宜味村字喜如嘉454番地	平良 菜緒
沖縄県知花花織検査所	沖縄市知花五丁目6-7	仲宗根 由加

(5) 染織物検査事業実績

(単位:件)

区分	年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	R3	R4
		読谷山織物	着尺・帯	425	333	213	190	355	464	484	430	336	295	283	341	311
	小物類	(1,801)	(1,360)	(1,572)	(1,301)	(1,472)	(1,045)	(1,260)	(1,124)	(929)	(1,011)	(848)	(1,121)	(511)	(805)	(980)
	計	2,226	1,693	1,785	1,491	1,827	1,509	1,744	1,554	1,265	1,306	1,131	1,462	822	1,254	1,285
首里織物	着尺・帯	766	633	623	714	720	663	528	464	385	431	391	331	266	285	370
	小物類	(2,363)	(2,596)	(1,894)	(1,779)	(1,805)	(1,919)	(2,231)	(1,434)	(2,216)	(2,634)	(1,806)	(1,291)	(1,241)	(1,277)	(1,724)
	計	3,129	3,229	2,517	2,493	2,525	2,582	2,759	1,898	2,601	3,065	2,197	1,622	1,507	1,562	2,094
南風原織物	着尺・帯	3,340	2,970	3,414	3,749	3,371	3,675	3,527	3,679	3,534	3,570	3,173	2,718	2,926	2,906	2,659
	小物類															(396)
	計															3,055
久米島紬	着尺・帯	1,378	959	862	786	853	794	741	707	658	716	488	497	465	482	425
宮古上布	着尺・帯	27	21	19	14	14	6	10	7	8	8	10	8	9	11	144
	小物類															(13)
	計															157
八重山織物	着尺・帯	744	694	586	872	906	919	790	615	567	575	623	448	355	266	357
	小物類	(3,222)	(2,049)	(1,469)	(1,876)	(1,613)	(1,864)	(1,996)	(1,792)	(2,043)	(1,920)	(1,873)	(1,477)	(880)	(1,233)	(1,184)
	計	3,966	2,743	2,055	2,748	2,519	2,783	2,786	2,407	2,610	2,495	2,496	1,925	1,235	1,499	1,541
琉球びんがた	着尺・帯	617	571	692	844	948	1,249	1,037	877	763	764	841	744	544	492	479
	小物類	(1,795)	(982)	(609)	(780)	(805)	(557)	(661)	(770)	(611)	(522)	(584)	(552)	(340)	(364)	(301)
	計	2,412	1,553	1,301	1,624	1,753	1,806	1,698	1,647	1,374	1,286	1,425	1,296	884	856	780
与那国織物	着尺・帯	191	155	169	154	205	151	173	129	133	130	129	134	131	121	133
	小物類	(56)	(72)	(32)	(24)	(35)	(17)	(1)	(3)	(11)	(17)	(24)	(26)	(6)	(23)	(13)
	計	247	227	201	178	240	168	174	132	144	147	153	160	137	144	146
芭蕉布	着尺・帯	290	283	296	253	251	251	253	248	251	253	257	221	173	168	165
知花花織	着尺・羽尺・帯	-	-	-	84	107	171	180	176	205	166	126	80	84	91	106
	小物類	-	-	-									(22)	(26)	(29)	(1,514)
	計												102	110	120	1,620
合計	着尺・帯	7,778	6,619	6,874	7,660	7,730	8,343	7,723	7,332	6,840	6,908	6,321	5,522	5,264	5,271	5,143
	小物類	(9,237)	(7,059)	(5,576)	(5,760)	(5,730)	(5,402)	(6,149)	(5,123)	(5,810)	(6,104)	(5,135)	(4,489)	(3,004)	(3,731)	(6,125)
	計	17,015	13,678	12,450	13,420	13,460	13,745	13,872	12,455	12,650	13,012	11,456	10,011	8,268	9,002	11,268

(注) ()は小物類の検査件数。首里織物、読谷山織物、八重山織物については、昭和57年10月1日、琉球びんがたは昭和60年4月1日、与那国織物は昭和63年5月10日、芭蕉布は平成元年6月1日、知花花織は平成22年4月1日、南風原織物、宮古上布は令和4年4月1日から実施した。

5 ちょう付事業

(1) 「伝統工芸品之証」ちょう付事業

本県伝統工芸製品の声価を高め、消費者の購入の便に資するため、沖縄県伝統工芸産業振興条例(昭和48年沖縄県条例第72号)及び同施行規則(昭和49年沖縄県規則第38号)に基づいて、指定マーク「伝統工芸品之証」をちょう付する。



〔伝統工芸品之証〕

書体
太ゴシック平体(黒)
大きさ
(大)直径 4cm
(中)直径 3cm
(小)直径 2cm

(2) 「産業工芸品之証」ちょう付事業(令和3年3月30日廃止)

県内で生産又は加工される工芸品であって、条例の規定により指定された伝統工芸製品以外のものを本県の産業工芸品であることを証するため、「沖縄県産業工芸品之証ちょう付規程」に基づいて、指定マーク「産業工芸品之証」をちょう付する。



〔産業工芸品之証〕

大きさ
(大) 4cm
(中) 3cm
(小) 2cm

6 工芸品宣伝普及事業

沖縄の地域的、気候的特性と歴史によって育まれてきた本県の優れた工芸品を県内外に広く宣伝・紹介し、市場の開拓及び販路の拡大を促進する。さらに、生産者の意欲を高め、技術・技法の向上を図り、工芸産業の振興を図るため沖縄県工芸公募展、沖縄の伝統工芸品展を開催するほか各種展示会に積極的に参加する。

(1) 令和4年度第44回沖縄県工芸公募展

県民の暮らしに対する意識や価値観が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化するに伴い、工芸品に対しても従来の工芸品の良さに加え、新たな機能美や付加価値が求められている。沖縄の優れた工芸品を公募し、コンクールを実施することにより、県内工芸品製造事業者の意欲の高揚、技術、デザイン開発力の向上を図り、併せて県民の感性豊かな生活文化創造に寄与し、広く一般の人々に紹介するため、公募展を開催する。

※ 平成15年度より沖縄県工芸公募展の工芸デザイン部門は、工芸品部門と統合された。

会 期:令和4年11月24日(木)～11月27日(日)

会 場:おきなわ工芸の杜

主 催:沖縄県

(2) 令和4年度工芸工房運営改善支援事業

工芸業界において活躍し、業界を牽引できるような強い工芸事業者を育てるため、プランディング、マーケティング、工房経営などの工房運営の課題解決を図るためのコンサルティングを行う。

○ 採択事業者 : 8者

7 島工藝おきなわ販路拡大推進事業

工芸産業の活性化を図るため、沖縄独自の魅力を活かした工芸品等の認知度向上及び販売強化を促進する。

(1) 認知度向上、販売促進プロモーション

広報やイベント出展等による沖縄の工芸品等の認知度向上、販売促進プロモーションを実施する。

○ 令和4年度実施件数 :14件

(2) 販売促進支援補助金

工芸品の販売促進に繋がる流通事業者等の販路拡大や商品開発等の取組への支援を行う。

○ 令和4年度採択事業者 :11者

8 おきなわ工芸の杜

(1) 概要

「おきなわ工芸の杜」は、人と技術、情報の交流拠点として整備され、工芸従事者向けセミナー・研修等の実施、貸し工房入居者への起業支援、関係機関・他業種とのネットワーク構築促進等、さまざまな段階に応じた支援機能を有するインキュベーション施設である。

また、県内各地の伝統工芸品を一堂に展示しており、県民や観光客等多くの消費者が本県の伝統工芸の豊かさや魅力を体感することができる。

【所在地】豊見城市字豊見城 1114 番 1

【供用開始】令和 4 年 4 月 1 日

【諸室構成】共同工房、貸し工房、体験工房、多目的室、展示室、
沖縄県工芸産業振興センター等

【施設規模】(出所：完成図書)

(1) 敷地面積：約 9,788 m²

(2) 構造：鉄筋コンクリート造 3 階建て

(3) 建築面積：約 4,823 m²

(4) 建物延面積：約 9,162 m²

(内訳) 公共施設 約 5,411 m²

沖縄県工芸振興センター 約 724 m²

駐車場 (1 階ピロティ) 約 2,176 m²

その他 (ベランダ等) 851 m²

【総事業費】43.8 億円

(2) 今後の施策展開

① 人材育成の

- ・ 技術研修や起業支援により、低収入、技術力不足による離職率を下げ、担い手確保につなげる。
- ・ 貸し工房入居者向けに専門家によるセミナーやワークショップを開催し、工房運営や販路開拓等について課題解決を図る。

② 交流の拠点

- ・ 各種イベント等を開催し、工芸事業者同士、工芸事業者と一般来館者、工芸事業者とビジネスパートナーなど、異業種・異分野間の交流が促進されるよう取り組んでいる。
- ・ 工芸の杜で構築したネットワークを活用し、マーケティングや市場ニーズに対応した商品開発につなげる。

③ 情報発信の拠点

- ・ 工芸事業者と工芸品の情報を収集し発信すること、また、工芸事業者が活用できる支援策などの情報を収集し発信する。
- ・ イベント、体験プログラム、展示品情報等の沖縄工芸の情報や魅力について、ホームページや SNS を活用して正確かつ迅速に発信する。

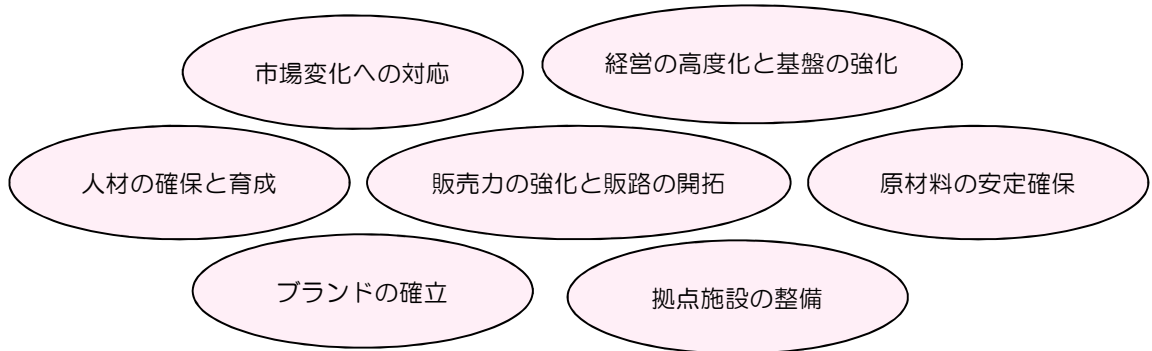
④ 産地への誘導

- ・ 展示や Web サイトにおいて産地やショップ、工房を紹介することで、来館者や工芸に興味を持った方を、離島を含めた各産地へ誘導する。
- ・ 産地と連携した取り組みとしては、主に県外での展示販売会や後継者育成事業をはじめとした人材育成事業に関する補助、原材料確保の支援の実施を予定している。

Ⅲ 工芸振興センター事業概要

1 令和4年度 事業体系

○沖縄県の工芸産業における課題



○工芸振興センターの役割

「総合的な工芸産業技術支援機関」としての機能

令和4年度 事業体系



2 令和4年度工芸振興センター主要事業

(1) 高度工芸技術者養成事業

① 目的

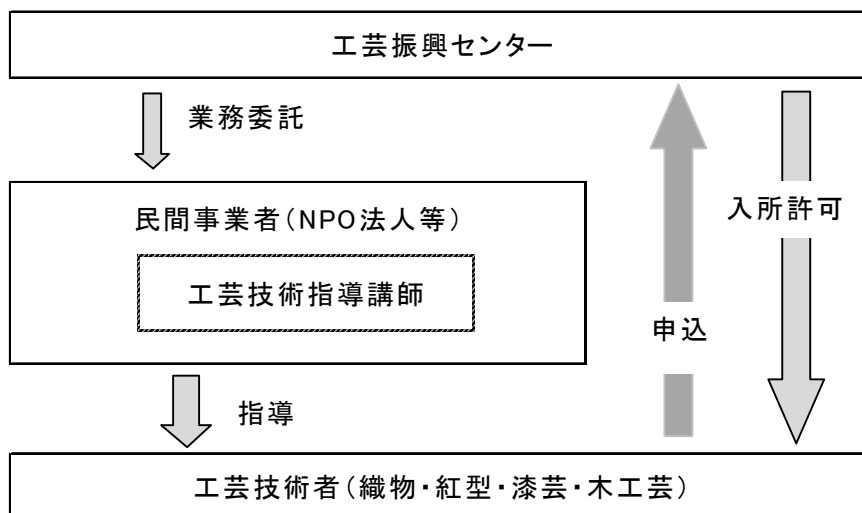
織物、紅型、漆芸、木工芸の各分野における若手工芸技術者に対して技術研修を行い、工芸産業を担う高度な技術を持った中核人材（技術者）の養成を図る。

② 内容

上記4分野の各専門技術講師による技術者養成研修を研修カリキュラムに沿って実施する。研修期間は11ヶ月で、技術研修のほかに、経営・流通講座や外部講師による専門技術講習会も併せて実施する。研修生は公募によりそれぞれ5名程度（計20名程度）を募集し、選考のうえ決定する。

昭和49年度から平成24年度までは「工芸技術研修指導」として、県（当センター）が直接事業を実施していたが、平成25年度から事業のスキームを一新し、研修運営の委託により実施している。

③ 事業スキーム



【研修概要】

織物…製糸技術、染色技術、^{たてがすり}経^{よこがすり}・^{もんおり}緯^{もんおり}技術、琉球藍染色技術、各紋織技術
および^{おびじ}帯地^{きじゃく}・着尺製作技術等

紅型…道具づくり、色見本製作、図案技術、^{かたぼり}型彫^{かたぼり}技術、染色技術および
帯地・着尺製作技術等

漆芸…道具づくり、^{きゅうしつ}髹^{きゅうしつ}漆^{きゅうしつ}技術、^{かんしつ}乾^{かんしつ}漆^{かんしつ}技術、^{ろいろ}呂色^{ろいろ}技術、^{ぬりたて}塗立^{ぬりたて}技術、加飾技術等

木工芸…道具づくり、^{ぞうがん}加工機械操作^{ぞうがん}、^{ひきもの}象嵌^{あしもの}技法^{あしもの}、塗装、挽物・脚物製作技術等

【事業実績】 令和4年度：12人

〈参考〉研修累計実績：1,177人（昭和49年度～令和4年度）

(2) 工芸技術指導

① 目的

工芸産業を担う技術者の技術向上を図るため、センター職員による技術相談や技術指導を行うとともに、県内外の専門家による講習会の開催等を実施する。

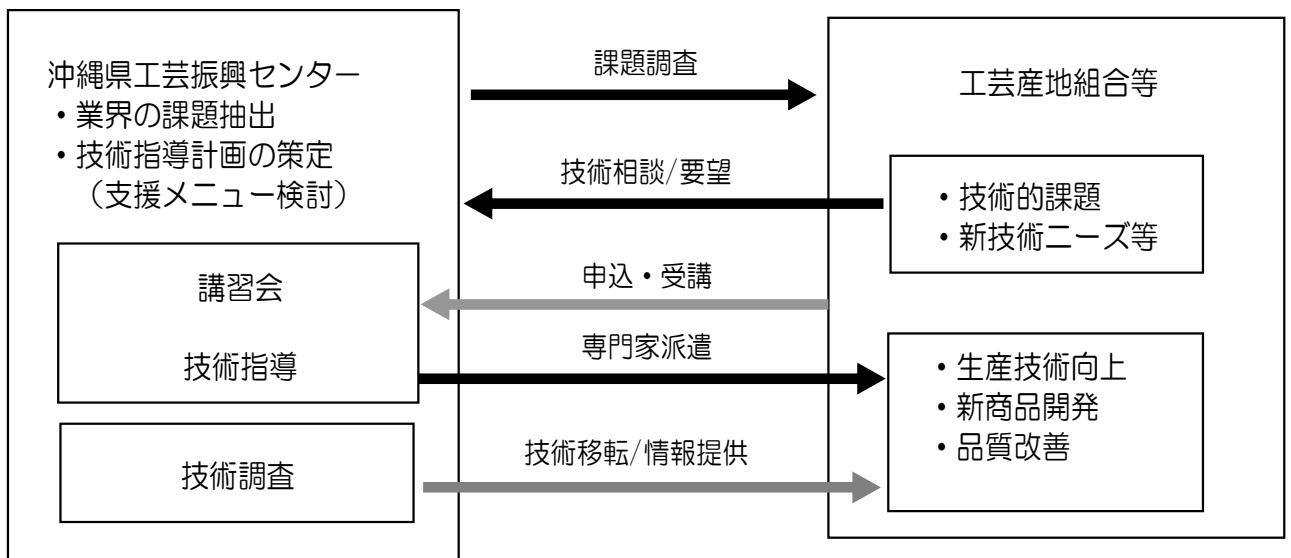
② 内容

染織・木漆工に関する原材料・加工技術・デザイン技術等について、個別の相談指導に対応するほか、産地ヒアリングや課題調査を行い、工芸産地組合や事業所のニーズ・要望に基づいて、課題解決のための技術指導及び講習会等の開催、専門技術者の派遣などを行っている。

また、事業者等からの依頼を受けて、染色堅牢度や材料の物性及び接着などの試験分析を行っている。

さらに、工芸振興センター内にある染織関係、木工関係の機器・設備について、工芸従事者が利用できるよう開放している。（有料にて利用可）

③ 事業スキーム



(3) セルフプロデュース力強化工芸研修事業（人材育成）

① 目的

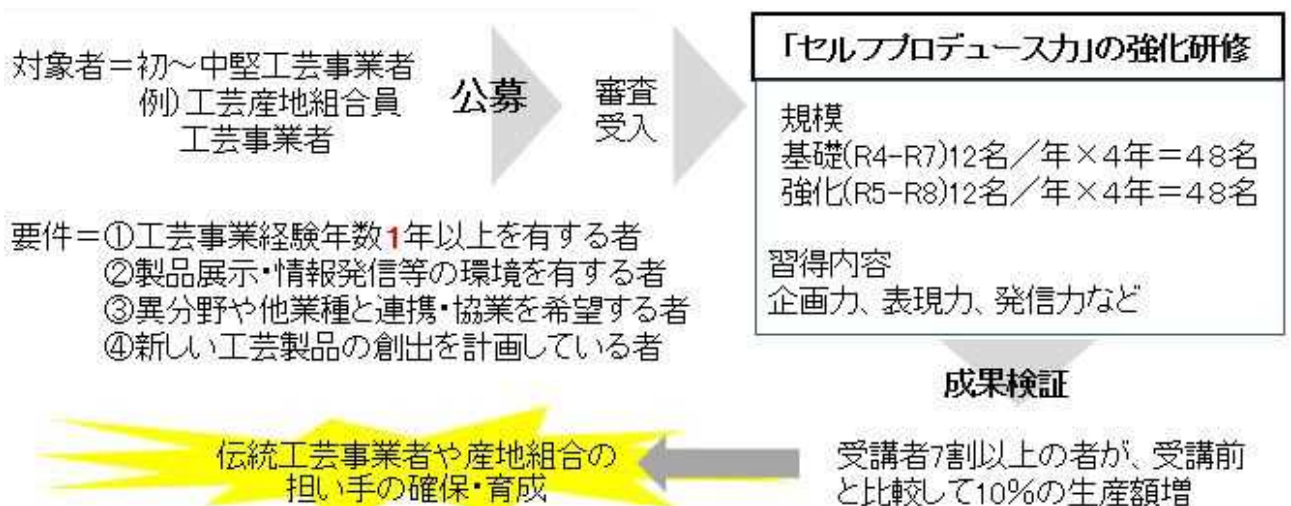
工芸事業者に対し、技術以外のスキル（企画力・表現力・発信力等）の習得、市町村の枠を超えた俯瞰的で公益性のあるスキル（異業種交流、ネットワーク形成等）を習得させる「自己プロデュース力」を強化する人材育成を実施する。

② 内容

PDCA サイクルの考えのもと、2年を1単位とした人材育成を実施する。

1年目では基礎=PLAN（計画）・DO（実行）、2年目は強化=CHECK（検証）・ACTION（自走）とした内容である。

③ 事業スキーム



(4) 工芸研究

① 目的

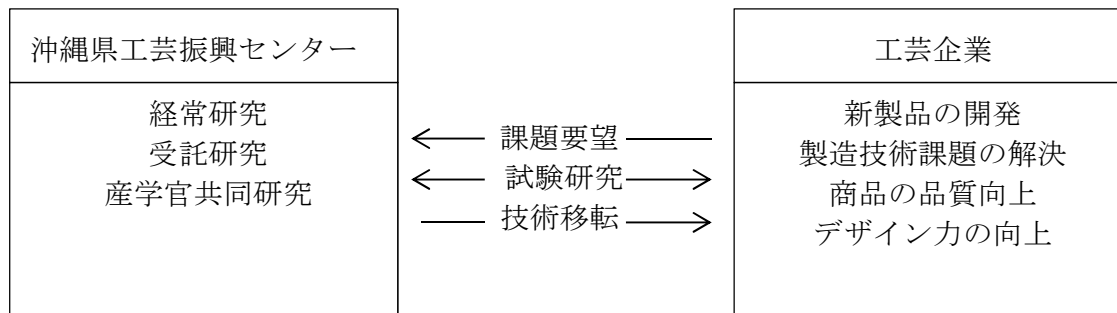
工芸に関する試験研究を行い、その成果の指導普及により生産技術の向上及び工芸製品の品質の維持改善を図り、工芸産業の振興発展に寄与する。

② 内容

染織、漆芸、木工芸を対象とした技術改善や改良、素材開発、製品開発などの試験研究を実施する。

技術情報の収集、県内外の関係機関との技術交流を実施する。

③ 事業スキーム



高度工芸技術者養成事業の研修生累計実績

(単位:人)

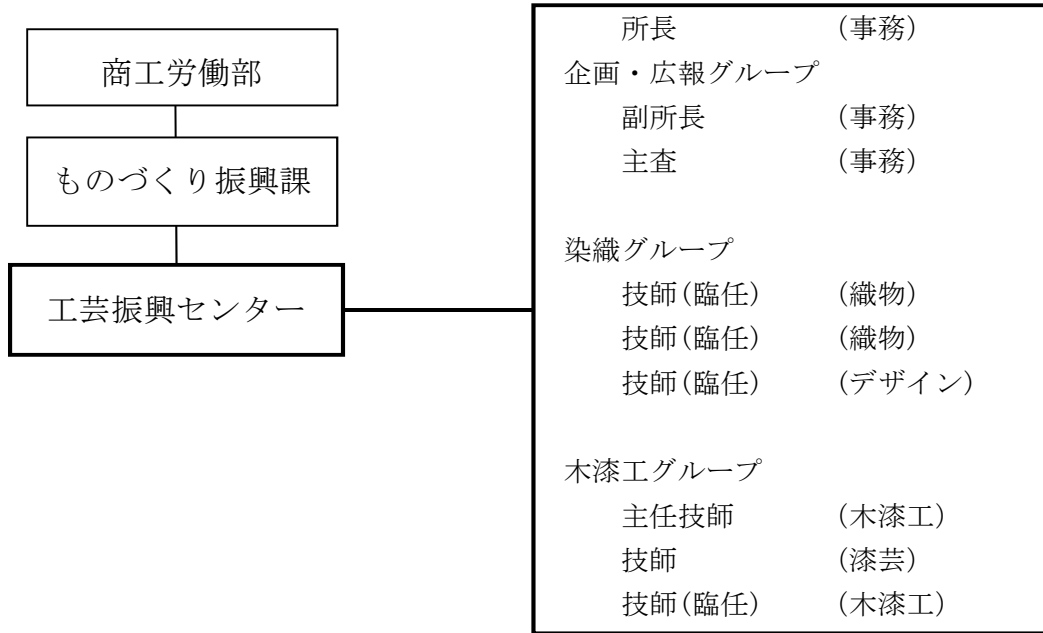
年度	修了者数	一般研修					特別研修				
		織物	紅型	漆工	木工	小計	織物	紅型	漆工	木工	小計
S49～H24	1006	152	54	123	173	502	141	163	84	116	504
H25	15	5	2	4	4	15					0
H26	21	5	4	6	6	21					0
H27	19	5	6	3	5	19					0
H28	18	3	6	1	4	14			4		4
H29	17	5	4	4	4	17					0
H30	17	4	6	4	3	17					0
H31	13	1	3	2	4	10	2		1		3
R2	20	4	6	3	3	16	1		2	1	4
R3	19	2	5	4	5	16	3				3
R4	12	2	3	3	4	12					0
合計	1,177	188	99	157	215	659	147	163	91	117	518

※S49～H24は工芸技術研修指導

3 組織・予算

(1) 組織及び職員配置

職員数 9



(2) 令和4年度工芸振興センター予算総括表

(単位：千円)

(目) 工芸振興センター費	<u>238,743</u>		
(事項) 工芸振興センター運営費	<u>201,705</u>	(事業) 運営費 (工芸振興センター)	<u>12,943</u>
		(事業) 旧工芸振興センター 跡地整備事業	<u>188,762</u>
(事項) 工芸研究費	<u>878</u>	(事業) 工芸研究費 (単独)	<u>878</u>
(事項) 工芸技術支援費	<u>36,160</u>	(事業) 工芸技術指導費	<u>1,682</u>
		(事業) 高度工芸技術者養成事業	<u>22,537</u>
		(事業) セルフプロデュース力 強化工芸研修事業	<u>11,941</u>

IV 伝産法に基づく指定・振興計画策定指導

1 伝統的工芸品産業の振興に関する法律(伝産法)について

(1) 伝産法に基づく指定・振興計画

ア 「伝産法」の内容

「一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品」の「産業の振興を図り、もって国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的」として、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」(昭和49年法律第57号。以下「伝産法」という。)が制定された。

工芸品の産地組合等からの申請に基づき、指定要件を満たすものを経済産業大臣が「伝統的工芸品」として指定する。指定を受けた産地では、振興計画等を作成して経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて事業を行うのに必要な経費の一部を国、都道府県等から助成を受け、産地全体で振興を図ろうとするものである。

イ 本県における伝産法に基づく指定・振興計画

本県においては、久米島紬、宮古上布、読谷山花織、読谷山ミンサー、壺屋焼、琉球緋、首里織、琉球びんがた、琉球漆器、与那国織、喜如嘉の芭蕉布、八重山ミンサー、八重山上布、知花花織、南風原花織及び三線の16品目が伝産法による指定を受け、認定された振興計画に基づいた事業を推進している。

(2) 「伝統的工芸品」として指定を受けるための要件

ア 日常生活で使用する工芸品であること

日本人の生活に密着し、一般家庭において使用される工芸品。

必ずしも安価で入手されるものを意味するものではないが、美術品は、含まれない。

イ 製造工程の主要部分は手工的(高度な手作品)であること。

製品の持ち味に大きな影響を与える部分(品質・形態・デザイン等)は、手作業中心。

(機械化による省力化・量産化は本来の持ち味を失う。しかし、持ち味に影響を与えない補助的な工程の機械化を妨げるものではない。)

ウ 伝統的な技術・技法によって製造されるものであること。

工芸品を製造する技術または技法が100年以上の歴史を有し、今日まで継続していること。

エ 伝統的に使用されてきた原材料であること。

工芸品の主たる原材料が原則として100年以上の歴史を有し、今日まで継続していること。

枯渇した原材料は持ち味を変えない(品質に影響を与えない)範囲で同種材料に転換も可能。

オ 一定の地域で産地形成がなされていること。

一定の地域で、ある程度の規模を保ち、地域産業として成立していること。

(原則、10以上の事業者又は30人以上の従事者)

〈伝統的工芸品産業の振興に関する法律第2条、伝統的工芸品産業振興事業実施要領〉

(3) 伝統的工芸品の製造者を構成員とする事業協同組合等は、伝統的工芸品産業に関する振興計画を作成し、これを都道府県知事又は市町村長(指定地域の全部が1市町村の区域に属する場合)を経由して経済産業大臣に提出し、振興計画の認定を受けることができる。

(4) 振興計画には、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項
- ② 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- ③ 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- ④ 需要の開拓に関する事項
- ⑤ 作業場その他作業環境の改善に関する事項
- ⑥ 事業の共同化に関する事項
- ⑦ 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
- ⑧ 高齢従事者、熟練従事者及びその他の従事者の福利厚生に関する事項
- ⑨ その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

また、第1次の振興計画が終了した後も課題が残されていたり、経済、社会環境の変化等により、新たに解決すべき課題が生じた場合には、これらの問題に対処するため、数次にわたり振興計画を作成し、認定を受け、振興事業を継続することができる。

○伝統的工芸品の表示について

経済産業大臣により指定を受けた伝統的工芸品は、個々の商品に『伝統的工芸品として指定されているものであること』を表示することができると伝産法に規定されている。

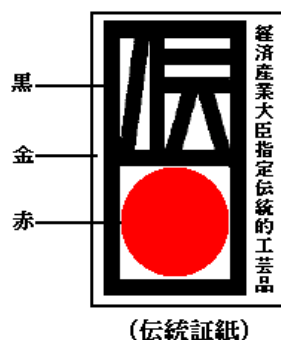
この表示は、特定製造協同組合等が経済産業大臣の認定を受けた振興計画及び経済産業省製造産業局長の認定を受けた「伝統証紙表示事業実施規程」に基づいて、特定製造協同組合等が実施することができる。

・ 伝産協会が発行する伝統証紙を貼付して伝統的工芸品の表示を行う場合

- ① 伝産協会作成の「伝統的工芸品統一表示事業実施規程」に従うとともに特定製造協同組合等は、伝統証紙使用許諾契約を交わす必要がある。
- ② 特定製造協同組合等は「伝統証紙表示実施規程」に従い、対象となる伝統的工芸品について検査を行い、検査基準に合格したものに「伝統証紙」を貼付する。

伝統的工芸品には、かなり精巧な類似品も多く、一般消費者にとってはその識別はかなり困難といえる。それだけに、伝統的工芸品の普及啓発のため、「伝統証紙」等を貼付することにより、一般消費者に対して識別のめやすを提供することは極めて重要である。

伝産協会が実施している伝統的工芸品統一表示事業は統一された「伝統証紙」を貼付することにより、消費者が伝統的工芸品を安心して購入できるマークとなっている。



「伝統証紙」には次の3つの事項が明示される。

- ①「経済産業大臣指定伝統的工芸品」の文字
- ②「伝統的工芸品の名称」
- ③「特定製造協同組合等の名称」

このマークは、著名なデザイナー故亀倉雄策氏のデザインで、伝統の「伝」の字と日本の心を表す赤丸とを組み合わせたものである。

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律に基づく指定・振興計画

	指定品目	区分	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	第6次計画	第7次計画	第8次計画	第9次計画
	指定年月日 組合名										
1	久米島紬	認定月日	S51.3.25	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H17.3.31	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1
	昭和50年2月17日	振興計 画期間	S51.3.25	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H17.4.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1
	久米島紬事業協同組合		S59.3.31 (8年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)
2	宮古上布	認定月日	S51.3.25	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H17.6.27	H22.6.18	H27.4.10	R2.1.23
	昭和50年2月17日	振興計 画期間	S51.3.25	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H17.7.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1
	宮古織物事業協同組合		S59.3.31 (8年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)
3 4	読谷山花織 読谷山ミンサー	認定月日	S52.3.29	S59.3.30	H2.1.30	H7.3.30	H12.3.30	H23.1.25	H28.2.12	R4.4.1	
	昭和51年6月2日	振興計 画期間	S52.3.29	S59.4.1	H2.2.1	H7.4.1	H12.4.1	H23.4.1	H28.4.1	R4.4.1	
	読谷山花織事業協同組合		S59.3.31 (7年)	H1.3.31 (5年)	H7.3.31 (5年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H28.3.31 (5年)	R3.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
5	壺屋焼	認定月日	S52.3.29	H6.3.30	H12.3.30	H17.6.27	H22.6.1	H27.6.1	R2.4.1		
	昭和51年6月2日	振興計 画期間	S52.3.29	H6.4.1	H12.4.1	H17.7.1	H22.4.1	H27.4.1	R2.4.1		
	壺屋陶器事業協同組合		S59.3.31 (7年)	H11.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)	H22.3.31 (5年)	H27.3.31 (5年)	R2.3.31 (5年)	R7.3.31 (5年)		
6	琉球緋	認定月日	S59.1.9	H4.9.3	H9.3.31	H14.6.4	H19.5.1	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1	
	昭和58年4月27日	振興計 画期間	S59.1.9	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1	
	琉球緋事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
7	首里織	認定月日	S59.1.9	H4.9.3	H9.3.31	H14.6.4	H19.8.20	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1	
	昭和58年4月27日	振興計 画期間	S59.1.9	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1	
	那覇伝統織物事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
8	琉球びんがた	認定月日	S59.10.1	H4.8.25	H9.3.31	H14.6.4	H19.7.10	H24.3.30	H29.4.1	R4.4.1	
	昭和59年5月31日	振興計 画期間	S59.10.1	H4.4.1	H9.4.1	H14.4.1	H19.4.1	H24.4.1	H29.4.1	R4.4.1	
	琉球びんがた事業協同組合		H4.3.31 (8年)	H9.3.31 (5年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)	
9	琉球漆器	認定月日	S61.11.4	H7.3.30	H12.3.30						
	昭和61年3月12日	振興計 画期間	S61.11.4	H7.4.1	H12.4.1						
	琉球漆器事業協同組合		H7.3.31 (8年)	H12.3.31 (5年)	H17.3.31 (5年)						
10	与那国織	認定月日	S62.11.20	H8.3.29	H13.6.1	H18.3.	H23.3.22	H28.4.1	R3.4.1		
	昭和62年4月18日	振興計 画期間	S62.11.20	H8.4.1	H13.4.1	H18.4.1	H23.4.1	H28.4.1	R3.4.1		
	与那国町伝統織物協同組合		H8.3.31 (8年)	H13.3.31 (5年)	H18.3.31 (5年)	H23.3.31 (5年)	H28.3.31 (5年)	R3.3.31 (5年)	R8.3.31 (5年)		
11	喜如嘉の芭蕉布	認定月日	S63.12.6	H9.3.31	H14.9.25	H19.8.21	H24.3.30	H29.1.31			
	昭和63年6月9日	振興計 画期間	S63.10.1	H9.4.1	H14.10.1	H19.10.1	H24.4.1	H29.4.1			
	喜如嘉芭蕉布事業協同組合		H9.3.31 (8年)	H14.3.31 (5年)	H19.3.31 (5年)	H24.3.31 (5年)	H29.3.31 (5年)	R4.3.31 (5年)			
12	八重山ミンサー	認定月日	H1.11.21	H10.3.31	H15.3.31	H20.6.26	H25.4.19	H30.3.29	R5.3.14		
	平成元年4月11日	振興計 画期間	H1.10.1	H10.4.1	H15.4.1	H20.4.1	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1		
	竹富町織物事業協同組合 石垣市織物事業協同組合		H10.3.31 (8年)	H15.3.31 (5年)	H20.3.31 (5年)	H25.3.31 (5年)	H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)		
13	八重山上布	認定月日	H1.11.21	H10.3.31	H15.3.31	H20.6.26	H25.4.19	H30.3.29	R5.3.14		
	平成元年4月11日	振興計 画期間	H1.10.1	H10.4.1	H15.4.1	H20.4.1	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1		
	石垣市織物事業協同組合 竹富町織物事業協同組合		H10.3.31 (8年)	H15.3.31 (5年)	H20.3.31 (5年)	H25.3.31 (5年)	H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)		
14	知花花織	認定月日	H25.4.1	H30.4.2	R5.2.20						
	平成24年7月25日	振興計 画期間	H25.4.1	H30.4.1	R5.4.1						
	知花花織事業協同組合		H30.3.31 (5年)	R5.3.31 (5年)	R10.3.31 (5年)						
15	南風原花織	認定月日	H29.6.28	R4.4.1							
	平成29年1月26日	振興計 画期間	H29.4.1	R4.4.1							
	琉球緋事業協同組合		R4.3.31 (5年)	R9.3.31 (5年)							
16	三線	認定月日	H31.4.1								
	平成30年11月7日	振興計 画期間	H31.4.1								
	沖縄県三線製作事業協同組合		R6.3.31 (5年)								

○伝統的工芸品産業支援補助金事業別補助対象経費

伝産法の指定を受けた産地では、伝産法の目的を達成するために、「振興計画」等を作成し、経済産業大臣の認定を受けた後、その振興計画等に基づいて各種事業を実施する。それらの事業のうち下記については、国及び都道府県等から経費の一部の助成(補助金等)を受けることができる仕組みとなっている。

事業区分		補助対象経費		
		経費区分	内容	
振興事業	後継者育成事業	後継者・従事者育成、若年層等後継者創出育成		
		研修講師謝金	講師謝金	
		研修講師旅費	講師旅費	
		研修旅費	研修旅費(研修カリキュラムに基づく産地外研修実施分に限る)	
	技術・技法の記録収集・保存事業	研修教材等諸費	テキスト代(資料作成費・印刷費、資料コピー費、教材用図書購入費)、研修に要する原材料購入費、簡単な工具、用具類の購入費、研修室借料、資料購入費・借料(工程を示した実物見本、完成品を含む)、アルバイト賃金、保険料、機器・道具類借料	
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	
		資料収集費	文献資料等購入費、作品資料購入費、文献等借料	
	原材料確保対策事業	記録フィルム・記録文献作成費	専門家謝金、印刷製本費、記録フィルム等・記録文献作成費、外注費	
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、会場費、会議費	
		研究会費	研究員謝金、研究員旅費、会場費、会議費	
	需要開拓事業	原材料開発研究調査費	調査旅費、報告書作成費、原材料収集・分析・調査費、外注費	
		企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費	
展示会開催等事前準備費		マーケティング調査費、事前打合わせ旅費、通信連絡費、印刷・広報費(ポスター、パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費)、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費		
展示会等開催等事業費		出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、アルバイト賃金、保険料、外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費(必要最小限の量)		
意匠開発事業	展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費		
	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費		
	意匠開発費	マーケティング調査費、事務打ち合わせ旅費、専門家外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費		
	求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費等)、外注費、アルバイト賃金、保険料		
共同振興事業	求評会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費		
	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費		
	展示会開催等事前準備費	マーケティング調査費、事前打合わせ旅費、通信連絡費、印刷・広報費(ポスター、パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費)、アルバイト賃金、映像資料等作成費、翻訳費		
	展示会開催等事業費	出展旅費、会場費、設営・装飾費、出品物梱包及び運送費、アルバイト賃金、保険料、外注費、知財権出願関連費、展示会場内において実演等を行う場合の実演等謝金、実演等旅費、原材料費(必要最小限の量)		
新商品共同開発事業	展示会等成果検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費		
	企画会議費	委員謝金、委員旅費、専門家謝金、専門家旅費、会場費、会議費		
	新商品開発費	マーケティング調査費、事務打ち合わせ旅費、専門家外注費(デザイン費等)、専門家旅費、新商品試作費		
	求評会開催等事業費	出展旅費、会場費、会場設営費、出品物梱包及び運送費、通訳・翻訳費、通訳・翻訳印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状作成費、発送費、掲載費等)、外注費、アルバイト賃金、保険料		
活性化事業	求評会成果等検討費	検討委員謝金、検討委員旅費、会場費、会議費、成果アンケート調査用紙印刷費、アンケート調査集計アルバイト賃金、検討用資料印刷費、報告書作成費、翻訳費		
	活性化事業	事業に要する経費であって、当該事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		
連携活性化計画	連携活性化事業	事業に要する経費であって、当該事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、振興計画に基づく各事業の補助対象経費とする。		
支援計画	人材育成・交流支援事業費	講師謝金、講師旅費、研修材料費、資料収集費、印刷・広報費(ポスター・パンフレット・ウェブサイト・開催要綱・案内状・実施要領等作成費、発送費、掲載費等)、通信運搬費、借料及び損料、光熱水費、アルバイト賃金、消耗品費、報告書作成費		
	産地プロデューサー事業	事業に要する経費であって、当該実施事業内容から経済産業局長が必要であると認めた経費 ※原則、人件費及び振興計画に基づく、後継者育成事業、需要開拓事業、意匠開発事業の補助対象経費とする。		

○伝統的工芸品指定品目一覧(都道府県別)

令和4年11月16日現在

経済産業局別	都道府県別	指定品目数	品目名
北海道	北海道	2	二風谷イタ、二風谷アットウシ
東北	青森	1	津軽塗
	岩手	4	南部鉄器 岩谷堂箆笥 秀衡塗 浄法寺塗
	宮城	4	宮城伝統こげし 雄勝硯 鳴子漆器 仙台箆笥
	秋田	4	樺細工 川連漆器 大館曲げわっぱ 秋田杉桶樽
	山形	5(1)	山形鋳物 置賜紬 山形仏壇 天童将棋駒 羽越しな布
	福島	5	会津塗 大堀相馬焼 会津本郷焼 奥会津編み組細工 奥会津昭和からむし織
	計	23	
関東・甲信越	茨城	3(1)	結城紬 笠間焼 真壁石燈籠
	栃木	2(1)	結城紬 益子焼
	群馬	2	伊勢崎緋 桐生織
	埼玉	5(1)	江戸木目込人形 春日部桐箆笥 岩槻人形 秩父銘仙 行田足袋
	千葉	2	房州うちわ 千葉工器具
	東京	21(1)	村山大島紬 東京染小紋 本場黄八丈 江戸木目込人形 東京銀器 東京手描友禅 多摩織 江戸和竿 江戸指物 江戸からかみ 江戸切子 江戸節句人形 江戸木版画 江戸硝子 江戸べっ甲 東京アンチモノ工芸品 東京無地染 江戸押絵 東京三味線 東京琴 江戸表具
	神奈川	3	鎌倉彫 箱根寄木細工 小田原漆器
	新潟	16(1)	塩沢紬 小千谷縮 小千谷紬 村上木彫堆朱 本塩沢 加茂桐箆笥 新潟・白根仏壇 長岡仏壇 三条仏壇 燕鎚起銅器 十日町緋 十日町明石ちぢみ 越後与板打刃物 新潟漆器 羽越しな布 越後三条打刃物
	山梨	3	甲州水晶貴石細工 甲州印伝 甲州手彫印章
長野	7	信州紬 木曾漆器 飯山仏壇 松本家具 内山紙 南木曾ろくろ細工 信州打刃物	
	計	64	
東海	岐阜	6	飛騨春慶 一位一刀彫 美濃焼 美濃和紙 岐阜提灯 岐阜和傘
	静岡	3	駿河竹千筋細工 駿河雛具 駿河雛人形
	愛知	15	有松・鳴海絞 常滑焼 名古屋仏壇 三河仏壇 豊橋筆 赤津焼 岡崎石工品 名古屋桐箆笥 名古屋友禅 名古屋黒紋付染 尾張七宝 瀬戸染付焼 尾張仏具 三州鬼瓦工芸品 名古屋節句飾
	三重	5	伊賀くみひも 四日市萬古焼 鈴鹿墨 伊賀焼 伊勢形紙(用具)
	計	29	
北陸	富山	6	高岡銅器 井波彫刻 高岡漆器 越中和紙 越中福岡の菅笠 庄川挽物木地(材料)
	石川	10	加賀友禅 九谷焼 輪島塗 山中漆器 金沢仏壇 七尾仏壇 金沢漆器 牛首紬 加賀繡 金沢箔(材料)
	福井	7	越前漆器 越前和紙 若狭めのう細工 若狭塗 越前打刃物 越前焼、越前箆笥
	計	23	
近畿	滋賀	3	彦根仏壇 信楽焼 近江上布
	京都	17	西陣織 京鹿の子絞 京仏壇 京仏具 京漆器 京友禅 京小紋 京指物 京繡 京くみひも 京焼・清水焼 京扇子 京うちわ 京黒紋付染 京石工芸品 京人形 京表具
	大阪	8	大阪欄間 大阪唐木指物 堺打刃物 大阪仏壇 大阪浪華錫器 大阪泉州桐箆笥 大阪金剛簾 浪華本染め
	兵庫	6	播州そろばん 丹波立杭焼 出石焼 播州毛鉤 豊岡杞柳細工 播州三木打刃物
	奈良	3	高山茶釜 奈良筆 奈良墨
	和歌山	3	紀州漆器 紀州箆笥 紀州へら竿
	計	40	
中国	鳥取	3(1)	因州和紙 弓浜緋 出雲石燈ろう
	島根	4(1)	出雲石燈ろう 雲州そろばん 石州和紙 石見焼
	岡山	2	勝山竹細工 備前焼
	広島	5	熊野筆 広島仏壇 宮島細工 福山琴 川尻筆
	山口	3	赤間硯 大内塗 萩焼
	計	17	
四国	徳島	3	阿波和紙 阿波正藍じら織 大谷焼
	香川	2	香川漆器 丸亀うちわ
	愛媛	2	砥部焼 大洲和紙
	高知	2	土佐和紙 土佐打刃物
	計	9	
九州	福岡	7	小石原焼 博多人形 博多織 久留米緋 八女福島仏壇 上野焼 八女提灯
	佐賀	2	伊万里・有田焼 唐津焼
	長崎	3	三川内焼 波佐見焼 長崎べっ甲
	熊本	4	小代焼 天草陶磁器 肥後象がん、山鹿灯籠
	大分	1	別府竹細工
	宮崎	2(1)	本場大島紬 都城大弓
	鹿児島	3(1)	本場大島紬 川辺仏壇 薩摩焼
	計	22	
沖縄	沖縄	16	久米島紬 宮古上布 読谷山花織 読谷山ミンサー 壺屋焼 琉球緋 首里織 琉球びんがた 琉球漆器 与那国織 喜如嘉の芭蕉布 八重山ミンサー 八重山上布 知花花織 南風原花織 三線
合計		240	

(注)指定品目数の()内の数字は、指定が他の都府県・経済産業局と重複する内数をあらわしている。
経済産業省HP参照

2 沖縄県内における「伝統的工芸品」の指定告示内容

久米島紬つぎ（昭和50年2月17日指定）

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② たて糸に使用する糸は生糸とし、よこ糸に使用する糸は真綿の手つむぎ糸とすること。
 - ③ よこ糸の打ち込みには、「手投杼ひ」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くり」によること。この場合において、染料はサルトリイバラ、シャリンバイ等を原料とする植物性染料とし、媒染剤は泥土又は明ばんとすること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、生糸又は真綿の手つむぎ糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 島尻郡久米島町

宮古上布（昭和50年2月17日指定）

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼ひ」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「織締め」又は「手くり」によること。この場合において、染料は、藍又はこれに類するものを原料とする植物性染料とすること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、「手うみ」のちよ麻糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 宮古島市、宮古郡多良間村

読谷山花織ゆんたんざはなうい（昭和51年6月2日指定）

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼ひ」を用いること。
 - ③ 紋は、「花綜紬そうこう」又は「縫取り杼ひ」を用いて表わすこと。
 - (2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、生糸又は綿糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 中頭郡読谷村

読谷山ミンサー	(昭和51年6月2日指定)
----------------	----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めのたてうね織りとすること。
- ② よこ糸打ち込みには「手投杼」を用いること。
- ③ 紋は、「紋棒」又は「花綜紵」を用いて表すこと。

(2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、綿糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 中頭郡読谷村

壺屋焼	(昭和51年6月2日指定)
------------	----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 荒焼にあっては、次の技術又は技法によること。

- ① はい土は、水簸をせず、製造すること。
- ② 成形は、ろくろ成形、手ひねり成形又は押型成形によること。
- ③ 素地の模様付けをする場合には、はり付けによること。
- ④ 焼成には、南蛮窯を使用すること。

(2) 上焼にあっては、次の技術又は技法によること。

- ① はい土は、水簸をして、製造すること。
- ② 成形は、ろくろ成形、押型成形、型起こし成形又は手ひねり成形によること。
- ③ 素地の模様付けをする場合には、化粧掛け、掻き落とし、線彫り、象がん、印花、「飛ばしかんな」又は盛り付けによること。この場合において、化粧掛けは、浸し掛け、流し掛け、振り掛け、はけ目又は布掛けによること。
- ④ 釉掛けは、浸し掛け、振り掛け、流し掛け又は布掛けによること。この場合において、釉薬は、「シルグスイ」、「ミーシルー」、「クワデーサー」又は「具志頭イルー」とすること。
- ⑤ 絵付をする場合には、手描きによること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

(1) 使用する陶土は、荒焼にあっては「島尻粘土」又はこれと同等の材質を有するものとし、上焼にあっては「喜瀬粘土」、「古我知粘土」、「石川粘土」、「前兼久粘土」、「山田粘土」、若しくは「喜名粘土」又はこれらと同等の材質を有するものとする。

(2) 使用される化粧土は、「喜瀬粘土」又は「安富祖粘土」とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、国頭郡恩納村、中頭郡読谷村

琉球 絣	(昭和58年4月27日指定)
-------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打込みには「手投杼」を用いること。

(2) かすり糸の染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くくり」又は「手摺り込み」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸、玉糸、真綿のつむぎ糸、綿糸又は麻糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、島尻郡八重瀬町、島尻郡南風原町

首里 織	(昭和58年4月27日指定)
-------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

(1) 首里絣にあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

③ かすり糸の染色法は、「手結」、「織締め」又は「手くくり」によること。

(2) 首里花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

③ 紋は、「花綜統」又は「縫取り杼」を用いて表わすこと。

(3) 首里道屯織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

③ 紋は、四枚以上の綜統を用いて表わすこと。

(4) 首里花倉織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの平織りと搦み織りの混合組織織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。

③ 紋は、「花綜統」及び「緞綜統」を用いて表すこと。

(5) 首里ミンサーにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

① 先染めの経敵織りとすること。

② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「板杼」を用いること。

③ 紋は、「綾竹」又は「花綜統」を用いて表わすこと。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、生糸、玉糸、真綿の手つむぎ糸、綿糸、麻糸又は芭蕉糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、中頭郡西原町、島尻郡南風原町

琉球びんがた (昭和59年5月31日指定)

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 図柄は、びんがた模様を基調とすること。
- (2) 型彫りは、柿渋を用いて手漉和紙をはり合わせた地紙又はこれと同等の地紙に下絵を貼りつけ、「突彫り」で行うこと。
- (3) 型付けは、手作業により柄合わせすること。
- (4) 「筒引き」には、布製の糊袋を用いること。
- (5) 「色差し」、「刷り込み」、「隅取り」、地染め及び地の模様染めには、筆又ははけを用いること。
- (6) 「色差し」及び「隅取り」の彩色は、顔料を用いること。
- (7) 防染は、型付け、「筒引き」又は「糊伏せ」によること。
- (8) 防染のりは、もち米粉に米ぬか及び食塩等を混ぜ合わせたものとする。
- (9) 藍型の藍染は、琉球藍を用いること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

生地は、絹織物、麻織物、芭蕉布又は木綿織物とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市

琉球漆器 (昭和61年3月12日指定)

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 下地造りは、次のいずれかによること。
 - ① 豚血下地にあつては、「布着せ」又は「紙着せ」をした後、豚血、桐油、^{とう}「ニービ」及び「クチャ」を混ぜ合わせたものを塗付すること。
 - ② 漆下地にあつては、「布着せ」又は「紙着せ」をした後、生漆、「ニービ」及び「クチャ」を混ぜ合わせたもの又は生漆、「ニービ」及び^と砥の粉を混ぜ合わせたものを塗付すること。
- (2) 上塗は、精製漆を用いて塗立又はろいろ塗をすること。
- (3) 加飾をする場合には、「堆錦」、螺鈿、沈金又は箔絵によること。「堆錦」にあつては、黒目漆と顔料を練り合わせたものを^{つち}錘打ちする「堆錦餅造り」をすること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

- (1) 漆は、天然漆とすること。
- (2) 木地は、デイゴ、エゴノキ、センダン、ハマセンダン、イヌマキ、ガジュマル若しくはスギ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

3 製造される地域

沖縄県 那覇市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、中頭郡中城村、島尻郡南風原町

与那国織 (昭和62年4月18日指定)

1 伝統的な技術又は技法

(1) 与那国ドゥタティにあつては、次の技術又は技法により製織されたしま織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
- ③ かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

(2) 与那国花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織りとすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
- ③ 紋は「花綜紬」を用いて表わすこと。
- ④ かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

(3) 与那国カガンヌブーにあつては、次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。

- ① 先染めのたてうね織とすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「板杼」を用いること。
- ③ かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

(4) 与那国シダディにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。

- ① 先染めの平織物とすること。
- ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
- ③ 紋は、「花綜紬」を用いて表わすこと。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸又は芭蕉糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 八重山郡与那国町

喜如嘉の芭蕉布 (昭和63年6月9日指定)

1 伝統的な技術又は技法

(1) 次の技術又は技法により製織された織物とすること。

- ① たて糸及びよこ糸に使用する糸は、イトバショウより「苧引き」し、「手うみ」した芭蕉糸とすること。
- ② 織り組織は、平織り又は紋織りとすること。
- ③ 染色をする場合には、先染めによること。

(2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は、「手くり」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、芭蕉糸とすること。

3 製造される地域

沖縄県 国頭郡大宜味村

八重山ミンサー (平成元年4月11日指定)

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めのたてうね織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」又は「板杼」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、綿糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 石垣市、八重山郡竹富町

八重山上布 (平成元年4月11日指定)

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織されたかすり織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - (2) かすり糸の染色法は、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、ちよ麻糸又は「手うみ」のちよ麻糸とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 石垣市、八重山郡竹富町

知花花織 (平成24年7月25日指定)

- 1 伝統的な技術又は技法
 - (1) 次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みは、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「花綜統」又は「縫取り杼」を用いて表すこと。
 - ④ 「花綜統」を用いた紋は、綜統枠を手で持ち上げフックに掛けて表すこと。
 - (2) かすり糸を使用する場合には、かすり糸の染色法は「手くり」によること。
- 2 伝統的に使用されてきた原材料
使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸等とすること。
- 3 製造される地域
沖縄県 沖縄市

南風原花織	(平成29年1月26日指定)
--------------	-----------------------

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 南風原両面浮花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織り又は平織り及びもじり織りの混合組織織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「花綜紵」及び「手投杼」を用い、平織りの糸を部分的に浮かせて表すこととし、絹は、「絹綜紵」及び「手投杼」又は「花綜紵」を併用し表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- (2) クワンクワン花織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「花綜紵」及び「手投杼」を用い、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- (3) チップガサーにあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの平織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「竹べら」又は「手指」若しくは、「花綜紵」を併用し、平織りを組織するよこ糸とは別の紋糸を用いて表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。
- (4) 南風原斜文織にあつては、次の技術又は技法により製織された紋織物とすること。
 - ① 先染めの斜文織りとすること。
 - ② よこ糸の打ち込みには、「手投杼」を用いること。
 - ③ 紋は、「地綜紵」を用いて表すこと。
 - ④ かすり糸を使用する場合には、染色法は、「絵図」、「真芯」、「手くり」又は「手摺り込み」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

使用する糸は、絹糸、綿糸、麻糸又は毛糸(主に羊毛糸)とすること。

3 製造される地域

沖縄県 島尻郡南風原町

三 線 (平成30年11月7日指定)

1 伝統的な技術又は技法

- (1) 「爪裏」は、「爪裏取り^{ちみうらどろい}」とすること。
- (2) 「棹の野」は、「トウイ取り^{どろい}」とすること。この場合において、棹の中央が二里から五里下がるように弓なりに削りだすこと。
- (3) 「チーガ」の皮張りは、「クサビ張り」によること。

2 伝統的に使用されてきた原材料

- (1) 棹の木材は、黒檀、イスノキ、モクマオウ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。
- (2) 「チーガ」の木材は、イヌマキ、ソウシジュ、クワ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。
- (3) 「チーガ」の皮は、蛇皮とすること。

3 製造される地域

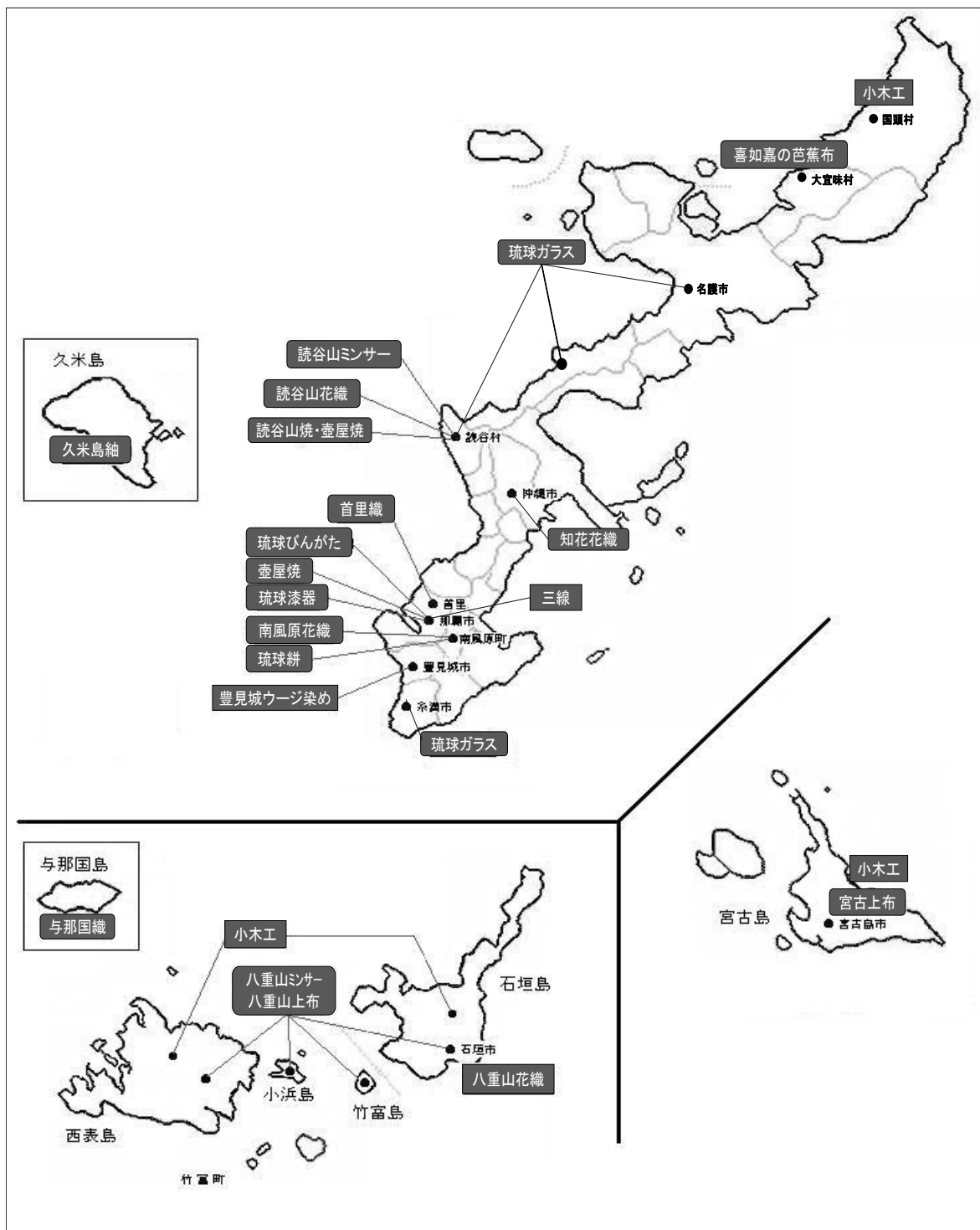
沖縄県 那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、
中頭郡読谷村、島尻郡南風原町、島尻郡久米島町、島尻郡八重瀬町、
八重山郡竹富町

V 工艺品产地概况

1 沖縄県の伝統工芸品

沖縄県には、各地域の歴史、地理的条件を背景にして生みだされてきた数多くの伝統工芸品がある。これらの工芸品は14世紀から16世紀にかけて、日本、中国、東南アジアの国々の文化や技術・技法を導入しながら、個性豊かな伝統工芸品として今日まで受け継がれている。

○ 沖縄の伝統工芸品分布地図（主な産地）



○国指定「伝統的工芸品」・県指定「伝統工芸製品」一覧

国指定伝統的工芸品		県指定伝統工芸製品		製造されている主な地域
名称	指定日	名称	指定日	
1 久米島紬	S50.2.17	1 久米島紬	S49.6.11	久米島町
2 宮古上布	〃	2 宮古上布	〃	宮古島市、多良間村
3 読谷山花織	S51.6.2	3 読谷山花織	〃	読谷村
4 読谷山ミンサー	〃	4 読谷山ミンサー	〃	
5 壺屋焼	〃	5 壺屋焼	〃	那覇市、恩納村、読谷村
6 琉球絣	S58.4.27	6 琉球絣	〃	那覇市、八重瀬町、南風原町
7 首里織	〃	7 首里絣	H10.6.12	那覇市、西原町、南風原町
		8 首里花織	S49.6.11	
		9 首里道屯織	〃	
		10 首里花倉織	H10.6.12	
		11 首里ミンサー	S49.6.11	
8 琉球びんがた	S59.5.31	12 琉球びんがた	〃	那覇市、宜野湾市、浦添市、糸満市、豊見城市、南城市
9 琉球漆器	S61.3.12	13 琉球漆器	〃	那覇市、浦添市、糸満市、沖縄市、中城村、豊見城市、南風原町
10 与那国織	S62.4.18	14 与那国花織	H10.6.12	与那国町
		15 与那国ドゥタティ	S49.6.11	
		16 与那国カガンヌブー	H10.6.12	
		17 与那国シダディ	S49.6.11	
11 喜如嘉の芭蕉布	S63.6.9	18 喜如嘉の芭蕉布	〃	大宜味村
12 八重山上布	H1.4.11	19 八重山上布	〃	石垣市、竹富町
13 八重山ミンサー	〃	20 八重山ミンサー	〃	
14 知花花織	H24.7.25	21 知花花織	H22.3.12	沖縄市
15 南風原花織	H29.1.26	22 琉球焼	H10.6.12	那覇市、浦添市、糸満市、宜野湾市、名護市、南城市、北中城村、中城村、読谷村、宮古島市
16 三線	H30.11.7	23 八重山交布	〃	石垣市、竹富町
		24 南風原花織	〃	南風原町
		25 琉球ガラス	〃	糸満市、那覇市、読谷村
		26 三線	H24.11.30	那覇市、うるま市、沖縄市、糸満市、南城市、名護市、宜野湾市、浦添市、島尻郡、国頭郡、中頭郡

2 国指定(選定)文化財

(1) 重要無形文化財(工芸技術)

ア 各個認定(指定名称:保持者名)

※教育庁文化財課より資料提供(令和5年10月26日現在)

指定名称	保持者	指定年月日	
琉球陶器	金城 次郎	昭和60年4月13日	※1
紅型	玉那覇 有公	平成8年5月10日	
首里の織物	宮平 初子	平成10年6月8日	※3
読谷山花織	與那嶺 貞	平成11年6月21日	※2
芭蕉布	平良 敏子	平成12年6月6日	※4

※1 平成16年12月24日物故により指定・認定解除

※2 平成15年1月30日物故により指定・認定解除

※3 令和4年3月8日物故により指定・認定解除

※4 令和4年9月14日物故により指定・認定解除

イ 保持団体認定

()は物故者を表す

指定名称	喜如嘉の芭蕉布
保持団体名	喜如嘉の芭蕉布保存会(会員数13名)
指定年月日	昭和49年4月20日
代表者	平良美恵子
(平良敏子)、(金城マツ)、(大山ナヘ)、(神山静)、(吉浜ウシ)、(平良和)、 (山城カマド)、(前田マツ)、(平良俊子)、(吉濱マカ)、(福地クニ)、(吉濱初江)、 (山城加代)、(稲福チヨ)、山城秋子、桃原秋子、(前田キク)、稲福千代、(平良テル)、 (前田洋子)、(我喜屋清子)、金城テル、(嵩原ツル)、玉那覇愛子、山城良子、 仲田勝子、稲福スミ子、赤嶺テツ子、平良美恵子、辺土名加代子、宮城涼子、 山城雪枝	

指定名称	宮古上布	
保持団体名	宮古上布保持団体(会員数18名)	
指定年月日	昭和53年4月26日	
代表者	新里玲子	
技 術	紡糸緯糸	(砂川マツ)、(平良マツカマ)、(砂川カナ)
	紡糸経糸	(平良メガ)、(崎山カニメガ)、(仲間ヤマ)、(根間マサリ)、(大里サダ)
	紡糸	(平良シゲ)、(源河トヨ)、(友利澄子)、(友利光子)、(宮国トヨ)、(源河サダ)
	拵括り	(池間方俊)
	図案・くくり	(下地恵康)、(本村恵祥)、(平良寛正)、(垣花英好)、下地達雄
	染め	(田港トシ)、(下里カナ)、(幸野ヨノシメガ)、平良清子、新里玲子 (安田玄祥)、(友利玄純)、(下地玄信)、(仲宗根ヨシ)、(下地ハツ)、 (砂川チヨ)、多良間稔子、(下地ウメ)、(砂川キク)、(恩河キヨ)、(洲鎌ツル)、 (志堅原秋子)、豊見山カツ子、木村三子、与那覇シゲ、奥平ヒサ子、 神里佐千子、砂川美恵子、仲宗根美智子、上原則子、平良洋子、 池間ヨシ子、垣花貞子
洗濯	(平良純邑)、(砂川玄茂)、(砂川恵得)、(狩俣恵重)、(田場安寿)、 砂川猛、奥原義盛	
ぬき(補修)	(砂川恵信)	
学識経験者	砂川玄正、(平良隆)	

指定名称	久米島紬
保持団体名	久米島紬保持団体(会員数20名)
指定年月日	平成16年9月2日
代表者	桃原禎子
(玉城カマト)、(新垣ナベ)、(平良カマド)、(高江洲政)、(與座明子)、 (神里節子)、(山川ハツ子)、(山城ハツ)、(伊是名ヨシ)、宮平登美子、 山城宗太郎、平良美智子、桃原禎子、桃原美枝、(平田ヨシ)、新垣勝秀、 宇江城ヤス子、宮平トシ子、幸地綾子、儀間雪子、高坂エミ子、我那覇ケイ子、平 田とき子、山城智子、古堅ヨシエ、神里智江、儀間勝枝、佐久田康子、仲地洋 子、毛利玲子	

※平成16年重要無形文化財指定のため、県指定解除

(2) 国選定保存技術

指定名称	保持者・保存団体	指定(認定)年月日	
琉球藍製造	(伊野波 盛正)	昭和52年5月11日認定	※
	琉球藍製造技術保存会(会員数19名) (代表者：嵩原安彦)	平成14年7月8日認定	
苧麻糸手績み	宮古苧麻績み保存会(会員数75名) (代表者：漢那明美)	平成15年7月10日認定	
手機製作	大城 義政	平成20年9月11日認定	

※平成31年4月3日物故により解除

3 県指定文化財

*は重要無形文化財保持者認定のため県認定解除
()は物故者を表す

(1) 各個認定(保持者で構成する保持団体名)

ア びん型(沖縄伝統びん型保存会:会員6名)

(城間榮喜)、(知念績弘)、(屋宜元六)、(大城貞成)、城間榮順、我那覇道子、
(藤村玲子)、金城昌太郎、知念績元、喜友名盛蔵、西平幸子

イ 本場首里の織物(沖縄伝統本場首里織物保存会:会員1名)

(宮平初子)、(大城志津子)、祝嶺恭子*、多和田淑子、(ルバース吟子)

ウ 読谷山花織(読谷山花織保存会:会員3名)

(與那嶺貞*)、島袋 秀、比嘉恵美子、池原ケイ子、(比嘉マサ子)

エ 八重山上布(八重山上布保存会:会員5名)

(石垣英富)、(石垣千代)、(与那国清介)、(池城安祐)、(石垣英松)、
(大浜千代)、(宮良ハル)、中村澄子、新垣幸子、平良蓉子、糸数江美子
松竹喜生子

オ 琉球漆器(琉球漆器保存会:会員6名)

(嘉手納憑勇)、金城唯喜、(前田孝允)、後間義雄、前田國男、宮城清、
諸見由則

4 工芸産業の事業所数・従事者数・生産額等

(1) 工芸産業 業種別・年度別生産額及び1人当たりの生産額

(単位:千円)

生産額		S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
伝 統 工 芸 品	染 織 物	芭蕉布	20,000	46,000	63,000	72,000	81,706	87,165	60,447	70,651	60,140	68,979	77,021	68,273
		読谷山花織・ミンナー	12,000	96,000	84,000	129,000	36,119	36,305	26,814	26,390	25,589	25,435	25,255	32,383
		首里織	-	220,000	65,000	63,000	44,118	37,703	38,521	38,763	39,876	35,146	29,067	26,412
		琉球緋	666,000	1,243,000	542,000	441,000	152,532	146,065	152,016	165,370	171,989	146,836	144,668	162,279
		久米島紬	220,650	675,000	371,000	149,000	83,000	74,300	73,147	74,831	66,124	46,292	44,293	44,662
		宮古上布	119,000	88,000	59,000	18,000	48,993	26,227	24,400	52,686	50,156	42,656	26,886	32,706
		八重山上布・ミンナー	21,000	312,000	243,000	578,000	721,087	733,010	720,551	757,380	687,385	844,174	477,853	310,573
		竹富織物	-	17,000	17,000	19,000	5,254	6,545	6,126	6,069	7,071	6,379	6,659	9,361
		与那国織	1,000	70,000	22,000	28,000	29,004	29,427	24,777	19,209	21,532	27,701	18,919	18,454
		知花花織	-	-	-	-	11,778	13,379	26,643	20,384	18,597	12,114	9,383	11,231
	小計	1,059,650	2,767,000	1,466,000	1,497,000	1,213,591	1,190,126	1,153,442	1,231,733	1,148,459	1,255,712	860,004	716,334	
	染物	びんがた	44,267	555,000	384,000	384,000	271,738	226,318	245,807	268,396	245,984	226,331	104,918	124,588
	小計	1,103,917	3,322,000	1,850,000	1,881,000	1,485,329	1,416,444	1,399,249	1,500,129	1,394,443	1,482,043	964,922	840,922	
	漆器	漆器	142,508	735,000	647,000	506,000	115,500	101,700	107,300	74,718	80,983	72,850	22,782	17,600
陶器		115,850	1,246,000	1,124,000	1,056,000	1,072,686	1,040,480	1,104,059	1,072,191	1,139,234	1,043,375	816,469	911,091	
琉球ガラス		-	452,000	720,000	575,000	990,764	824,480	793,567	783,828	702,543	634,008	307,052	273,049	
三線		-	-	-	-	70,282	76,721	107,040	90,070	93,661	94,334	116,075	116,615	
合計		1,362,275	5,755,000	4,341,000	4,018,000	3,734,561	3,459,825	3,511,215	3,520,936	3,410,864	3,326,610	2,227,300	2,159,277	
その他	ウージ染め、その他染織物	-	-	-	50,000	77,835	88,305	78,413	93,183	82,615	67,611	40,948	42,280	
	小木工	-	-	-	334,000	430,875	415,299	425,168	404,794	400,718	262,442	234,591	173,052	
	小計	-	-	-	384,000	508,710	503,604	503,581	497,977	483,333	330,053	275,539	215,332	
総合計	1,362,275	5,755,000	4,341,000	4,402,000	4,243,271	3,963,429	4,014,796	4,018,913	3,894,197	3,656,663	2,502,839	2,374,609		

1人当たりの生産額(生産額/従事者数)

(単位:千円)

1人当たりの生産額(生産額/従事者数)		S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
伝 統 工 芸 品	染 織 物	芭蕉布	400	317	1,212	1,469	2,403	2,421	2,084	2,617	2,227	2,555	2,656	2,626
		読谷山花織・ミンナー	240	611	343	759	523	491	372	367	351	348	361	463
		首里織	-	2,000	915	1,033	639	661	727	615	604	689	484	550
		琉球緋	1,665	2,125	1,604	2,172	1,010	891	938	967	1,024	906	871	990
		久米島紬	469	1,101	1,478	569	822	714	754	756	703	472	466	465
		宮古上布	245	270	615	375	1,139	656	581	1,145	1,166	1,293	1,222	1,258
		八重山上布・ミンナー	183	798	2,455	3,753	3,354	4,470	3,448	3,624	3,777	5,554	3,229	2,142
		竹富織物	-	114	140	170	478	468	383	357	354	319	162	213
		与那国織	50	1,167	423	1,037	906	774	826	711	742	1,319	485	513
		知花花織	-	-	-	-	245	285	522	351	315	209	156	173
	小計	666	1,091	1,106	1,378	1,570	1,613	1,516	1,561	1,509	1,807	1,178	995	
	染物	びんがた	426	2,803	2,272	3,523	2,664	2,663	2,255	2,485	2,703	2,515	1,614	1,501
	小計	651	1,215	1,238	1,574	1,698	1,721	1,608	1,672	1,637	1,888	1,214	1,047	
	漆器	漆器	639	3,930	4,556	4,252	2,750	2,906	2,104	1,779	1,975	1,917	1,752	1,760
陶器		1,755	3,179	3,096	2,173	2,729	2,775	2,706	2,785	2,785	2,490	2,001	2,581	
琉球ガラス		-	3,324	5,143	2,578	3,238	2,776	2,804	2,958	2,382	2,272	1,583	1,883	
三線		-	-	-	-	1,757	2,074	2,184	2,309	2,129	2,419	3,414	5,070	
合計		687	1,669	2,029	1,986	2,255	2,208	2,114	2,163	2,079	2,132	1,542	1,619	
その他	ウージ染め、その他染織物	-	-	-	820	1,145	1,077	933	941	1,233	1,470	871	846	
	小木工	-	-	-	4,841	5,745	6,019	6,346	6,325	6,463	4,772	3,170	3,605	
	小計	-	-	-	2,954	3,557	3,335	3,335	3,055	3,747	3,268	2,277	2,197	
総合計	687	1,669	2,029	2,045	2,359	2,307	2,216	2,244	2,200	2,201	1,599	1,658		

(2) 工芸産業 業種別・年度別従事者数及び事業所数
従事者数

(単位:人)

品名		S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
伝 統 工 芸 品	染織物	芭蕉布	50	145	52	49	34	36	29	27	27	27	29	26
		読谷山花織・ミンサー	50	157	245	170	69	74	72	72	73	73	70	70
		首里織	—	110	71	61	69	57	53	63	66	51	60	48
		琉球緋	400	585	338	203	151	164	162	171	168	162	166	164
		久米島紬	470	613	251	262	101	104	97	99	94	98	95	96
		宮古上布	486	326	96	48	43	40	42	46	43	33	22	26
		八重山上布・ミンサー	115	391	99	154	215	164	209	209	182	152	148	145
		竹富織物	—	149	121	112	11	14	16	17	20	20	41	44
		与那国織	20	60	52	27	32	38	30	27	29	21	39	36
		知花花織	—	—	—	—	48	47	51	58	59	58	60	65
	小計	1,591	2,536	1,325	1,086	773	738	761	789	761	695	730	720	
	染物	びんがた	104	198	169	109	102	85	109	108	91	90	65	83
		小計	1,695	2,734	1,494	1,195	875	823	870	897	852	785	795	803
	漆器	漆器	223	187	142	119	42	35	51	42	41	38	13	10
		陶器	66	392	363	486	393	375	408	385	409	419	408	353
琉球ガラス		—	136	140	223	306	297	283	265	295	279	194	145	
三線		—	—	—	—	40	37	49	39	44	39	34	23	
合計		1,984	3,449	2,139	2,023	1,656	1,567	1,661	1,628	1,641	1,560	1,444	1,334	
その他	ウージ染め、その他染織物	—	—	—	61	68	82	84	99	67	46	47	50	
	小木工	—	—	—	69	75	69	67	64	62	55	74	48	
	小計	—	—	—	130	143	151	151	163	129	101	121	98	
総合計	1,984	3,449	2,139	2,153	1,799	1,718	1,812	1,791	1,770	1,661	1,565	1,432		

(備考) 宮古上布・与那国織の50年度は手績者を含んだ従事者である。

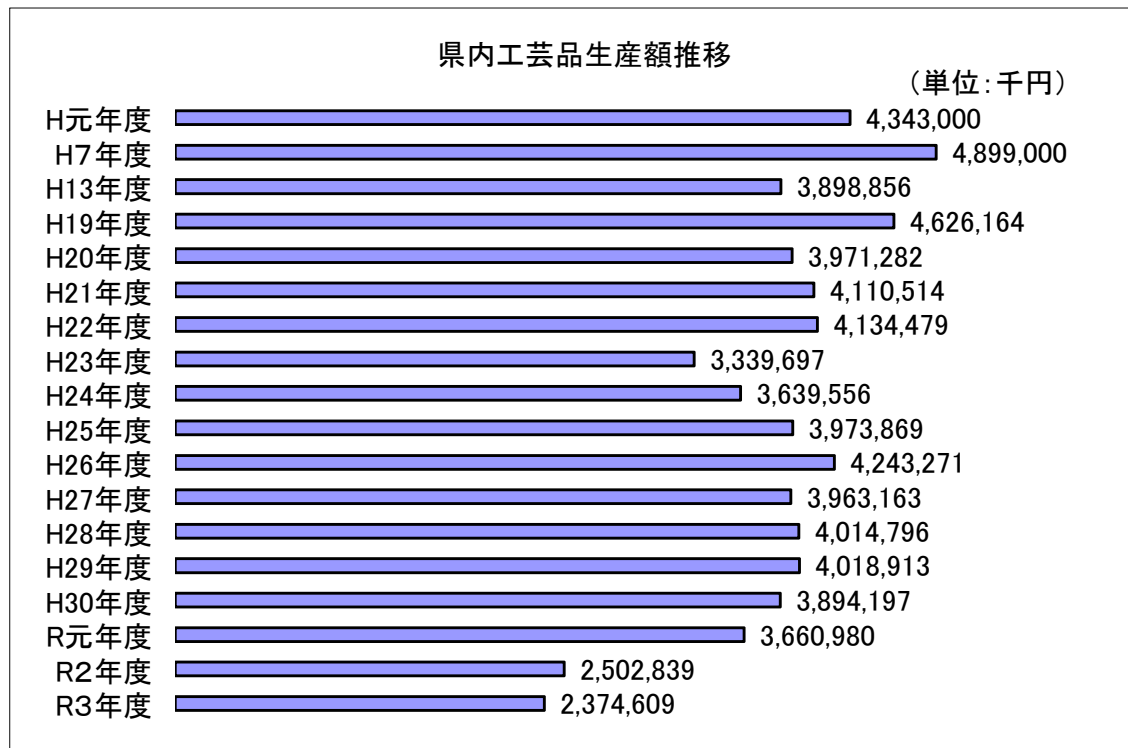
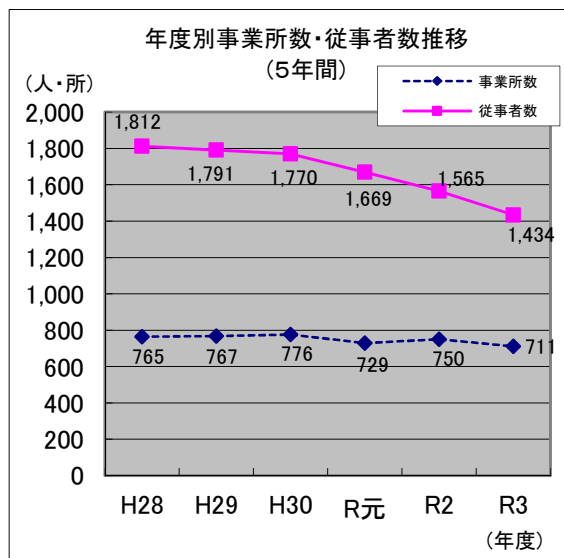
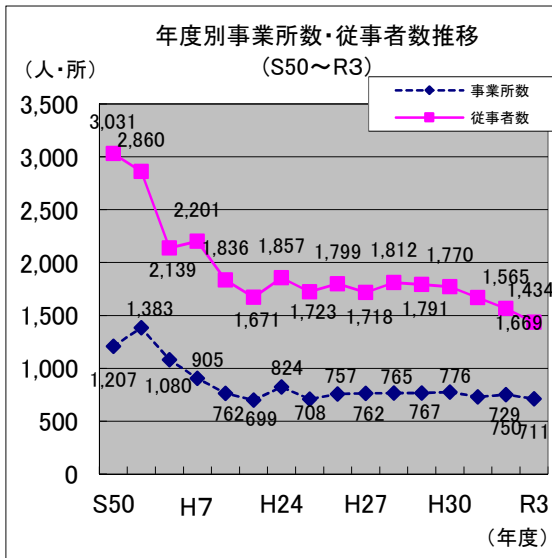
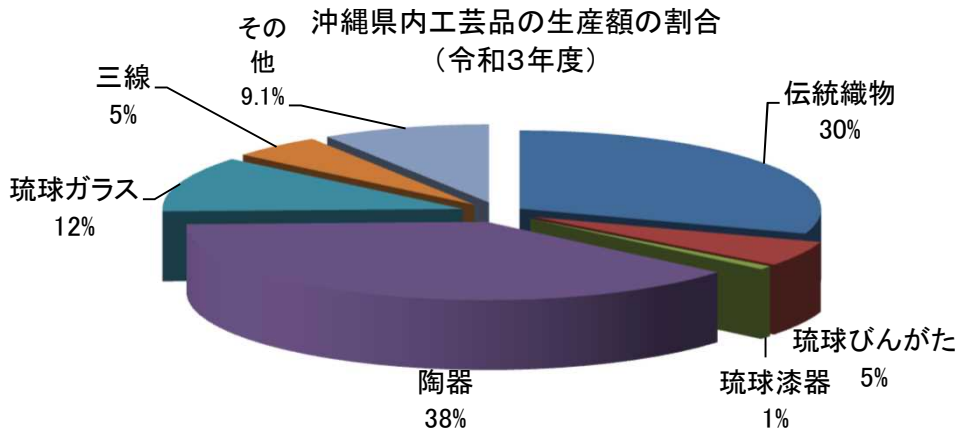
事業所数

(単位:所)

品名		S47年度	S57年度	H元年度	H10年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
伝 統 工 芸 品	染織物	芭蕉布	31	33	34	24	20	21	15	14	14	16	16	14
		読谷山花織・ミンサー	80	143	245	170	69	74	72	72	73	73	70	70
		首里織	34	57	43	25	57	48	43	54	56	42	52	41
		琉球緋	152	133	94	67	37	46	48	50	48	46	46	43
		久米島紬	297	413	215	262	98	101	94	96	91	95	92	93
		宮古上布	150	95	85	44	18	14	21	23	26	15	11	21
		八重山上布・ミンサー	214	179	46	86	96	96	91	92	85	75	74	73
		竹富織物	—	149	121	112	11	13	14	15	18	18	39	39
		与那国織	50	55	45	25	30	35	27	24	26	19	37	36
		知花花織	—	—	—	—	48	47	47	52	59	58	60	65
	小計	1,008	1,257	928	815	484	495	472	492	496	457	497	495	
	染物	びんがた	62	41	42	25	33	31	34	31	32	30	28	31
		小計	1,070	1,298	970	840	517	526	506	523	528	487	525	526
	漆器	漆器	27	21	9	10	7	5	8	10	11	9	9	6
		陶器	110	93	96	123	134	129	142	133	136	142	127	108
琉球ガラス		—	8	5	11	17	16	18	18	20	18	15	9	
三線		—	—	—	—	22	23	29	25	25	24	21	17	
合計		1,207	1,420	1,080	984	697	699	703	709	720	680	697	666	
その他	ウージ染め、その他染織物	—	—	—	4	34	42	42	38	35	25	32	34	
	小木工	—	—	—	28	26	21	20	20	21	23	21	18	
	小計	—	—	—	32	60	63	62	58	56	48	53	52	
総合計	1,207	1,420	1,080	1,016	757	762	765	767	776	728	750	718		

(備考) 事業所については昭和49年から統計を採り始めた。

沖縄県内工芸品生産額割合、従事者数・事業所数、生産額推移グラフ



5 工芸品の沿革・製品特性・現状・課題と対策

(1) 伝統工芸品

陶器

① 沿革

沖縄の焼物の歴史に関して、有史以前より各地で焼かれていた素朴な土器類を除くと、城跡等から出土する高麗瓦や大天瓦などが現在確認される最も古い遺物となっている。14～15世紀頃の輸入陶磁器時代を経て、尚永王(1573～1588年在位)時代に瓦奉行所が設置されるに及び陶器の生産が本格化する本格的陶器時代に入った。

各々の成立年代には不明な点も多いものの、読谷の喜名焼をはじめ各地に窯場が形成された。とりわけ1682年には、王府によって、知花窯、湧田窯等地方にあった窯場と首里の宝口窯が現在の壺屋に統合され、同地を中心に陶業の振興が図られた。以来、壺屋焼は沖縄を代表する焼物として約300年余伝統の火を燃やし続けている。

沖縄の焼物は、明治末頃になると、不景気や他県産の安価な磁器類の流入により、それまでの日用生活品としての地位を大きく脅かされた。これを受けて官民により生産設備の改善等業界振興のための努力が図られる中、沖縄戦を経て今日に到っている。

② 製品の特性

沖縄の焼物は、日本本土や朝鮮、中国、東南アジアなど様々な地域からの影響を受け、多様な技法を有している。今日では沖縄の風土と環境にマッチした独特のデザイン、呼称(抱瓶、嘉瓶、カラカラ等)と暖かみのある風合いが親しまれている。本県の陶器は、荒焼と上焼とに大別される。荒焼は、南蛮焼とも呼ばれ、無釉又はマンガン釉をかけた製品で、酒かめ、味噌かめ等ダイナミックで大きなものが多い。上焼は釉薬を施した製品で、食器、酒器等比較的小さなものが多く、今日の陶器の主流をなしている。

③ 業界の現状

戦後いち早く、壺屋町で復興の産声をあげた陶器業界では、昭和50年度に壺屋陶器事業協同組合を設立、昭和51年度には組合会館の建設、次いで伝統的工芸品「壺屋焼」として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。また、昭和56年度には、製土工場が建設され製土作業の省力化及びコストダウンが図られ生産性の向上が図られている。

また、本土復帰の頃を境に、読谷において事業者の集積が進み、現在では壺屋と並んで一大中心地を形成するまでに到っている。また、環境問題等により、壺屋で登り窯の使用が困難になり、うるま市や大宜味村などに窯場を移転する工房が増えている。

本県の陶器生産額は、昭和50年代後半は約12億円あったものの、平成12年頃から近年までは10億円ほどで推移している。1人当たりの年間生産額は270万円前後となっている。生活様式の変化や観光産業の進展により嗜好品や観光土産品としての性格がより強くなってきている。

従事者数は令和元年度は380人程であり、本土から移住し新たに工房を構える事業者が多いのも近年の特徴である。

④ 課題と対策

壺屋陶器事業協同組合では、製土工場を設立し、陶土の製造販売事業や製品開発による需要開拓、販路拡大事業を実施してきたが、環境問題等で原材料(陶土原料)の確保が困

難であり、公設試験研究機関や関係団体等との連携による杯土の配合、品質向上等の技術開発や品質管理体制の構築が必要である。

また、若年従事者の減少、生産者の高齢化に伴い、従事者確保も課題となっており、後継者育成事業を実施し、人材の安定確保に努めていく必要がある。

需要開拓、販路拡大においては、現代ニーズにマッチした商品開発が重要であり、デザイン講習会等の実施による技術の向上を図る取り組みが求められている。ブランド形成(地域団体商標登録、組合独自の商標貼付等)による類似品との差別化を図り、壺屋焼の認知度向上を図ることも必要である。

壺屋焼以外の焼物については、一時期、琉球焼事業協同組合が設立され、活動が行われていた。現在では組合は解散し、事業者個人あるいは小規模グループ単位での製造販売活動となっており、その活動地域も県内全域にまたがるため、全事業者一体となつての取り組みを行うことは難しい状況である。

漆 器

① 沿革

起源は定かではないが、製作時代が15世紀と見られる沈金の丸櫃が久米島に現存している。また、琉球王国の公文書等が収録されている「歴代宝案」(1679年編集)には、明、朝鮮、シャム、日本等に漆工芸品を輸出していたとの記録が残されている。その後、島津氏の侵攻(1609年)以降、漆器は、将軍家等への献上品とされるようになり、琉球王府に置かれた貝摺奉行所を中心に生産が行われた。廃藩置県後は民営に移行し、昭和16年には、台湾進出も企画された。今次大戦で壊滅的な打撃を受けたが、戦後間もなく再興された。

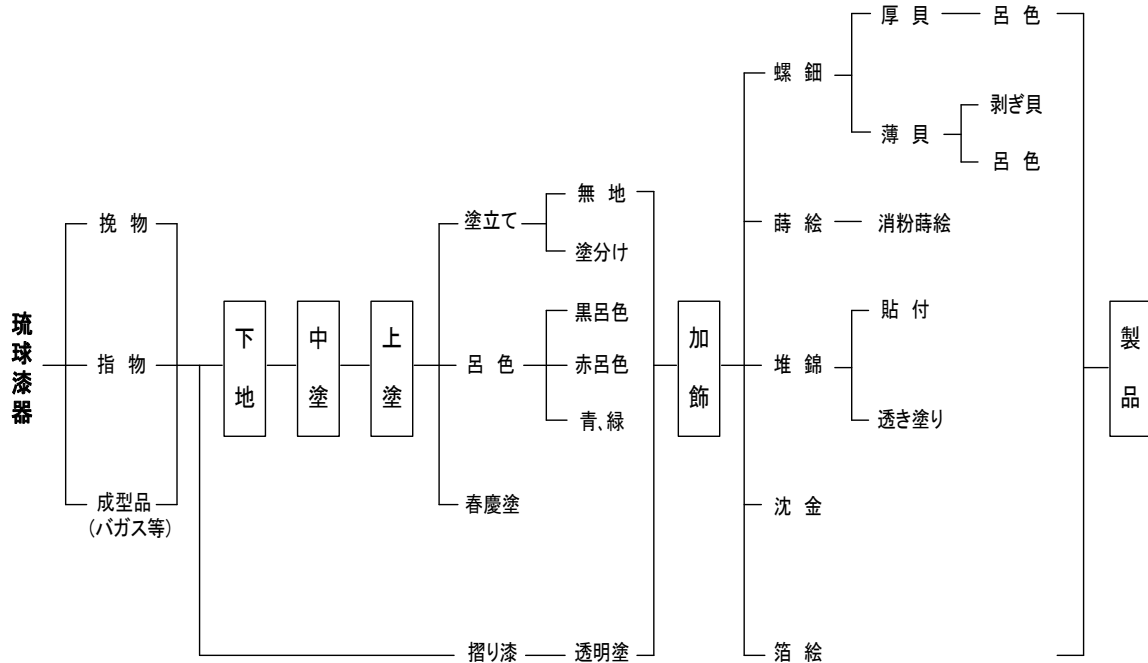
その頃は、米軍族の嗜好品やお土産品として盛んに製造され、生地をバガス成形にて製作する手法を取り入れ、量産化が進められた。

② 製品の特性

デイゴ、エゴノキ(シタマキ)、センダン、ガジュマル等の自然木を木地とし、天然漆によって仕上げられる朱塗の鮮明さ、華麗さは他の追随を許さず、黒塗りと朱塗りととのコントラストの大胆さ、斬新さは明るく暖かい南国沖縄の風土そのものである。

原材料のデイゴは、割れが生じにくい木質で軽量であることが漆器素材として最適であることと併せて、気温、湿度等が漆器塗りに最適な環境であることにより、時には荘重な、時には華麗でやさしい製品を生み出す堆錦をはじめ、多様な加飾技法もまた沖縄の漆器のもつ特色のひとつである。

琉球漆器の技法等を大別すると次のように分類される。



③ 業界の現状

戦後、駐留軍向けの土産品作りから再出発した業界は、幾多の障害と戦いながら、沖縄の漆器の伝統を守り続けている。昭和13年に、主要企業が中心となり、「琉球漆器工業組合」が設立され、さらに、産地振興や地域経済発展に寄与することを目的として、昭和52年6月に「琉球漆器事業協同組合」と発展・改称された。

昭和55年度に、原材料の貯木施設が建設されたのをはじめ沈金の技術研修事業が行われるなど、業界の振興が図られている。なお、琉球漆器は伝産法に基づいて通商産業大臣から昭和61年3月12日付で「伝統的工芸品」の指定を受け、産地振興計画のもとで需要開拓や新商品開発、後継者育成事業などを実施し、組合員の経済活動などによる地位向上を図ってきた。

生産額は、平成元年から平成5年頃にかけて6億円台で推移していたが、近年では1億円程度である。1人当たりの年間生産額は180万円前後となっている。

従事者数は、平成11年頃までは100人を超えていたが、近年は減少傾向にある。

④ 課題と対策

○ 汎用化の推進

駐留軍向けの土産品作りとしては、原材料にバガスを使用することで省力化を図り、量産に向けた取り組みをしていたが、売上が低迷している要因として、価格が高い、日用品ではなく作品としての飾物のイメージが強いことで、消費者離れが起きていると思われる。従って、景気の変動に左右されやすいことや、飾り盆や置物としての製品では生活者ニーズにも対応していないことが想定される。近年、汁椀や箸など直接口に触れる漆器については、保温性や口当たりの良さから再評価されているため、そういった定番的なニーズにも迅速かつ確かな技術で応えていく必要がある。

漆器は、洗浄や保管等取り扱いに注意を要する。これまで、沖縄県工芸振興センターにおいて、自動食器洗浄機に耐える高耐久かつ安価な琉球漆器の研究、開発が進められてきた成果として、学校給食用食器への応用による実証が進められており、汎用的な需要開拓が期待されているところである。

また、各店舗におけるディスプレイ等について消費意欲を刺激するような工夫と専門家による指導助言も必要である。

○ 原材料の確保

木地は、デイゴ、エゴノキ等県産木材やバガスが原材料となっている。その調達には、公共工事による伐採材や森林事業による伐採材等の活用となっており、中長期的な安定確保のための仕組みとして、林業サイドとの連携による植林、伐採材の効果的な活用のあり方を整える必要がある。

また、戦後、土産品等の原料として使用されたバカス素地は、製糖工場からの入手難や加工コストの増などにより、現在は使用されなくなっている。

そのため、県産材の入手難から、代替材を県外から移入し、県内木工関連業者を活用した素地作りへの対応を検討する必要がある。

琉球びんがた

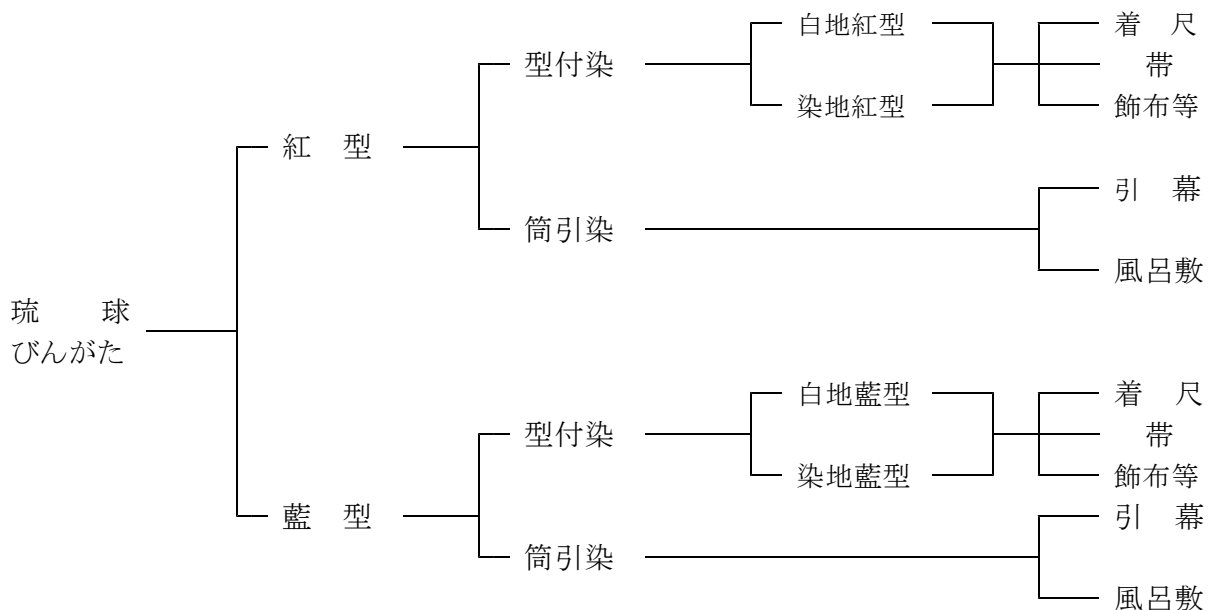
① 沿革

起源は定かではないが15世紀以前に、中国、日本を含む諸地域から紹介・移入された多様な染色品の技法を吸収し、沖縄において考案され、誕生したと考えられる。王府御用の染色品として手厚い保護の下、城間家、知念家、澤岬家が携わり盛んに作られたが、明治12年に廃藩置県により、政策的援助を絶たれてからは衰退の一途をたどった。その後復興のきざしがみられたが、今次大戦によって中断され、戦後は、紅型宗家の資料や県外にある資料などをもとに復興が行われ、県内外市場の開拓等もあって活況を呈するまでになった。

② 製品の特徴

製作技法は、型付け(型紙を用いる技法)と筒引き(糊袋の筒先より糊を押し出し、フリーハンドで模様を描く)とに分けられ、色によって紅型(赤、黄、茶などで彩色した色染模様)と藍型(藍の濃淡で表現した藍染模様)とに分かれる。繊維素材として木綿布、絹布、芭蕉布等を用いており、王朝文化の精華とも讃えられる染色品であって、友禅、江戸小紋と並ぶ日本の代表的な伝統染色物である。

なお、琉球びんがたを分類、図示すれば次のとおりである。



③ 業界の現状

今次大戦で生産基盤を根底から破壊された琉球びんがたは、王朝時代の紅型宗家を中心に、関係者の努力によって復興への道を歩みはじめた。

昭和25年度には、「紅型保存会」が結成され、「紅型振興会」へと発展した。さらに昭和48年度に、県の無形文化財の指定を受け、「沖縄伝統びんがた保存会」のもとで、技法・技術の継承が図られた。昭和51年度には、「琉球びんがた事業協同組合」が設立された。昭和59年度には、伝産法に基づく伝統的工芸品「琉球びんがた」の指定を受け、振興計画に基づいて事業が実施されている。

また、平成18年度には、地域ブランド「琉球びんがた」の商標登録を受けた。近年は、和装用品の売上げが伸びず、他工芸産地や異業種とのコラボによる商品開発による二次加工品への転換やターゲットを絞った商品開発に取り組んでいる。

生産額は、昭和55年から昭和61年頃まで5億5千万円超で推移したあと1億5千万円まで落ち込み、平成19年には4億円近くまで回復した。しかし、平成20年度より減少に転じ令和元年度は2億6千万円となっている。1人当たりの年間生産額は、248万円強となっている。

従事者数は、この数年で100人程度となっている。

④ 課題と対策

○組合組織体制及び機能の強化

後継者育成修了者の受入体制の充実や事業者間の交流のための拠点施設(共同作業場等)がなく、事業者間交流が持てないことが課題となっている。

紅型事業所は、零細かつ脆弱な経営基盤であることから、共同作業所等を整備し、組合の求心力を強め、更に組合加入率を上げ結束を図り、事務局体制の充実強化と新製品開発、技術向上講習会の実施等による販売事業を中心とした積極的な事業の展開が必要である。

○拠点施設の設置

琉球びんがたは、琉球王朝との関わりが深く、生業として首里に集中し、今日に引き継がれている。

令和4年に首里城周辺に首里織、琉球びんがたの拠点施設である首里染織館suikaraがグランドオープンしたことにより、首里地域の活性化が図られ、工芸と観光産業の相乗効果が期待できる。

○技術技法の継承及び向上

後継者育成事業終了後、技術力向上に向けた技術講習会や紅型検査制度等を活用し、技術力や品質の向上に努める必要がある。

織物

沖縄の織物は、南方諸国や中国から多様な技術・技法を吸収・消化して、各島各地域毎に特色を有し、技術的にも高められた織物が生産されている。

沖縄独自の織物に作り上げられ現在に至っている。

現在織られている織物を大別すると、次のように分類される。



芭蕉布

① 沿革

芭蕉布は、糸芭蕉の原皮から繊維をとって織り上げる、沖縄独特の織物である。糸は、軽く、さらりとした風合いを持ち、肌にべとつかないため、南国の風土に最適で、年間を通して一般庶民に愛用されていた。同様に、王朝時代には王族・士族の官服として欠かせないものであった。

芭蕉布の正確な起源は不明であるが、古文書等の記述によると、12～13世紀頃より製織され、遅くとも、16世紀には現在の糸作りとほぼ同様な技術が存在していたものと考えられる。琉球王府は、1648年に芭蕉当職を設け、芭蕉布生産の振興を図っており、16～17世紀には中国・朝鮮への献上品や島津氏への献納布として用いられた記録が多数残されている。

芭蕉布は、第二次大戦までは沖縄各地で織られていた。現在常時生産しているのは、沖縄県北部の西海岸に位置する大宜味村喜如嘉のみとなっている。喜如嘉の芭蕉布は、種類の豊富なさわやかな柄柄をあしらった、風情のある柔らかな布あじで知られ、糸作り工程をはじめ、全ての工程を手作業で行う伝統を守り続けている。

② 製品の特性

糸芭蕉の繊維を績み、糸に織り上げた布地で、肌にべとつかず、軽くてさらりとした風合いは、夏物着尺として最適のものと珍重されている。一反を織り上げるのに約200本の芭蕉の繊維と2ヶ月の期間を要する。昭和47年に県の無形文化財の指定を受け、同49年には、「喜如嘉の芭蕉布」として国の重要無形文化財の指定を受け、「喜如嘉の芭蕉布保存会」が発足している。

③ 業界の現状

芭蕉布の戦後の復興は、昭和21年頃に始まった。産地は、大宜味村喜如嘉が中心でその他に、今帰仁村などで僅かに生産されているだけである。昭和30年に「喜如嘉芭蕉布工業組合」を設立、昭和31年から芭蕉布養成講座を開設して、本格的な芭蕉布の共同作業が開始し、生産活動がはじまりました。昭和58年に「喜如嘉芭蕉布事業協同組合」を発足し、昭和60年度には、生産の拠点として大宜味村立芭蕉布会館が建設された。

「喜如嘉の芭蕉布」は、伝産法に基づいて、通商産業大臣から昭和63年6月9日付で伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

生産額は、近年は概ね7千万円前後で推移し、令和2年は7千万円となっている。従事者数は、これまで、30人台程度で推移し、高齢化が進んでいる。

④ 課題と対策

○高齢化

従事者の高齢化が顕著であり、若手後継者の育成・確保が産地継続の基本的要件である。若手従事者の確保、定着を促すため研修及び就業環境の整備に努める必要がある。

○芭蕉手績糸の確保

芭蕉布は、全国的知名度も高く需要も伸びが期待できるが、原材料糸の確保が十分でなく需要に応じきれしていない。要因は、糸績手の高齢化による供給体制の不安定化や糸芭蕉栽培管理等があげられる。糸の確保には、栽培管理や糸績み・採織工程の分業化や省力の検討も含め、生産性向上及び品種改良等の研究機関による研究が必要である。

良質な芭蕉糸績み技術者の確保が課題であり、その育成及び継承が必要である。

読谷山花織・読谷山ミンサー

① 沿革

読谷山花織・読谷山ミンサーは、15世紀初期、南方貿易の根拠地として栄えた読谷村長浜部落に東南アジアから伝来したといわれ、読谷山按司護佐丸が家内工業化し、後に琉球王府の御用布として手厚い保護のもとで継続されてきた。明治の中頃には、衰退した。

昭和36年頃から再興の気運が高まり、「読谷山花織愛好会」から「読谷山花織事業協同組合」へ発展し、後継者育成等の振興事業が実施されている。

② 製品の特性

花織は、紋織の一種で、幾何学模様を色系で浮かせ、その中に緋模様をあしらった着尺・帯・手巾などがあり、そのほか飾布、花瓶敷等としても用いられている。

原材料は、使用糸が木綿又は絹糸が用いられ、染料は天然染料の藍、福木、テカチ(車輪梅)、グール(サルトリイバラ)等を主に用いている。

読谷山ミンサーは、ティバナ(縫取り織の一種)で紋綜統がなく、紋糸を手ですくい織り込む手法である。木綿を原材料とする細帯でタテ畦織の一種である。

③ 業界の現状

昭和48年から本格的な生産活動が始まった。昭和50年に県無形文化財の指定、続いて「読谷山花織事業協同組合」を設立、昭和51年には、伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。また、昭和56年には、読谷山花織、ヤチムン(陶器)の振興を図るため「読谷村伝統工芸総合センター」が建設され、読谷山花織生産拠点として活用されている。

また、平成21年7月には地域ブランド「読谷山花織」の商標登録を受けた。

近年、読谷山花織・読谷山ミンサーの従事者数は70人程度で推移して、平成29年度は72人である。1人当たりの生産額は平成29年度は36万円であるが、主に従事者が家庭の主婦層であり、従事者の専門化に向けた取組をすることで、生産額の向上を図る必要がある。

読谷山花織産地全体の生産額は、2千6百万円となっている。

④ 課題と対策

○生産性の向上

読谷山花織は昭和40年代の復興以降、順調に生産規模を拡大し続けたが、平成18年度は全国的な和装市場の縮小に伴い、当該産地も減少に転じた。それに伴い、従事者の休職や、高齢化が進んでいることが要因で従事者の減少がみられる。

そのため、組合員間の競争意識の導入や工程の効率化等の取組を行うことで、従事者の確保や生産性の改善及び技術力向上を図る必要がある。

○若年者の育成・確保

従事者の年齢構成が40代の女性が主で、30歳未満の従事者の占める割合が極端に少なく、今後の産地形成の不安材料となっている。若者が従事できる就業環境の整備が必要である。

○生活者ニーズの把握

各産地の共通の課題であるが、当組合においては生活者ニーズへの取組が特に弱く、そのことからくる商品開発が十分とは言えない。生活者ニーズの把握に努め、そのことを踏まえた商品開発を推進することで需要の拡大を図る必要がある。

首 里 織

① 沿革

1429年尚巴志の三山統一以来明治に至るまで、琉球王朝の首都として栄えた首里では、染織の面でも中国等、海外諸地域の技法を吸収、消化して緋・花織・道屯織・花倉織等首里独特の織物文化を築きあげた。特に首里王府への御用布の図案を集成した「御絵図帳」にみられる緋の数々は、沖縄伝統織物の基本である。今次大戦によって壊滅的打撃を受けたが、戦後再興された。

② 製品の特性

首里の織物は、芭蕉糸、絹糸、木綿糸等の沖縄で用いられている繊維素材と福木、車輪梅、楊梅、琉球藍等の植物染料と化学染料で生産されている。王朝風の洗練されたデザインと手織りのかもしだす暖かい肌ざわり、着心地で珍重されている。かつて、沖縄織物の総本山として栄えた首里の歴史の重みと華やかさの織り込まれた首里の織物は、緋織物(手縞、アヤヌナーカー等)、花織、道屯織、花倉織などその種類の豊富さも特色の一つとなっている。

③ 業界の現状

戦後は後継者の確保難等から衰退の一途をたどり、継承が心配された時期もあったが、関係者の努力と熱意によって伝統は受け継がれ、年々盛んになりつつある。昭和49年に「本場首里の織物」として県無形文化財の指定を受け、昭和51年には「那覇伝統織物事業協同組合」も設立された。また、昭和58年には、首里緋、首里花織、道屯織、花倉織及び首里ミンサーを総括して「首里織」が、伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。昭和59年には、振興計画に基づき、「首里織共同作業場」が建設された。

また、平成18年度には地域ブランド「首里織」の商標登録を受けた。

首里織の生産額は、昭和57年頃2億円に達した後、増減を繰り返し、令和元年度は3千8百万円である。従事者数は、平成21年度より80人前後で推移し、平成29年度は63人となっている。

④ 課題と対策

○組合組織体制の強化

若々しい色調の着尺や帯を中心に、タペストリーやショール等の小物類の製品開発が活発である。琉球王府時以来の地域ブランド性もあり、潜在的需要が見込まれるが、製造事業者ごとの個別取引も多く、産地全体についての市場の認知度は未だ十分ではない。当該組合としての共同事業を強化し販路開拓を推進する必要がある。

○観光との連携

首里城を擁する観光地域に拠点性を有するがその優位性が生かされていない。首里の歴史・文化を構成する重要な要素としてその位置づけを捉えることで、新たな展開が可能となる。そのことを前提とした、首里織直売店施設の整備や商品群の開発、販路開拓等を検討する必要がある。

○技術力向上と環境整備

後継者育成修了者の技術力向上のための講習会や新製品開発のためのデザイン力強化、異業種交流などの実施するとともに、共同作業場の環境整備及び増築などを行う必要がある。

令和4年に首里城周辺に首里織、琉球びんがたの拠点施設である首里染織館suikaraが

グランドオープンしたことにより、首里地域の活性化が図られ、工芸と観光産業の相乗効果が期待できる。

琉球絣・南風原花織

① 沿革

琉球絣は、沖縄の代表的な織物で、1611年に儀間真常が薩摩から木綿種子をもちかえり、垣花地方で栽培した時に始まるといわれている。木綿絣として始まり、昭和10年頃から絹絣が導入され、今では絹絣が大半を占めている。

南風原花織は、大正時代には南風原産地で生産され、裏面に遊び糸のない花織と裏面に遊びのある浮織に分類され、毛糸、木綿、絹糸などを用いて生産されている。

② 製品の特性

琉球絣とは、沖縄織物全体を総称した感があるが、今日的には、沖縄織物の中で、南風原町を中心に生産される絣織物をさしている。直線による幾何学模様は、「トゥイグァー」「バンジョウ」等といった呼称から知られるように、生活に密着した絣柄が特徴的で、その素朴な味わいと端正な風格、南国情緒をたたえた流麗さは、沖縄伝統織物を代表する織物といえる。

南風原花織は、毛糸や木綿糸を原料とし、絣織物にない重厚で、暖かみのある織物として普及し、冬物の着物や羽織用として盛んに織られた。

③ 業界の現状

南風原町及び八重瀬町(東風平)の両町で、ほぼ100%を生産している。特に南風原町喜屋武、本部、照屋の3部落が主要産地となっている。昭和50年には、業界の発展に資すべく「琉球絣事業協同組合」が設立され、業界の振興が図られている。

昭和54年度南風原町に後継者養成室、染色室、撚糸、精錬室、展示室等の施設を備えた共同利用施設「琉球かすり会館」の建設や、産地中小企業対策臨時措置に基づく産地指定を受けるなど、振興対策が実施されている。更に、昭和58年には伝統的工芸品「琉球絣」として伝産法に基づく通商産業大臣指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

また、平成20年には地域ブランド「琉球かすり」、「琉球絣」の商標登録を受けた。

なお、南風原花織については、平成29年1月には伝統的工芸品「南風原花織」として伝産法に基づく通商産業大臣指定を受けている。

県産織物の中で最大の生産額を占めており、生産額は、復帰直後より昭和57年頃まで10数億円で推移し、近年は5～7億円で推移していたが、平成19年度後半からの織物業界の不況等の影響により減少し、平成29年度は1億6千万円程度となっている。1人当たりの生産額も200万円前後から減少し続けていたが、平成29年度は96万円となっている。

従事者数は、近年は増加傾向にあり、平成29年度には170人程度となっている。

④ 課題と対策

○組合機能の強化

組合員間に経営基盤の差があり、また、原材料の糸や染料等の共同購入や製品の共同販売等の組合利用率が低い。要因として、個々の事業所が独自の取引ルートを確保しており、取引先からの原材料供給を受け、生産する形態を維持していることがあげられる。そのため、事業者個々による取引があり、販売価格に差が生じている。産地価格維持のためには、組合機能の強化が求められている。

事業所の活動と組合機能を整理し、組合の事業を検討する段階にきていると思われる。

○流通の安定化と商品開発

製品流通は、着尺を軸に9割が県外流通業者を通して出荷されている。売上代金の手形決済期間の短縮や信頼性のある問屋の確保・リスクの分散を図るために複数の取引先の確保等流通の一層の安定化が望まれる。他方、生産者として、製品の品質の向上とデザイン開発等による流通業者の信頼を得ることは不可欠の要件である。

また、かりゆしウェア、ネクタイ、バッグ、インテリア等の小物や洋装生地への展開等を積極的に推進し、新たな販路を開拓する必要がある。

○高齢化

生産工程の分業化により、製造が行われてきたが、従事者(特に拵括り業や染色業など)の高齢化が顕著であり、高齢化とともに現行体制の維持が困難となっており、後継者の育成・確保は緊急の課題である。特に拵括りは、600種以上の拵単位を製品に展開する必要がある、技術習得に長時間を要するものである。若手従事者の確保、定着を促すため研修及び就業環境の整備に努める必要がある。

○製造技術・デザイン力の向上

製造工程の分業化のあり方について検討するとともに、各工程の技術者の養成研修や技術講習会開催による技術力向上を図る必要がある。

併せて、商品開発のためのデザイン力習得及び原材料開発など、公設試験研究機関や関係団体等と連携し、積極的に取り組む必要がある。

○宣伝普及事業の強化

帯や着尺等の販売の停滞から、二次加工品の売上げが好転していることに鑑み、その生産及び流通展開を推進することが必要である。併せて、「かすり会館」を活用した体験や教育機関での体験学習などを充実し、琉球拵や南風原花織の宣伝普及を充実する。

久米島紬

① 沿革

久米島紬は、約500年前の堂之比屋による養蚕技術の導入、17世紀前半に王府から派遣された坂元普基及び友寄景友らの技術指導によって、今日の基礎ができたといわれている。

その後、貢納布として指定され、地租改正(明治37年、1903年)によって貢納布制度が解かれるまで、王府の厳しい監督のもとで「御絵図帳」にそって製織された。自由な製造販売が許された後、大正12年には、42,000余反を生産するまでに成長した。

② 製品の特性

久米島紬は、真綿から手びきして紡いだ糸を、久米島の山野の自生するフクギ、テカチ、ユウナ、ヤマモモ、グール等の豊富な植物染料と独特の泥染技法によって染色し、高機で製織される。長い伝統に培われた技法・技術により作り出される久米島紬の丈夫さ、色調の素晴らしさ、着心地の良さは高く評価されている。

③ 業界の現状

昭和31年頃、150反程度を生産するのみであった久米島紬も、国・県、村、業界の四者一体となった努力の結果、サトウキビに次ぐ久米島第2の産業として位置づけられるまでになった。昭和45年度には、久米島紬事業協同組合が設立され、昭和49年度には、伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。また、昭和52年度には県の無形文化財にも指定されている。さらに昭和50年度には、国庫補助を得て「久米島伝統工芸センター」を建設し、また昭和53年度には県と村の補助を受けて「協同泥染場」も完成する等振興が図られている。更に、昭和57年度には「久米島伝統工芸センター」を増設するなどますます、機能の充実化が図られている。昭和58年度には、久米島紬の染色作業の共同化や植物染料の効率的使用に資することを目的とする「久米島紬協同染色場」が建設された。平成18年度には糸括り、染織、機織りの協同作業所として、町の指定管理を受け、宇江城ユイマール館がオープンした。

また、平成18年度には組合が地域ブランド「本場久米島紬」の商標登録を受けた。

生産額は、昭和57年頃7億円近くに達した後、減少傾向にあり、令和元年度は4千6百万円となっている。1人当たりの年間生産額も47万円程度となっている。

平成11年度には270人程度いた従事者は、年々減少し、令和元年度には100人弱程度となっている。

④ 課題と対策

数年来生産額、従事者数ともにほぼ横ばいの状態で推移していたが、近年、大手織物問屋倒産の影響等により、需要の落ち込みがみられる。供給過多により、組合は在庫を抱える状況となっており、新たな問屋の開発やユイマール館での直接販売などによる従来の販売方法からの脱却が図っている。

近年は今までにない色合いやデザイン等の商品開発を積極的に行っているが、それに併せて需要開拓及び販路拡大への積極的な取り組みが必要である。

また、原材料(糸、染料、泥土など)の確保難を克服するための対策を検討する必要がある。併せて、消費者ニーズに合った二次加工製品の開発及び観光産業と連携した現地での販売促進に取り組む。

従事者の高齢化による現象を食い止めるために、若年者の従業を促進するための後継者育成事業も重要である。

宮古上布

① 沿革

1583年稲石刀自によって創製されたといわれている。1610年には人頭税下の貢納布となり薩摩への上納布となって1903年に人頭税が廃止されるまで蔵元貢布座の指揮監督による強制労働等圧政の下での生産が続いた。地租改正によって自由製造販売が許された宮古上布は、大正12年頃には「製品としての宮古上布」の地位が確立され、17,000反前後が生産されていた。

② 製品の特性

はっこうだ

苧麻手績糸を原料糸として、醗酵建てによる藍(琉球藍)で染色して織り上げる。一反を織り上げるのに約2ヶ月を要する。緋模様は手括りや機織締の技法により作成し、細かな十字緋で絵柄を構成した織物である。他の沖縄の織物とは異なった雰囲気の織物である。

戦前から、越後、能登及び近江上布とともに、四大上布の一つとして知られ、特に「東の越後、西の宮古上布」と並称され、越後上布とともに夏物着尺を代表する高級紺上布である。

③ 業界の現状

戦後の社会的基盤の著しい変化は、原料糸である苧麻手績糸や上布の製造に大きな影響を与え、規模、生産量共に戦前の数%程度でしかない。かかる状況を改善すべく、昭和33年度には「宮古織物事業協同組合」が設立され、昭和49年度には伝統的工芸品として通商産業大臣の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。昭和52年度には、業界振興の中核機関として「宮古伝統工芸品研究センター」が完成した。

また、平成20年度には地域ブランド「宮古上布」の商標登録を受けた。

生産額は、昭和50年頃2億円に達したあと徐々に落ち込み、平成10年には1千800万円まで落ち込んだが、徐々に回復し、平成17年度には1億円を超えていた。しかし、平成19年度からの織物業界の不況等の影響により、再度減少に転じていたが、令和元年度は4千万円台となっている。1人当たりの年間生産額は120万円程度に回復しており、従事者数は、30人程度で推移している。

④ 課題と対策

○苧麻糸の確保

績み手の高齢化により、原材料の苧麻糸が不足し、需要があっても生産することができない。地味な作業であることや十分な対価が得られないことからなり手が少ない状況にある。

近年「宮古苧麻績み保存会」の活動が軌道に乗りつつあり、併せて、宮古島市と連携し、「苧麻手紡糸奨励金制度」を設け、手績み従事者の確保を図っている。これを契機に手績糸の増産が期待されるものの、しばらくは糸不足状況が続くと思われる。

○組合の組織体制の強化

近年、産地組合は自治体等の支援事業を活用し、積極的な宮古上布の宣伝普及に務めている。しかし、製品取引を生産者レベルで行っている事業所もあるため、共同販売事業を強化し、更なる組合組織の強化に取り組み、更なる生活者ニーズや問屋の意向を把握する必要がある。

○新たな商品開発

伝統的技術・技法は残しつつも、その技術・技法をもとに新たな商品開発を行い、二次加工品やかりゆしウェアなどの商品展開を図り、産地活性化に努める。そのことで若年従事者の確保にも繋がることとなる。

八重山上布

① 沿革

八重山上布の起源は定かではない。現在、歴史的に遡れるのは薩摩の侵入前後までとなっている。人頭税制の実施に伴って、貢納布制度ができてからは、王府の指揮、監督の下で強制的に織られ、結果として、精巧な緋柄織物が作られた。1903年の人頭税廃止後は、織物業は八重山の主要産業の一つに数えられるまでに発展し、上布の売れ行きも伸長した。1930年代に入ると安価な他県産類似品の流通により業界は不振に陥り、1937年には関係者により八重山上布工業組合が設立され、振興にのりだされたが、今次大戦によって中断され、その結果をみるにはいたらなかった。

② 製品の特性

苧麻糸を主原料として、石垣島の山野に自生する紅露クール(ヤマノイモ科)の濃縮エキスをすり込み捺染した清楚な白地にわずかに黒味をおびた焦茶色の緋がくつきりと浮かぶ八重山上布は、いかにも夏着にふさわしく、すがすがしく感じられる。数多い沖縄織物の中でも、緋作りに「すり込み捺染」技法を用いている緋織物は八重山上布のみである。

③ 業界の現状

戦後、後継者が絶えてしまうのではないかと心配された時期もあったが、業界や行政により後継者育成事業が実施され、成果をあげた。

昭和51年度には、「石垣市織物事業協同組合」が結成された。また昭和53年には、八重山上布が県の無形文化財として指定を受け、さらに平成元年に伝産法に基づき通商産業大臣から伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

新石垣空港の開港により、観光客が増加し、上布やミンサー、小物類の売上げは堅調である。その反面、従事者の離職が増えており、増産体制を作ることができず、生産量が追いつかない状況がある。

石垣市織物の生産額は、昭和57年度は3億円強であったが、平成10年には5億8千万円までになり、令和元年度は8億4千万円台となっている。1人当たりの年間生産額は370万円程度となっている。

④ 課題と対策

○ 苧麻糸の確保

宮古上布と同様に績み手の高齢化により、原材料の苧麻糸が不足し、需要があっても生産することができない。地味な作業であることや十分な対価が得られないことから手が少ない。産地組合では、各地域で苧麻糸績み手の育成のための講習会が開催や福利厚生事業の充実により従事者の確保に努めている。事業協同組合による後継者育成も積極的に行われており、績み糸の増産が期待されるものの、しばらくは糸不足状況が続く見込みである。

八重山ミンサー

① 沿革

八重山ミンサーの起源については定かではないが、アフガニスタン地方に源流を持つ小さな緋の帯が、チベット、中国を経て伝来したものともいわれている。王府時代の18世紀初め頃、尚真王が創定した冠簪の制(身分により服装を定める制度)の帯の部に「木綿花」の使用が記されていることから、この頃すでに八重山地方でミンサーが製織されていたとも考えられる。

② 製品の特性

八重山ミンサーは、一般に木綿糸を藍などで染めて経畝織に織った緋織物であるが、幅一寸五分から三寸程度の細帯、ミンサー帯(ウビイ)のことをいうが、それよりやや幅の広い織物もある。近年は、広幅の単帯用に織られた物も多くなっている。

ミンサーという呼称の成立は未詳であるが、「ミン」は中国の言葉で「綿」を「サー」は「狭」を当てて、「綿狭織」又は「綿狭帯」の略ではないかともいわれている。

③ 業界の現状

八重山ミンサーの需要形態は、生活様式の変化や観光産業の進展を受けて大きく変化した。戦後、1960年頃には八重山ミンサーの織り手はほとんど残っていない状況であったが、業界関係者の熱意により、それまでの伝統的な帯作り一辺倒から多様な商品展開が図られ、現在、業界は大きく発展している。時代のニーズに応えた多様な製品の開発と、伝統技術・技法の継承のため、平成元年に「竹富町織物事業協同組合」が設立され、石垣市織物事業協同組合とともに八重山ミンサーの振興が図られている。さらに、同年4月11日付で、通商産業大臣から伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

竹富町織物の生産額は、平成10年には2千万円弱であったが、令和元年度は6百万円台となっている。1人当たりの年間生産額は30万円となっている。

従事者数は、令和元年度は20人程度である。

④ 課題と対策

○格差の解消

竹富町では、竹富島、小浜島、西表島等での施設整備がなされていることや、観光客需要等によるポテンシャルの高さがあるものの工芸産業振興の戦略として組み込まれていない。また、従事者の減少に伴い生産額の減少に歯止めが止まらない状況となっている。組合の経営状況も悪化しているため、今後、専門家の意見を採り入れた施設の有効活用、組合経営の立て直し、振興の具体策をプランニングし、実践すべきと思われる。

また、退職者の復職を促すような研修を実施すべきである。

○生活者ニーズの把握及び商品開発

規模の大きい企業では、生産から販売まで一貫した事業展開がなされており、その結果、売れ筋商品の把握や顧客の要望を踏まえた商品開発が絶えず行われることで、新たなヒット商品が生まれるといった効果を挙げている。他の事業所では、そのような体制にないことから、組合機能の強化を図り、これにより展示販売の充実、需要開拓や商品開発等の強化に努める必要がある。

与那国織

① 沿革

那覇から520km、紺碧の大海原に浮かぶ日本最西端の島、与那国島では古くから織物が行われていたといわれている。1477年にこの島に漂着した朝鮮人によって書き記された「琉球見聞録」（「李朝実録」に収録）の中に、当時のこの島における機織りや衣服についての語録が残されていることから、与那国織の発祥は少なくとも15世紀まで遡ることができると考えられる。その後も1637年から明治の前半にいたるまでの人頭税の時代には、貢納布として盛んに織られるなど、その技術を発展させながら今日にいたっている。

② 製品の特性

製品の織り技術の違い等により、花織、ドゥタティ、カガンヌブー、シダディに分類される。花織は紋織物で、花綜紵で紋様を織りなす首里花織と同じ技法で織る着尺の絹織物が中心である。ドゥタティは島独特の筒袖の着物ドゥタティの生地とされていた縞や格子の図柄を特徴とした平織物である。カガンヌブーは先染めの緋織物で木綿糸を使い、緯糸を経糸より太くして織り上げる細帯である。シダディは多種多様に浮き出した模様を織り上げた手巾のことである。それぞれ絹、綿、麻、芭蕉の糸を福木、シャリンバイ、藍等で染め、丹念に織り上げた素朴な味わいをもつ織物である。

③ 業界の現状

祖納地区が中心となって生産されている。昭和57年度には「与那国町伝統織物協同組合」が設立された。昭和53年度には、国・県の補助を得て、「与那国町伝統工芸館」が建設された。与那国織は、通商産業大臣から昭和62年4月18日付で伝統的工芸品の指定を受け、認定された振興計画に基づいて振興事業が実施されている。

生産額は、昭和57年頃に7千万円に達したあと1千3百万円まで落ち込み令和元年度には2千7百万円弱まで回復した。1人あたりの生産額は、令和元年度の1人当たりの年間生産額は130万円程度、従事者数は、近年20人程度となっている。

④ 課題と対策

○最終消費者の把握及び商品開発

生活者ニーズの把握は、離島産地ということでほとんど問屋の情報や要望に頼っている状況である。反物は、問屋との関係を強化することは勿論のこと、直接、生活者の意向を把握するための取組も重要であり、そのことを踏まえたデザインの開発が必要である。

併せて、小物類等の商品開発に積極的に取り組む必要があり、需要開拓や意匠開発等の事業を展開する必要がある。

○観光との連携強化

離島産地ということで、消費地の情報収集が困難なため、各産地及び関連団体等との連携・交流を深め、情報収集を強化する必要がある。

与那国織の生産額のうち観光客が購入する割合は、3割程度であるため、小物類の商品群の開発、展示販売施設・機能の充実強化により売上増が期待できるほか、与那国の観光コンセプトの中で个性的な施設として位置づけることで相乗効果が期待できると思われる。

知花花織

① 沿革

知花花織は、旧美里村(1974年にコザ市と美里村が合併して現在の沖縄市となる)の知花、登川、池原等の集落で盛んに織られていた紋織物の一種である。村の女性達が着るウスデーク(臼太鼓:旧暦8月15日に行われる五穀豊穡を願うお祭り用)として、また知花弁当馬場でのウマハラシー(馬乗り競争:旧暦8月14日に行われる男のお祭り)での晴れ着として作られていた。正確な起源等は不明であるが、19世紀後半には技術・技法は確立され定着していたと考えられている。

② 製品の特性

素材は主に木綿であるが、その他に芭蕉や絹、羊毛なども使用されている。藍染の紺地に赤や白などの紋糸で織りだされる紋様が立体的に浮き出される。多くの花織は緯浮花織であるのに対し、知花花織は経方向に紋糸が浮いて模様をだす経浮花織である。

また、沖縄の他の織物とは違い貢納布としてではなく、自家用として織られていたため、自由奔放なデザインがみられることも知花花織の特徴である。

③ 業界の現状

平成12年に沖縄市に知花花織復元作業所が設置され、知花花織の研究、復興、後継者育成をすすめてきた。平成20年には「知花花織事業協同組合」が設立された。

平成22年3月12日付けで県伝統工芸製品として、また、平成24年7月25日付けで国伝統的工芸品の指定を受け、産業として振興、発展に積極的に取り組んでいるところである。

令和元年度の生産額は2千万円程度である。従事者数は58人と人材育成が着実に進んでいる。

④ 課題と対策

沖縄市を中心に地元工芸品として認知、活用の拡大を図っているが、未だ県内外における認知度が他の織物に比べ低い。また、組合結成間もないため、経営基盤が脆弱であり、組合組織強化が課題である。展示販売会等の積極的な活用を通して、さらなる宣伝普及、販路開拓を図る必要がある。

その他、新製品開発による用途やデザイン展開などで消費者に購買意欲を持たせる工夫が必要である。

原材料対策については、琉球藍の供給量不足や品質のバラツキがあり、その対策も必要である。

琉球ガラス

① 沿革

沖縄でガラス工芸品が作られ始めたのは、今からおよそ100年前だと言われている。ランプのほやや薬用瓶などが生産されていたが、戦後、米国人を対象とした土産品の製造により市場規模が大幅に拡大した。今日では沖縄ならではの独特の手作りの吹きガラスとして定着している。ガラス工芸品は、戦後はウイスキー、ビール及び清涼飲料水等のガラス廃瓶を原料としていた。最近では、缶やペットボトルの普及によってガラス瓶の回収が難しくなり、本土から移入された着色ガラスを原料として使う製造者も多い。

戦後、観光産業の進展に伴う市場規模の拡大とともに製造者数も増加し、昭和58年度には「琉球ガラス工芸協同組合」が設立された。昭和59年度には、燃費（重油）の軽減を図るため、高度化事業により共同工場及び協同販売店の建設を行い、昭和60年度には、6社が合併して「琉球ガラス工芸協業組合」へと発展した。その後、「沖縄県ガラス工芸製造輸出入販売協同組合」への組織変更や、新たに「琉球ガラス生産・販売協同組合」の設立などを経て、平成30年5月には業界が一体となって琉球ガラスのブランド強化に取り組む新組合「沖縄県琉球ガラス製造協同組合」が設立された。

平成10年6月12日付で、県の伝統工芸製品として指定を受けた。

② 業界の現状

生産額は、平成7年頃10億円近くに達したあと平成13年度には5億円弱まで落ち込んだが、近年は8億円程度で推移。平成26年度は10億円近くと大きく生産額を伸ばしたが令和元年度には6億3千万円に減少。従事者数は270人程度、1人当たりの年間生産額は220万円程度となっている。

③ 課題と対策

○用途の開発による需要の拡大

商品開発や販路開拓等に積極的に取り組んだ結果、市場も活性化の傾向にある。現在、雑器類に加えて、建築材料やパッケージ商品、装飾品などの用途拡大に取り組んでいるところであるが、今後も継続して需要開拓を推し進めていく必要がある。

また、国内の需要拡大に加えて、海外向けの製品開発、需要開拓を積極的に行い、市場の拡大を進めていくべきである。

○差別化の取組

県内の市場において、琉球ガラスとその他のガラス製品の住み分けが不十分な状態となっている。県伝統工芸製品であることの表示をきちんと示すなど、消費者に対し製品情報を適切に提供し、差別化に向けた宣伝普及活動を徹底する必要がある。

○従事者の技術力向上

後継者の育成とともに、従事者の技術力向上のための技術講習会や個々で研鑽する研修機会を設けることで従事者の技術力控除を図る必要がある。

○設備の改善

設備の老朽化や経費削減等を考慮した改善を計画的に実施するとともに、二次加工用設備を導入し、新たな製品開発に取り組む必要がある。

三 線

① 沿革

三線は、600年以上の歴史を有しており、14世紀に中国からの三絃が伝来して以来、貝摺奉公行所の名工などの手により琉球独自の楽器として発展してきた。

「三絃」の呼び方として「サン・シェン」の発音が、沖縄では「シェン」が「シン」に発音され、「線」を表記にされたと考えられている。

17世紀には、三線が極めて貴重なモノであるとし、名誉の対価や褒賞などの贈呈品として用いる思想が生まれた。

近年では、海外への移民が多数所持しているほか、終戦直後には、あり合わせの材料で製作されたカンカラ三線が戦争で傷ついた県民の心身を癒やしていた。

今日では、三線は伝統芸能と共に沖縄独自の楽器として世界中に広まっており、平成24年11月30日付けで、県の伝統工芸製品として指定を受け、さらに平成30年11月には伝統的工芸品として経済産業大臣の指定を受けている。

② 業界の現状

令和元年度の生産額は、9千万円台で、年々増加傾向にある。1人当たりの年間生産額については、240万円強となっている。従事者数については40人弱となっている。

③ 課題と対策

○原材料の確保

原材料(棹材)は県内産が枯渇状況にあり、現在輸入材が主である。共同購買事業を活用しコストの削減を図るとともに、棹材の安定入手に向けた取組を行う必要がある。また、蛇皮については、輸入品や代替人工皮の導入が考えられるが、人工皮の品質改善等の課題が残る。

○伝統的な技術・技法の継承

組合結成間もないということで、組合員の確保や組織強化に向けた取組は重要である。

○多様なニーズに対応した新たな製品展開

○海外産三線との差別化

三線の宣伝普及については、海外産製品との差別化を図るために、ウェブ等IT活用によるPR活動を強化し、沖縄三線の認知度向上を図る。

(2) その他の工芸品

ウージ染め

平成元年度の「村おこし事業」で開発された。”豊見城市ウージ染め”は、沖縄特産のサトウキビの葉や花穂を染料とした染め・織物である。地場特産品としてのイメージが高く、地域活性化に寄与することが期待される。平成17年度JAPANブランド育成事業及び県地場産業振興事業で開発した商品や、かりゆしウエア、小物等の売上げが伸びている。

① 課題と対策

産業としての歴史が浅く、経営基盤が脆弱である。県内外の展示販売会への積極的な参加をとおして認知度の促進と販路開拓を図る必要がある。産地組合の直売所で得られる消費者の声を反映し、消費者ニーズに合った製品開発も行っていくことが重要である。

近年、原材料(麻生地)の高騰によるコストの増で商品価格に影響がでている。独自で、後継者育成事業を実施することで従事者の確保を図っている。

小 木 工

昭和50年代に入り、亜熱帯固有のリュウキュウマツやイタジイ等の樹木を用いた小木工品産業が興る。挽物技術や指物技術などの木地加工技術の進歩と塗装技術の革新により、木肌を活かした木工品が生活の中に用いられるようになる。

① 課題と対策

○機械類の共同化

既存木工事業者は、本土産家具の移入で停滞を余儀なくされ、新規従事者が企業に就労する機会が少なく、研修終了後は各自工房を開設する傾向にある。しかしながら、機械装置などの初期投資が大きく十分な機械類の設置が困難であることから、多くの工房が機械類を共同して使えるように機械類の共同化を図ることも必要である。

また、乾燥機の導入による効率化や水分計測器の導入による品質管理体制の強化も検討する必要がある。

○販売機能の強化

小木工製品は、手作りで一品製作が多く、流通に乗せることが困難であることから、県内外での展示会をとおしての販売が主となっている。県外では、沖縄独特の作風が評価され、一定のファンを獲得している。

しかしながら、展示販売会での販売には限りがあることから、常設の販売施設が不可欠であり、その確保に向け工夫する必要がある。

また、宣伝普及の点から日常生活における利用のあり方を提案することは効果があり、公的機関のロビーや待合所等の活用を試みることも必要である。

VI 沖縄県工芸産業振興審議会

沖縄県工芸産業振興審議会

昭和47年度に沖縄県附属機関設置条例(昭和47年沖縄県条例第50号)に基づき、本県の工芸産業関連施策が実のあるものとなるよう、工芸産業対策及び工芸産業界の実情等を調査、審議する知事の諮問機関として設置された。

審議会では、工芸産業振興開発に関する重要事項について、知事の諮問に応じて調査、審議し及び必要に応じて意見を具申している。

審議会の構成及び運営方法は、沖縄県工芸産業振興審議会規則(昭和47年沖縄県規則第199号)に具体的に定められている。審議会の下部組織として次の専門部会を設けており、専門分野に係る諸問題の詳しい審議等を行うこととしている。

- ①陶器部会
- ②漆器部会
- ③織物部会
- ④紅型部会
- ⑤デザイン部会

審議会は、知事が委嘱する15人以内の委員で構成され、この他に各部会毎に専門知識のある者を専門委員として知事が委嘱している。

各委員の任期は2年である。

沖縄県工芸産業振興審議会委員名簿

(任期:令和3年3月29日～令和5年3月28日)

氏名	代表区分	備考
◎宮里 正子	学識経験者	浦添市美術館館長
林 優子	学識経験者	名桜大学国際学群教授
宮城 奈々	学識経験者	一般財団法人美ら島財団
○赤嶺 真澄	関係業界	那覇伝統織物事業協同組合理事長
○小渡 晋治	関係業界	琉球びんがた事業協同組合特別顧問
○松田 英吉	関係業界	琉球ガラス製造事業協同組合副理事長
大城 亮子	関係業界	沖縄デザインセンターゼロ主宰
大谷 哲生	関係業界	ファッションデザイナークラブ琉球代表理事
鈴木 修司	関係業界	ゆいまーる株式会社社長
○佐久本 和代	関係業界	沖縄県中小企業団体中央会総務部長
○渡慶次 憲夫	消費者代表	(株)スーパーリンペイ 代表取締役
○大城 弘文	関係行政機関	内閣府沖縄総合事務局経済産業部地域経済課長

○印は新任委員 ◎印は審議会会長

VII その他参考資料

1 沖縄県工芸士名簿

沖縄県工芸士とは、県内で伝統工芸製品等の製造に直接従事して、高度の技術・技法を保持し、かつ後継者の指導・育成等に協力できる者を、知事が沖縄県工芸士として認定することにより、工芸品を製造する者に励みを与えるとともに、社会的評価を高め、もって工芸産業の振興を図ることを目的としている。

令和5年3月現在で、180人(男107人、女73人)が認定を受けている。

伝統工芸製品等	認定番号	年度	氏名	性別	部門
首里花倉織(6名)	1	平成11年度	渡久山 千代	女	総合
	41	平成16年度	山口 良子	女	総合
	116	平成26年度	赤嶺 真澄	女	総合
	175	令和4年度	下田 幸子	女	総合
	176	令和4年度	大城 孝美	女	総合
	177	令和4年度	起田 奈津子	女	総合
首里道屯織(3名)	48	平成17年度	上江田 ひとみ	女	総合
	141	平成30年度	仲宗根 綾	女	総合
	165	令和3年度	金良 勝代	女	総合
首里緋(1名)	57	平成18年度	仲本 エイコ	女	総合
首里花織(3名)	72	平成20年度	上間 ゆかり	女	総合
	115	平成26年度	吉本 敏子	女	総合
	133	平成29年度	山城 有希子	女	総合
宮古上布(13名)	2	平成11年度	奥平 ヒサ子	女	製織
	11	平成12年度	下地 トミ	女	製織
	12	平成12年度	川満 八重子	女	製糸
	18	平成13年度	洲鎌 ツル	女	製織
	19	平成13年度	荷川取 初子	女	製糸
	29	平成14年度	友利 ヒデ	女	製糸
	31	平成15年度	荷川取 キヨ	女	製糸
	32	平成15年度	下地 達雄	男	意匠
	49	平成17年度	洲鎌 ツル	女	製糸
	59	平成18年度	下地 ヨシ	女	製糸
	65	平成19年度	下地 ヒロ子	女	製織
	66	平成19年度	宮國 トヨ	女	製糸
	160	令和2年度	砂川 節子	女	製糸
八重山上布(5名)	4	平成11年度	大仲 毬子	女	総合
	10	平成12年度	浦崎 しな子	女	総合
	111	平成26年度	次呂久 幸子	女	総合
	147	令和元年度	上原 久美	女	総合
	178	令和4年度	本宮 清美	女	総合
八重山ミンサー(7名)	64	平成19年度	島仲 由美子	女	総合
	73	平成20年度	本盛 美恵子	女	総合
	74	平成20年度	辻口 由紀子	女	総合
	124	平成28年度	新 裕二	男	意匠

伝統工芸製品等	認定番号	年 度	氏 名	性別	部門
八重山ミンサー(7名)	125	平成28年度	米盛 清子	女	製織
	148	令和元年度	田安 苗子	女	総合
	149	令和元年度	田盛 恵美	女	総合
与那国花織(3名)	13	平成12年度	新嵩 キヨ	女	総合
	161	令和2年度	鹿川 縫子	女	総合
与那国花織(3名)	162	令和2年度	玉城 悦子	女	総合
与那国織(1名)	56	平成18年度	角田 麗子	女	総合
伊波メンサー(3名)	55	平成18年度	伊波 貞子	女	総合
	179	令和4年度	大重 秦江	女	総合
	180	令和4年度	伊波 由美子	女	総合
読谷山花織(1名)	84	平成22年度	松田 澄子	女	製織
琉球びんがた(7名)	3	平成11年度	照屋 ヨシマ	女	総合
	50	平成17年度	石嶺 麻子	女	総合
	58	平成18年度	大城 美登里	女	総合
	80	平成21年度	金城 宏次	男	総合
	92	平成23年度	津田 かすみ	女	総合
	142	平成30年度	前田 直美	女	総合
	173	令和4年度	伊佐 幸	女	総合
壺屋焼(21名)	5	平成11年度	島袋 常栄	男	成形
	14	平成12年度	高安 康一	男	総合
	26	平成14年度	金城 敏信	男	総合
	37	平成15年度	金城 敏男	男	総合
	45	平成16年度	小橋川 清正	男	総合
	46	平成16年度	上江洲 茂男	男	総合
	51	平成17年度	島袋 明達	男	加飾
	52	平成17年度	新垣 栄一	男	総合
	62	平成18年度	小橋川 弘	男	加飾
	63	平成18年度	玉城 望	男	総合
	68	平成19年度	小橋川 明史	男	総合
	81	平成21年度	濱子 末子	女	成形
	94	平成24年度	新垣 健司	男	総合
	108	平成26年度	池野 幸雄	男	総合
	119	平成27年度	金城 吉彦	男	総合
	127	平成29年度	赤嶺 肇幸	男	総合
	128	平成29年度	石倉 一人	男	総合
	153	令和元年度	新垣 光雄	男	成形
	163	令和3年度	金城 英樹	男	総合
164	令和3年度	玉城 若子	女	総合	
169	令和4年度	江口 聡	男	総合	
琉球焼(19名)	27	平成14年度	親川 正治	男	総合
	30	平成14年度	中村 康	男	総合
	36	平成15年度	佐渡山 正光	男	総合

伝統工芸製品等	認定番号	年度	氏名	性別	部門
琉球焼(19名)	47	平成16年度	宮城 秀雄	男	成形
	67	平成19年度	平良 幸春	男	総合
	91	平成23年度	仲宗根 重雄	男	総合
	93	平成24年度	登川 均	男	総合
	112	平成26年度	金城 秀義	男	総合
	113	平成26年度	神谷 理加子	女	総合
	114	平成26年度	玉木 弘一	男	総合
	118	平成27年度	廣木 弘一	男	総合
	123	平成28年度	国吉 真盛	男	総合
	129	平成29年度	與那嶺 安彦	男	総合
	135	平成30年度	新垣 安隆	男	総合
琉球焼(19名)	136	平成30年度	山内 徳光	男	総合
	143	平成30年度	仲村 政博	男	総合
	145	令和元年度	稲福 哲雄	男	総合
	168	令和3年度	仲村 勇	男	総合
	170	令和4年度	秋元 ナナ	女	総合
琉球漆器(16名)	6	平成11年度	宮城 みつ子	女	塗り
	7	平成11年度	石垣 廣治	男	木地
	8	平成11年度	諸見 由則	男	塗り
	15	平成12年度	金城 礼子	女	加飾
	16	平成12年度	赤嶺 貴子	女	加飾
	33	平成15年度	津嘉山 榮造	男	加飾
	34	平成15年度	宇良 英明	男	加飾
	35	平成15年度	長元 えり子	女	加飾
	83	平成22年度	當眞 茂	男	加飾
	89	平成23年度	徳松 節江	女	加飾
	90	平成23年度	上原 修	男	塗り
	98	平成24年度	長嶺 一枝	女	加飾
	107	平成25年度	大見謝 恒雄	男	総合
	146	令和元年度	森田 哲也	男	髹漆
	154	令和元年度	渡慶次 弘幸	男	木地
155	令和元年度	渡慶次 愛	女	髹漆	
琉球ガラス(41名)	20	平成13年度	平良 恒雄	男	総合
	21	平成13年度	具志堅 正	男	総合
	22	平成13年度	末吉 清一	男	総合
	25	平成14年度	上原 徳三	男	総合
	38	平成15年度	屋我 平尋	男	総合
	42	平成16年度	大城 尚也	男	総合
	43	平成16年度	仲吉 幸喜	男	総合
	44	平成16年度	中村 聰子	女	総合
	53	平成17年度	上里 幸春	男	総合
	69	平成19年度	漢那 憲作	男	総合

伝統工芸製品等	認定番号	年 度	氏 名	性別	部門
琉球ガラス(41名)	70	平成19年度	大城 清善	男	総合
	71	平成19年度	上原 正	男	総合
	75	平成20年度	松田 英吉	男	総合
	76	平成20年度	兼次 直樹	男	総合
	77	平成20年度	松田 将吾	男	総合
	78	平成21年度	池宮城 善郎	男	総合
	82	平成22年度	佐久川 次男	男	総合
	85	平成23年度	大城 啓一	男	総合
	86	平成23年度	我謝 良秀	男	総合
	87	平成23年度	兼次 正也	男	総合
	88	平成23年度	具志堅 充	男	総合
	95	平成24年度	松田 豊彦	男	総合
	96	平成24年度	冨着 博文	男	総合
	琉球ガラス(41名)	106	平成25年度	奥原 崇勝	男
109		平成26年度	佐藤 郁美	女	総合
120		平成28年度	竹内 祐貴	男	総合
126		平成28年度	友利 龍	男	総合
130		平成29年度	佐藤 慎	男	総合
131		平成29年度	上原 学	男	総合
132		平成29年度	照屋 光則	男	総合
137		平成30年度	知名 定明	男	総合
138		平成30年度	野原 智	男	総合
139		平成30年度	恩藏 善教	男	総合
140		平成30年度	玉城 晃	男	総合
150		令和元年度	平良 直之	男	総合
151		令和元年度	島津 幸子	女	総合
152		令和元年度	中野 幸治	男	総合
166		令和3年度	新崎 盛史	男	総合
167		令和3年度	稲嶺 盛一郎	男	総合
171		令和4年度	外間 健太	男	総合
172		令和4年度	東新川 拓也	男	総合
小木工(11名)	9	平成11年度	宮國 昇	男	総合
	17	平成12年度	戸真伊 擴	男	総合
	23	平成13年度	田場 由盛	男	総合
	24	平成13年度	新城 伸治	男	総合
	39	平成15年度	古村 茂	男	総合
	40	平成15年度	兼次 幸子	女	総合
	54	平成17年度	千木良 芳弘	男	総合
	60	平成18年度	仲宗根 正廣	男	総合
	61	平成18年度	新城 弘志	男	総合
	79	平成21年度	高良 輝幸	男	総合
	97	平成24年度	金城 久美子	女	総合

伝統工芸製品等	認定番号	年 度	氏 名	性別	部門
竹細工(1名)	28	平成14年度	津嘉山 寛喜	男	総合
三線(11名)	99	平成24年度	銘苅 春政	男	総合
	100	平成24年度	新崎 松雄	男	総合
	101	平成24年度	照屋 勝武	男	総合
	102	平成24年度	仲嶺 盛文	男	総合
	103	平成24年度	渡慶次 道政	男	総合
	104	平成24年度	親泊 宗康	男	総合
	105	平成24年度	又吉 真也	男	総合
	121	平成28年度	譜久山 勝	男	総合
	157	令和2年度	新垣 清昂	男	総合
	158	令和2年度	奥田 武	男	総合
	159	令和2年度	金城 武一	男	総合
喜如嘉の芭蕉布(7名)	110	平成26年度	前田 正子	女	製糸
	117	平成27年度	平良 京子	女	製糸
	122	平成28年度	大城 章子	女	製糸
	134	平成30年度	翁長 洋子	女	製糸
	144	令和元年度	宮城 涼子	女	製糸
	156	令和2年度	崎山 八重子	女	製糸
	174	令和4年度	前田 明子	女	製糸

沖縄県工芸士 180人(男107人、女73人)

2 伝統工芸士名簿

伝統的工芸品は、その主要工程が手づくりであり、高度の伝統的技術によるものであるためその習得には長い年月が必要とされる。また、生活様式の変化に伴い、伝統的工芸品の需要が低迷していることなどにより後継者の確保育成が難しく業界全体の大きな課題となつて

この課題に対処するため、(一財)伝統的工芸品産業振興協会において「若者にやりがいと目標を与える制度」の一環として、経済産業大臣指定伝統的工芸品及び工芸用具又は工芸材料の製造に従事する者を対象に「伝統工芸士認定試験」(知識試験・実技試験)を実施し、合格した者を「伝統工芸士」として認定している。受験資格は、当該伝統的工芸品等の製造に現在も直接従事し、12年以上の実務経験年数を有している者としており、実務経験年数には専門養成機関の修得期間も含まれる。

沖縄県では、令和5年2月現在で97人が認定を受けている。

伝統的工芸品等	年度	登録番号	氏名	性別	部門
久米島紬 (18名)	平成4年度	502576	宮平 登美子	女	総合
		502577	伊良皆 トシ	女	総合
	平成6年度	503781	桃原 禎子	女	総合
	平成12年度	505241	幸地 綾子	女	総合
		505242	宇江城 ヤス子	女	総合
		505243	新垣 勝秀	男	総合
	平成21年度	506729	高坂 エミ子	女	総合
		506730	山城 智子	女	総合
	平成22年度	506890	神里 智江	女	総合
		506891	仲地 洋子	女	総合
	平成25年度	507263	平田 とき子	女	総合
		507264	毛利 玲子	女	総合
	平成28年度	507569	比嘉 正美	女	総合
		507570	古堅 ヨシエ	女	総合
		507571	宮平 トシ子	女	総合
		507572	儀間 勝枝	女	総合
		507573	我那覇 ケイ子	女	総合
	令和4年度	508225	中山 由美	女	総合
琉球絣 (20名)	平成4年度	502612	大城 トヨ	女	製織
		502615	嘉手苧 千勇	男	染色
	平成5年度	503331	大城 一夫	男	意匠
		503332	大城 ヨシ子	女	製織
	平成9年度	504468	野原 俊雄	男	意匠
		504470	中村 トミ子	女	製織
	平成14年度	505682	大城 進	男	意匠
		505683	大城 トミ子	女	製織
	平成17年度	506150	大城 つや子	女	製織
		506151	大城 友子	女	製織
	平成20年度	506627	宮城 竹子	女	製織
		506628	野原 八重子	女	製織
	平成22年度	506894	伊敷 美千代	女	製織
	平成24年度	507117	城間 律子	女	製織
	平成26年度	507361	具志堅 悦子	女	製織
		507362	宮里 由美子	女	製織
	令和2年度	508058	儀間 直子	女	製織
		508059	大城 幸司	男	染色
		508060	赤嶺 忠	男	意匠
令和4年度	508226	大城 幸司	男	意匠	

伝統工芸士名簿②

伝統的工芸品等	年度	登録番号	氏名	性別	部門
南風原花織 (5名)	平成29年度	507716	大城 りん子	女	総合
		507717	當山 アヤ乃	女	総合
		507718	宮城 マチ子	女	総合
		507719	宮城 竹子	女	総合
	令和4年度	508227	平良 智子	女	総合
宮古上布 (2名)	平成11年度	504983	平良 清子	女	製織
	平成14年度	505681	豊見山 カツ子	女	製織
琉球びんがた (6名)	平成4年度	502622	長山 幸子	女	総合
	平成10年度	504774	屋宜 元七	男	総合
		504775	安里 和雄	男	総合
		504776	屋富祖 幸子	女	総合
	平成11年度	505005	佐藤 実	男	総合
	平成20年度	506645	照屋 和子	女	総合
壺屋焼 (4名)	平成4年度	502590	國場 一	男	成形
	平成13年度	505518	小橋川 卓史	男	成形
		505519	新垣 修	男	成形
		505522	島袋 常栄	男	成形
琉球漆器 (6名)	平成4年度	502623	宮城 清	男	加飾
		502625	松田 勲	男	加飾
		502626	後間 義雄	男	加飾
	平成12年度	505322	千木良 芳弘	男	木地
		505324	諸見 由則	男	塗り
	令和4年度	508244	渡慶次 弘幸	男	木地
読谷山花織 (19名)	平成5年度	503323	新垣 隆	男	染色
		503324	知花 良子	女	製織
		503325	新垣 澄子	女	製織
		503328	池原 竹子	女	製織
		503329	島袋 安子	女	製織
	平成21年度	506731	松田 孝子	女	製織
		506733	又吉 弘子	女	製織
		506734	山城 尚子	女	製織
		506736	池原 アサ子	女	製織
		506737	知花 尚子	女	製織
	平成24年度	507106	川上 キヨ子	女	総合
		507107	崎原 千枝美	女	総合
		507108	池原 栄子	女	製織
		507109	赤嶺 育子	女	製織
		507111	知花 勝子	女	製織
		507112	新垣 洋子	女	製織
		507113	知念 涼子	女	製織
		507114	与儀 初美	女	製織
		507115	上地 初江	女	製織

伝統工芸士名簿③

伝統的工芸品等	年度	登録番号	氏名	性別	部門
与那国織 (5名)	平成8年度	504407	村本 百合子	女	総合
		504409	三蔵 順子	女	総合
	平成17年度	506152	請花 ヒロ子	女	総合
		506153	東迎 八四子	女	総合
	平成23年度	507004	請 舛 姫代	女	総合
首里織 (7名)	平成14年度	505684	安座間 美佐子	女	総合
	平成20年度	506630	上江田 ひとみ	女	総合
		506631	高良 みづえ	女	総合
		506632	山口 良子	女	総合
	平成25年度	507265	川村 早苗	女	総合
		507266	下田 幸子	女	総合
		507267	吉浜 博子	女	総合
知花花織 (5名)	平成28年度	507574	又吉 朝江	女	総合
		507575	前田 英美	女	総合
		507576	兼城 由香利	女	総合
		507577	大城 操	女	総合
		507578	神田 尚美	女	総合

沖縄県〔認定97人(男22人、女75人)〕

3 沖縄県功労者表彰(伝統工芸関係)

沖縄県出身者又は在住者で、長年にわたり県勢発展と県民福祉の向上に貢献し、特に功績が顕著な者で、年齢満70歳以上の者を表彰するもので、工芸産業の分野では以下の方々が受賞している。

年度	分野	氏名	当時 年齢	主な経歴
S49	びんがた	安谷屋 正量	87	紅型色染技術の普及
S51	漆器	生 駒 弘	82	漆芸指導
S57	陶器	島 常 賀	79	陶業従事者、「うるま窯業」「南島窯業」設立
S60	陶器	金 城 次 郎	72	陶業従事者、国指定重要無形文化財保持者
S63	びんがた	城 間 榮 喜	80	紅型業従事、沖縄びん型伝統技術保存会長
H2	織物	與 那 嶺 貞	81	織物業従事者、県指定無形文化財「読谷山花織」技能保持者
H6	織物	平 良 敏 子	73	芭蕉布織物工業主宰、国指定重要無形文化財「喜如嘉の芭蕉布保存会」会長、喜如嘉芭蕉布事業協同組合理事長
H8	織物	宮 平 初 子	73	首里織業
	織物	平 良 純 邑	90	宮古上布洗濯業
H10	織物	新 絹 枝	72	織物製造販売業、八重山観光協会理事、(福)若夏会理事
H13	織物	野 原 カ メ	89	琉球絣 南風原花織製造業
H14	織物	大 城 廣 四 郎	81	琉球絣事業協同組合理事
	織物	渡 久 山 千 代	76	那覇伝統織物事業協同組合理事長、那覇市伝統工芸事業協同組合連合会理事
H22	織物	新 哲 次	88	八重山織物製造販売業 「八重山みんさー」
H24	織物	玉 城 カ マ ド	97	元久米島紬職人、元久米島紬保持団体代表
H25	原材料供給	伊 野 波 盛 正	86	国選定保存技術「琉球藍製造」保持者 琉球藍製造業
H26	漆器	金 城 唯 喜	89	県指定無形文化財「琉球漆器」技能保持者
H27	織物	祝 嶺 恭 子	78	県指定無形文化財「本場首里の織物」技能保持者、沖縄県立芸術大学名誉教授
H28	文化・学術、工芸	安 次 富 長 昭	86	琉球大学名誉教授、元県文化財保護審議会委員、元県工芸産業振興審議会会長

4 優秀技能者表彰

(1) 沖縄県優秀技能者表彰 ①

当該技能に関して卓越し、他の模範であり、更に後継者の育成を行うなどを通じて、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した人を表彰するもので、本県の工芸産業の分野では以下の方々が受賞している。

年度	分野	氏名	所在地	年度	分野	氏名	所在地
S49	織布工	與那嶺 貞	読谷村	S57	陶工	仲村 勇	豊見城村
	織布工	宮平 初子	那覇市		織布工	宮城 築長	南風原町
	織布工	新垣 ナベ	仲里村		織布工	野原 広光	南風原町
	織布工	下地 ハツ	平良市		織布工	下地 恵康	平良市
	織布工	石垣 英富	石垣市		織布工	宮良 ハル	石垣市
	織布工	与那国 清介	竹富町		織布工	登野 貞子	竹富町
	漆工	長嶺 担従	那覇市		織布工	徳吉 マサ	与那原町
S50	陶工	小橋川 永昌	那覇市	S58	陶工	新垣 栄一	那覇市
	織布工	池城 安祐	石垣市		陶工	島袋 常明	那覇市
	漆工	嘉手納 並誠	那覇市		織布工	嘉手納 カメ子	南風原町
陶工	高安 康雄	那覇市	織布工		平良 寛正	平良市	
S51	陶工	金城 次郎	読谷村	漆工	伊波 秀正	南風原町	
	織布工	玉城 カマド	仲里村	S59	陶工	国場 健吉	那覇市
	織布工	安田 玄祥	平良市		織布工	大城 兼光	南風原町
	漆工	嘉手納 並裕	那覇市		織布工	仲程 千秋	石垣市
漆工	比嘉 正昌	那覇市	織布工		大山 菊	竹富町	
S52	陶工	高江洲 康謹	那覇市	S60	陶工	新垣 栄用	那覇市
	織布工	大城 カメ	南風原町		陶工	石川 喜進	那覇市
	織布工	高江洲 政	仲里村		織布工	吉濱 マカ	大宜味村
S53	織布工	石垣 英松	石垣市		織布工	宮城 清一	南風原町
	織布工	大城 廣四郎	南風原町	S61	陶工	金城 敏男	那覇市
	織布工	高嶺 成	仲里村		陶工	小橋川 源慶	那覇市
S54	織布工	砂川 玄恒	平良市		陶工	山城 秀一	名護市
	織布工	真栄城 喜久江	那覇市		織布工	前田 マツ	大宜味村
	織布工	大城 誠光	南風原町		織布工	平良 俊子	大宜味村
S55	漆工	大見 謝恒正	那覇市		織布工	島袋 秀	読谷村
	織布工	本村 恵祥	平良市		織布工	大城 清春	南風原町
S56	陶工	宮城 勝臣	与那原町		織布工	高江洲 盛松	仲里村
	陶工	島袋 常恵	那覇市	S62	陶工	新垣 ヨシ子	那覇市
	陶工	小橋川 永弘	那覇市		織布工	神山 静	大宜味村
	陶工	島 常賀	那覇市		織布工	桃原 ナヘ	南風原町
	陶工	與那覇 朝大	宜野湾市		織布工	宮城 真正	南風原町
	織布工	新垣 ント	仲里村	S63	陶工	湧田 弘	那覇市
	織布工	與座 明子	仲里村		織布工	山城 加代	大宜味村
	織布工	有田 カナシ	竹富町		織布工	池原 ケイ子	読谷村
	織布工	新 マンタル	竹富町		織布工	野原 シゲ	南風原町
織布工	田本 成子	南風原町	織布工		赤嶺 カマ	南風原町	
S57	漆工	金城 唯喜	那覇市	H1	陶工	新垣 菊子	那覇市
	陶工	高江洲 育男	那覇市		織布工	平良 和	大宜味村

(1) 沖縄県優秀技能者表彰②

年度	分野	氏名	所在地
H1	織布工	新垣 隆	読谷村
	織布工	大城 ウト	南風原町
	織布工	宮城 清義	南風原町
H2	陶工	島袋 常栄	那覇市
	織布工	知念 幸助	南風原町
	織布工	野原 カマド	南風原町
	ガラス製品成形工	大城 孝榮	糸満市
H3	陶工	島袋 常雄	那覇市
	織布工	中村 孫吉	南風原町
H4	陶工	国場 一	那覇市
	陶工	安里 真正	那覇市
	陶工	德里 政宜	読谷村
	織布工	野原 カメ	南風原町
	織布工	野原 カマド	南風原町
H5	陶工	小橋川 清正	那覇市
	織布工	野原 ウシ	南風原町
	織布工	大城 清栄	南風原町
H6	陶工	新垣 勲	那覇市
	陶工	久場 政一	読谷村
	織布工	大城 永光	南風原町
	漆工	阿波連 本輝	那覇市
H7	陶工	小橋川 昇	那覇市
	織布工	福地 クニ	大宜味村
	織布工	新垣 澄子	読谷村
H8	陶工	桃原 厚吉	南風原町
	陶工	玉村 康裕	那覇市
H9	陶工	小橋川 清次	那覇市
	織布工	野原 廣安	南風原町
H10	陶工	高江洲 康信	那覇市
	陶工	砂川 薫	那覇市
	漆工	兼本 正順	那覇市
	織布工	新 絹枝	石垣市
	織布工	宮城 築一	南風原町
H11	陶工	上江洲 茂男	読谷村
	織布工	野原 盛次	南風原町
H12	製糸工	稲福 チヨ	大宜味村
	製糸工	豊川 フミ	石垣市
	染織工	赤嶺 勝信	南風原町
H13	織布工	多和田 淑子	那覇市
	織布工	平良 蓉子	石垣市
H14	織布工	平良 テル	大宜味村
	織布工	大城 豊	南風原町
H15	織布工	中村 トミ子	南風原町
H16	織布工	桃原 秋子	大宜味村

年度	分野	氏名	所在地
H17	織布工	稲福 千代	大宜味村
	織布工	大城 敏	南風原町
H18	織布工	大城 一夫	南風原町
H19	染織工	嘉手苅 千勇	南風原町
H20	ガラス製品成形工	佐久川 次男	恩納村
	ガラス製品成形工	屋我 平尋	北中城村
	拵括り	知念 幸徳	南風原町
	拵結び	辺土名加代子	大宜味村
H21	拵織り	大城 ヨシ子	南風原町
	染織業	山口 良子	那覇市
H22	製織業	池原 竹子	読谷村
H23	拵織り	大城 幸正	南風原町
	ガラス工	平良 恒雄	糸満市
H24	ガラス工	上原 徳三	那覇市
	陶工	玉城 望	大宜味村
	織布工	藤崎 眞	名護市
	織布工	知花 勝子	読谷村
	陶工	金子 晴彦	石垣市
H25	ガラス工	池宮城 善郎	うるま市
	染織工	川上 キヨ子	読谷村
	染織工	野原 俊雄	南風原町
H27	染織工	安座間美佐子	那覇市
H28	染織工	屋富祖 幸子	那覇市
H29	染織工	知念 績元	那覇市
	ガラス工	末吉 清一	那覇市
	ガラス工	大城 清善	糸満市
	ガラス工	我謝 良秀	糸満市
H30	ガラス工	大城 尚也	名護市
R1	陶工	高江洲 忠	那覇市
R2	陶工	金城 吉彦	読谷村
	芭蕉布製造 (手織み)	宮城 涼子	大宜味村
R3	ガラス製品成形工 (琉球ガラス)	松田 英吉	恩納村
	—	中止のため受賞者なし	—
R4	染織工	大城 友子	南風原町
	陶芸家	工藤 進也	石垣市

(2) 卓越した技能者「現代の名工」厚生労働大臣表彰

年度	分野	氏名	所在地
S48	織布工	平良 敏子	大宜味村
S49	織布工	下地 恵康	平良市
S50	織布工	宮平 初子	那覇市
S51	陶工	小橋川 永昌	那覇市
S52	陶工	金城 次郎	読谷村
S53	織布工	大城 カメ	南風原町
S54	漆器工	嘉手納 並裕	那覇市
S55	漆器素地製造工	長嶺 但従	那覇市
S56	織布工	與那嶺 貞	読谷村
S59	陶磁器工	高江洲 育男	那覇市
S62	陶工	宮城 勝臣	与那原町
S63	上塗工	大見謝 恒正	那覇市
H1	織布工	大城 廣四郎	南風原町
H2	ガラス製品成形工	大城 孝榮	糸満市
H4	陶磁器製造工	島袋 常雄	那覇市
H5	漆器工	金城 唯喜	那覇市
H6	ガラス製品成形工	稲嶺 盛吉	読谷村
H7	木製家具建具製工	島袋 信次	宜野湾市
H8	陶磁器成形工	新垣 榮用	読谷村
H9	染色仕上工	城間 栄順	那覇市
H10	織布工	新垣 幸子	石垣市
H12	織布工	新 絹枝	石垣市
H13	ガラス製品成形工	桃原 正男	那覇市
H14	浸染工	新垣 隆	読谷村
H18	ろくろ成形工	新垣 勲	那覇市
H26	ガラス吹工	池宮城 善郎	恩納村
H28	ガラス吹工	佐久川 次男	恩納村
	織布工	桃原 秋子	大宜味村
H30	染物職	屋富祖 幸子	那覇市
	ガラス吹工	平良 恒雄	浦添市
R1	ガラス吹工	上原 徳三	那覇市

年度	分野	氏名	所在地
R2	織布工	大城 一夫	南風原町
	ガラス吹工	末吉 清一	豊見城市
	陶磁器焼成工	島袋 常榮	宜野湾市
R3	広告美術工	福田 宗男	南城市
R4	三線工	又吉 章盛	うるま市

5 伝統的工芸品産業功労者等表彰

伝統的工芸品産業の振興及び伝統的工芸品の国民生活への浸透に関し、特に顕著な功績をあげた個人等を表彰するもので、本県の工芸産業の分野では以下の方々が受賞している。

(1) 経済産業大臣表彰

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
S59	久米島紬	新垣正之	組合役員
S60	那覇伝統	宮平初子	組合役員
	-	安次富長昭	学識経験者等
S61	琉球絣	大城清栄	組合役員
S62	宮古織物	平良隆	組合役員
S63	びんがた	名渡山愛擴	組合役員
	壺屋陶器	島袋常秀	奨励賞
H1	壺屋陶器	高江洲育男	組合役員
	宮古織物	平良純邑	伝統工芸士
	壺屋陶器	新垣勲	奨励賞
H2	喜如嘉芭蕉	平良敏子	組合役員
H3	与那国織	徳吉マサ	組合役員
	壺屋陶器	小橋川昇	奨励賞
H4	琉球絣	赤嶺猛	組合役員
	-	前田孝允	学識経験者等
	読谷山花織	新垣隆	奨励賞
H5	琉球絣	中村孫吉	組合役員
	-	平良邦夫	学識経験者等
	壺屋陶器	国場一	奨励賞
H6	那覇伝統	渡久山千代	組合役員
	-	祝嶺恭子	学識経験者等
H7	石垣市織物	新哲次	組合役員
H8	竹富町織物	内盛スミ	組合役員
	読谷山花織	新垣澄子	奨励賞
H9	びんがた	知念貞男	組合役員
	琉球絣	野原ウシ	伝統工芸士
	石垣市織物	松竹喜生子	奨励賞
H10	琉球漆器	照屋林吉	組合役員
	壺屋陶器	新垣修	奨励賞
H11	壺屋陶器	小橋川秀義	組合役員
	-	高江洲忠	奨励賞
H12	与那国織	崎原キヨ	組合役員

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H13	琉球絣	宮城清義	組合役員
	久米島紬	桃原美枝	伝統工芸士
	びんがた	安里和雄	奨励賞
H14	喜如嘉芭蕉	平良美恵子	組合役員
H15	壺屋陶器	新垣勲	組合役員
H16	びんがた	當山善子	組合役員
	与那国織	波武名マス子	伝統工芸士
	与那国織	村本ユリ子	伝統工芸士
H17	びんがた	長山幸子	伝統工芸士
	-	照屋善義	学識経験者等
H18	読谷山花織	新垣澄子	組合役員
	びんがた	屋富祖幸子	伝統工芸士
H19	壺屋陶器	島袋常栄	組合役員
H20	那覇伝統	安座間美佐子	組合役員
H25	那覇伝統	山口良子	組合役員
	びんがた	喜友名盛蔵	伝統工芸士
H26	琉球絣	大城一夫	組合役員
	久米島紬	平田ヨシ	伝統工芸士
	壺屋陶器	玉城望	奨励賞
H27	久米島紬	宮平登美子	伝統工芸士
	-	島袋常秀	学識経験者等
H28	びんがた	照屋和子	組合役員
	琉球絣	大城ヨシ子	伝統工芸士
	-	ルバース吟子	学識経験者等
H29	びんがた	大城美登里	学識経験者等
R1	壺屋陶器	小橋川昇	組合役員
R2	びんがた	安里和雄	伝統工芸士
	-	糸数政次	学識経験者等
R3	壺屋陶器	玉城望	組合役員
R4	久米島紬	桃原禎子	伝統工芸士

1 功労賞

- (1) 組合役員……伝産法第4条第1項の振興計画等の作成主体の役員等
- (2) 伝統工芸士……伝産法第8号の規定により、伝産協の認定する者
- (3) 公的機関の職員、学識経験者、業界人等……公的機関の職員等、学識経験者、地域社会との交流等伝統的工芸品等の国民生活への浸透に特に貢献した者

2 奨励賞

原則として45歳以下の産地の後継者であって、優秀な技術を有し、地域社会又は他産地との交流等により当該産地の振興に特に貢献した者で、表彰に値する者

(2) 沖縄総合事務局長表彰 ①

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
S59	壺屋陶器	小橋川 秀義	組合役員
	壺屋陶器	高江洲 育男	伝統工芸士
	読谷山花織	島 袋 秀	組合役員
	那覇伝統	宮 平 初子	組合役員
	琉球絣	大 城 清 栄	組合役員
	久米島紬	山 城 ハ ツ	伝統工芸士
	久米島紬	新 垣 正 之	組合役員
S60	壺屋陶器	本 村 恵 祥	伝統工芸士
	壺屋陶器	島 袋 常 明	伝統工芸士
	読谷山花織	池 原 ケイ子	組合役員
	琉球絣	赤 嶺 猛	組合役員
	琉球絣	大 城 カ メ	伝統工芸士
S61	-	伊 差 川 新	学識経験者等
	壺屋陶器	新 垣 栄 一	伝統工芸士
	琉球絣	宮 城 築 長	伝統工芸士
	琉球絣	中 村 孫 吉	組合役員
S62	宮古織物	平 良 隆	組合役員
	-	平 良 邦 夫	学識経験者等
	琉球絣	野 原 シ ゲ	伝統工芸士
	琉球絣	大 城 廣 平	組合役員
	宮古織物	平 良 純 邑	伝統工芸士
	琉球漆器	照 屋 林 吉	組合役員
S63	びんがた	名 渡 山 愛 擴	組合役員
	-	小 橋 川 順 市	学識経験者等
	壺屋陶器	高江洲 育男	組合役員
	読谷山花織	島 袋 安 子	組合役員
	琉球絣	宮 城 カ ミ	伝統工芸士
H1	琉球絣	宮 城 清 義	組合役員
	-	大 城 志 津 子	学識経験者等
	喜如嘉芭蕉	平 良 敏 子	組合役員
	琉球絣	野 原 カ メ	伝統工芸士
	琉球絣	桃 原 厚 吉	組合役員
	久米島紬	与 座 カ マド	伝統工芸士
	宮古織物	友 利 玄 純	伝統工芸士
H7	与那国織	徳 吉 マ サ	組合役員
	-	前 田 孝 允	学識経験者等

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H2	壺屋陶器	島 袋 常 雄	伝統工芸士
	那覇伝統	渡久山 千代	組合役員
	琉球絣	大 城 敏	伝統工芸士
	琉球絣	野 原 廣 安	組合役員
	久米島紬	桃 原 美 枝	伝統工芸士
	宮古織物	崎 山 カニメガ	伝統工芸士
	-	大 城 精 徳	学識経験者等
H3	壺屋陶器	新 垣 菊 子	伝統工芸士
	読谷山花織	知 花 良 子	組合役員
	久米島紬	宇久本 カメ	伝統工芸士
	宮古織物	仲 宗 根 ヨ シ	伝統工芸士
	石垣市織物	新 哲 次	組合役員
	びんがた	知 念 貞 男	組合役員
H4	-	祝 嶺 恭 子	学識経験者等
	壺屋陶器	新 垣 栄 用	伝統工芸士
	読谷山花織	玉 代 勢 フ ミ	組合役員
	琉球絣	野 原 ウ シ	伝統工芸士
	琉球絣	赤 嶺 勝 信	組合役員
	久米島紬	平 田 ヨ シ	伝統工芸士
	竹富町織物	内 盛 ス ミ	組合役員
H5	琉球絣	宮 城 築 一	組合役員
	琉球絣	野 原 盛 次	伝統工芸士
	琉球漆器	上 原 昭 男	組合役員
	びんがた	當 山 善 子	組合役員
	-	神 里 節 子	学識経験者等
	びんがた	藤 崎 眞	奨励賞
H6	読谷山花織	桃 原 竹 子	組合役員
	那覇伝統	伊 藤 峯 子	組合役員
	琉球絣	大 城 富 子	伝統工芸士
	琉球絣	嘉 手 苧 千 勇	組合役員
	宮古織物	平 良 寛 正	組合役員
H7	壺屋陶器	新 垣 勲	組合役員
	与那国織	崎 原 キ ヨ	組合役員
	琉球絣	大 城 永 光	伝統工芸士
	読谷山花織	新 垣 隆	組合役員
	読谷山花織	新 垣 澄 子	奨励賞
	石垣市織物	松 竹 喜 生 子	奨励賞

(2) 沖縄総合事務局長表彰②

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H8	宮古織物	池間方俊	組合役員
	琉球絣	宮城真英	組合役員
	那覇伝統	山口良子	組合役員
	琉球絣	大城豊	伝統工芸士
	壺屋陶器	島袋常栄	組合役員
	壺屋陶器	相馬正和	奨励賞
H9	琉球絣	知念幸助	組合役員
	喜如嘉芭蕉	平良美恵子	組合役員
	-	新垣吉紀	学識経験者等
	-	大田安徳	学識経験者等
H10	壺屋陶器	新垣修	奨励賞
	壺屋陶器	湧田弘	組合役員
	壺屋陶器	小橋川昇	伝統工芸士
	壺屋陶器	高江洲忠	奨励賞
	琉球漆器	山城正成	組合役員
	那覇伝統	安座間美佐子	組合役員
	琉球絣	大城一夫	組合役員
	-	照屋善義	学識経験者等
H11	-	川前和香子	学識経験者等
	那覇伝統	泉水弘子	組合役員
	琉球絣	大城幸正	組合役員
	壺屋陶器	国場一	伝統工芸士
H12	与那国織	波武名マス子	伝統工芸士
	読谷山花織	新垣澄子	組合役員
	琉球絣	知念幸徳	組合役員
	与那国織	三蔵順子	組合役員
H13	琉球絣	大城ヨシ子	伝統工芸士
	壺屋陶器	金城敏男	組合役員
	那覇伝統	上江田ひとみ	組合役員
H13	琉球絣	大城哲	組合役員
	壺屋陶器	中村トミ子	伝統工芸士
	喜如嘉芭蕉	島袋常善	奨励賞
H14	喜如嘉芭蕉	山城雪枝	奨励賞
	与那国織	村本ユリ子	伝統工芸士
	壺屋陶器	高安康一	伝統工芸士
	-	下地トミ	学識経験者等
H14	-	小橋川清正	学識経験者等
	喜如嘉芭蕉	辺土名加代子	奨励賞

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H15	那覇伝統	吉本敏子	組合役員
	びんがた	長山幸子	伝統工芸士
	壺屋陶器	高江洲康信	伝統工芸士
	壺屋陶器	兼島靖	奨励賞
H16	琉球絣	大城義政	組合役員
	びんがた	屋富祖幸子	伝統工芸士
H17	壺屋陶器	新垣栄一	奨励賞
	びんがた	喜友名盛蔵	伝統工芸士
	-	比嘉盛一	学識経験者等
H18	-	根路銘律子	学識経験者等
	琉球絣	大城兼平	組合役員
	那覇伝統	南風原友子	組合役員
	読谷山花織	花城武	奨励賞
H19	びんがた	佐藤真由美	奨励賞
	喜如嘉芭蕉	桃原秋子	伝統工芸士
	那覇伝統	赤嶺真澄	組合役員
H20	びんがた	びんがた事業協同組合	優良団体賞
	琉球絣	大城政則	組合役員
H21	与那国織	長浜徳美	奨励賞
	壺屋陶器	島袋明達	組合役員
	読谷山花織	又吉弘子	組合役員
	びんがた	照屋和子	組合役員
H22	琉球絣	野原俊雄	伝統工芸士
	びんがた	金城盛弘	組合役員
	琉球絣	大城トミ子	伝統工芸士
H23	-	伊元幸春	学識経験者等
	与那国織	請花ヒロ子	組合役員
H24	那覇伝統	高良みづえ	組合役員
	壺屋焼	小橋川卓史	奨励賞
H25	那覇伝統	上間ゆかり	組合役員
	琉球絣	大城友子	伝統工芸士
	琉球びんがた	大城美登里	奨励賞
H26	壺屋焼	玉城望	奨励賞
	久米島紬	宮平登美子	伝統工芸士
H27	壺屋焼	金城吉彦	奨励賞
	琉球絣	大城つや子	組合役員
	久米島紬	宇江城ヤス子	伝統工芸士
H27	久米島紬	伊良皆トシ	伝統工芸士

(2) 沖縄総合事務局長表彰②

年度	所属組合	氏名	表彰の区分
H27	-	ルバース吟子	学識経験者等
H28	那覇伝統	吉 浜 博 子	組合役員
	琉球びんがた	知 念 績 元	組合役員
	久米島紬	幸 地 綾 子	伝統工芸士
	久米島紬	桃 原 禎 子	伝統工芸士
	久米島紬	新 垣 勝 秀	伝統工芸士
	-	比 嘉 利 寛	学識経験者等
H29	琉球絣	野 原 八 重 子	組合役員
	琉球絣	宮 城 竹 子	組合役員
	琉球絣	大 城 美 枝 子	学識経験者等
	那覇伝統	上 里 馨 子	組合役員
	琉球びんがた	津 田 か す み	学識経験者等
	壺屋陶器	小 橋 川 明 史	奨励賞
H30	喜如嘉芭蕉布	稲 福 千 代	組合役員
	知花花織	神 田 尚 美	組合役員
	壺屋陶器	高 江 洲 忠	組合役員
	知花花織	金 良 美 香	奨励賞
R1	知花花織	川 上 弘 子	組合役員
	知花花織	大 城 操	組合役員
	知花花織	安 村 伊 咲 美	奨励賞
	壺屋陶器	赤 嶺 肇 幸	奨励賞
	壺屋陶器	金 城 英 樹	奨励賞
R2	知花花織	兼 城 由 香 利	組合役員
	喜如嘉芭蕉布	辺 土 名 加 代 子	組合役員
	壺屋陶器	石 倉 一 人	奨励賞
	知花花織	玉 城 由 加	奨励賞
R3	琉球絣	城 間 律 子	組合役員
	琉球絣	伊 敷 美 千 代	伝統工芸士
R4	久米島紬	宮 平 ト シ 子	伝統工芸士
	久米島紬	仲 地 洋 子	伝統工芸士

6 県主催展示会事業等受賞者

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ①

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
1	S53	最優秀賞	大嶺 實 清 (陶器：スープボールセット)
		優 秀 賞	宮 平 順 子 (織物：手花帯地) 新垣 勲 (陶器：草子鉢セット) 城 間 栄 順 (紅型：着尺) (株)紅 房 (漆器：朱金唐草堂)
		奨 励 賞	小橋川 清 次 (陶器：急須セット) 山城 愛 子 (紅型：帯地) 中 村 澄 子 (織物：八重山上布) (株)紅 房 (漆器：螺鈿文庫) 琉球ガラス (ガラス：ステンドランプ) (注) ガラス＝琉球ガラスの略
2	S54	最優秀賞	平 野 晋二郎 (紅型：着尺)
		優 秀 賞	浦 崎 康 賢 (織物：琉球絣) 与那覇 朝 一 (陶器：鉢セット)
		奨 励 賞	牧 港 ガ ラ ス (ガラス：花瓶) 大 城 カ メ (織物：琉球絣) (株)紅 房 (漆器：朱ボール)
3	S55	最優秀賞	平 良 敏 子 (織物：芭蕉布)
		優 秀 賞	大 宮 育 男 (陶器：鉢セット) (株)琉球漆器 (漆器：喰籠) 宮 平 ト ミ (織物：久米島紬) 伊佐川 洋 子 (紅型：着尺)
		奨 励 賞	琉球うるし工芸 (漆器：器セット) 琉球 ガ ラ ス (ガラス：花瓶) 上 里 馨 子 (織物：花織帯地) 金 城 盛 弘 (紅型：着尺) 金 城 昌 太 郎 (紅型：着尺) 仲宗根 隆 明 (陶器：線彫壺)
4	S56	最優秀賞	ルバース・ミヤヒラ吟子 (織物：首里花織タペストリー)
		優 秀 賞	与那覇 朝 大 (陶器：刷毛目角皿) 宮 城 陶 房 (陶器：陶箱) 稲 嶺 盛 吉 (ガラス：ボールセット) 国際硝子工芸館 (ガラス：網巻瓶ワイングラスセット)
		奨 励 賞	知 念 貞 男 (紅型：紅型小紋) 田 中 美 枝 子 (織物：手花帯地) 川 平 喜 生 子 (織物：八重山上布) (株)琉球漆器 (漆器：螺鈿文庫) 能 山 明 子 (陶器：赤絵花文高杯)
5	S57	最優秀賞	宮 城 里 子 (紅型：松模様横段ぼかし紅型)
		優 秀 賞	国 場 陶 芸 (陶器：盛付皿セット) 新垣 幸 子 (織物：八重山上布) ぎやまん館 (ガラス：パンチボールセット) (株)紅房 (漆器：堆錦線紋朱ボールセット)
		奨 励 賞	島 袋 常 秀 (陶器：搔落呉須益鉢) 下 地 正 宏 (陶器：窯変大壺) 池 原 カズエ (織物：読谷山花織) 国際硝子工芸社 (ガラス：水差セット) 常 秀 陶器工房 (陶器：櫛描色差平皿セット)
6	S58	最優秀賞	ルバース・ミヤヒラ吟子 (織物：藍地花倉織)
		優 秀 賞	松 島 朝 義 (陶器：櫛目南蛮壺) 請 花 ヒロ子 (織物：与那国花織) 稲 嶺 盛 吉 (ガラス：鉢セット) 島 袋 常 秀 (陶器：櫛描呉須差組皿セット)
		奨 励 賞	金 城 昌 太 郎 (紅型：帯「朱の瓦」) 戸 真 伊 喜 久 子 (織物：八重山上布) 与那覇 朝 大 (陶器：窯変八角鉢) 国 場 陶 芸 (陶器：汁わんセット) (株)紅 房 (漆器：和風ボール外黒)
7	S59	最優秀賞	松 島 朝 義 (陶器：南蛮象嵌壺)
		優 秀 賞	豊見山 カツ子 (織物：宮古上布) 千木良 芳 弘 (小木工：オトノボルセット) 真栄城 興 茂 (木綿正藍染：ヒチサガキキジャー) 島 袋 常 秀 (陶器：櫛描呉須差平皿セット)
		奨 励 賞	島 袋 ヒ デ (織物：読谷山花織) 山 口 良 子 (織物：首里絣) 新垣 幸 子 (織物：八重山上布) 稲 嶺 盛 吉 (ガラス：水玉模様鉢セット) 比 嘉 信 忠 (陶器：秋草絵模様サラダボールセット)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ②

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
8	S60	最優秀賞	新垣澄子 (織物: 読谷山花織)
		優秀賞	大城孝栄 (ガラス: 鉢セット) 西銘幸子 (織物: 首里花織) 比嘉信忠 (陶器: 煉込象嵌広口壺) 徳吉マサ (織物: 与那国織物)
		優秀デザイン賞	(株) 紅房 (漆器: 酒器セット)
		奨励賞	大嶺信孝 (陶器: 南蛮壺) 古村茂 (小木工: 銘々皿) 堀内あき (紅型: 首里紅型屋風景帯地) 石垣隆 (小木工: スプーンセット) 玉田彰 (陶器: 白釉指摘丈スプーン皿セット)
9	S61	最優秀賞	喜納賢二 (陶器: 多目的組鉢セット)
		優秀賞	真栄城興茂 (首里織: 正藍染木綿緋) 大城孝栄 (ガラス: 鉢セット)
		優秀デザイン賞	千木良芳弘 (小木工: センダンパーセット)
		奨励賞	田中美枝子 (織物: 首里花織) 芭蕉布織物工房 (織物: 芭蕉布) 後神村市子 (織物: 与那国花織) 与那覇恵子 (織物: 八重山上布) 城間正道 (紅型: 着尺「藍」) (株) 紅房 (漆器: 平碗朱) 濱川玲子 (織物: 首里ヤシラミ花織)
10	S62	最優秀賞	伊藤峯子 (織物: 首里花倉織)
		優秀賞	末吉清一 (ガラス: 深緑4点セット) 新城安俊 (漆器: 黒漆硯箱「珊瑚礁の魚」)
		優秀デザイン賞	城間道子 (紅型: 藍染ドレス)
		奨励賞	比嘉恵美子 (織物: 読谷山花織) 佐久本文 (織物: 久米島紬) 平野晋二郎 (紅型: 訪問着 朝露) 米須幸代 (織物: 浅地首里花倉織) 迎里正三 (陶器: 菓子小鉢7点セット) 喜納賢二 (陶器: コーヒーカップセット) 鈴木篤 (小木工: 木製寄木ペーパーナイフセット「小型、鳥型」)
11	S63	最優秀賞	濱善裕 (小木工: 引出小箱)
		優秀賞	米須幸代 (織物: 首里織 コチニール染ロートン着尺) 島袋常一 (陶器: 耳付クワディサー壺)
		優秀デザイン賞	末吉清一 (ガラス: アイスコーヒーセット)
		奨励賞	州鎌ツル (織物: 宮古上布) 平野晋二郎 (紅型: 着物梅松稲妻紋) 仲地ツル (漆器: 盛鉢) 藤崎真 (紅型: 着物花ちらし) 大宮育男 (陶器: 唐草紋染付皿セット) 古村茂 (小木工: 二色シュガーポット) 平良恒雄 (ガラス: みつばサラダボールセット)
12	H元	最優秀賞	(株) 紅房 (漆器: 朱塗山水文堆錦六角東道盆)
		優秀賞	州鎌ツル (織物: 宮古上布) 上原徳三 (ガラス: ボールセット)
		優秀デザイン賞	山里美沙子 (織物: 久米島紬スーツ)
		奨励賞	新垣みどり (織物: 首里花織) 新垣勲 (陶器: 鉢セット) 古村茂 (小木工: トレー) 玉城弘一 (陶器: ディナーセット) 芭蕉布織物工房 (織物: 芭蕉布着尺「経緋」) 大城盛和 (紅型: 着物「稲妻に松竹梅」) 新嘉喜愛 他9名 (花織タペストリー)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ③

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
13	H2	最優秀賞	翁 長 キ ミ (織物：久米島紬)
		優秀賞	平 野 晋二郎 (紅型：着物「鉄せん菱形紋」) 玉 田 彰 (陶器：三彩大皿)
		優秀デザイン賞	新 城 安 柊 (漆器：黒漆松竹梅紋四段重)
		奨励賞	州 鎌 ツ ル (織物：宮古上布) 山 口 良 子 (飾り半襟手花) 田 本 成 子 (織物：琉球花織) 新 垣 みどり (織物：首里花織) 仲 里 恵美子 (帯：ウージ染・ロートン) 仲 吉 幸 喜 (ガラス：パンチボールセット) 平 良 恒 雄 (ガラス：グラスセットエメラルド)
14	H3	最優秀賞	柊 紅 房 (漆器：朱塗牡丹唐草箔絵喰籠)
		優秀賞	玉 田 彰 (陶器：キビ穂花文大皿) 平良 恒雄 (ガラス：水差セット)
		優秀デザイン賞	具志堅 正 (ガラス：サラダボールセット)
		奨励賞	翁 長 信 (織物：久米島紬) 上原 文 (織物：久米島紬) 洲 鎌 ツ ル (織物：宮古上布) 本村 三子 (織物：宮古上布) 嘉手苺 千 勇 (織物：琉球花織) 喜納 賢二 (陶器：ボール鉢セット) 玉 村 康 裕 (陶器：魚文鉢セット)
15	H4	最優秀賞	後 間 義 雄 (漆器：東道盆堆錦山水)
		優秀賞	古 村 茂 (木工：盛器セット) 山 城 ヒ デ (織物：久米島紬)
		優秀デザイン賞	田 里 博 (陶器：緑釉組皿)
		奨励賞	屋富祖 幸 子 (紅型：仮仕立) 伊 藤 峯 子 (織物：首里花倉織) 平 良 テ ル (織物：宮古上布) 大 城 一 夫 (織物：琉球餅) 大 城 永 光 (織物：琉球花織) 具志堅 正 (ガラス：水割セット) 柊 紅 房 (漆器：黒漆苦瓜堆錦文庫)
16	H5	最優秀賞	砂 川 美恵子 (織物：宮古上布)
		優秀賞	吉浜さんご加工所(さんご：ペンダント兼ブローチ) 石 川 幸 子 (漆器：硯箱黒漆塗堆錦)
		奨励賞	中 村 澄 子 (織物：八重山上布) 漢 那 憲 作 (ガラス：水差セット) 富 浜 みどり (織物：首里花織)
17	H6	最優秀賞	大 濱 敏 江 (織物：タペストリー)
		優秀賞	平 良 美智子 (織物：久米島紬) 大 城 尚 也 (ガラス：水差セット)
		奨励賞	本 村 三 子 (織物：宮古上布) 嘉 敷 光 江 (漆器：大平鉢尺一寸堆錦秋草) 崎 原 初 枝 (織物：与那国花織)
18	H7	最優秀賞	濱 川 玲 子 (織物：首里花織着尺)
		優秀賞	金 城 盛 弘 (織物：小紋琉球本藍両面染) 琉球うるし工芸柊(漆器：四方盛器堆錦グラデーション)
		奨励賞	大 城 尚 也 (ガラス：盛皿セット) 桃 原 正 男 (ガラス：鉢セット) 下 地 斉 (木工：アタッシュケース)
19	H8	最優秀賞	本 村 三 子 (織物：宮古上布)
		優秀賞	真境名 照 子 (染物：帯) 宮 国 昇 (木工：文机セット)
		奨励賞	野 原 俊 雄 (織物：経緯呂織帯) 大 城 トシ子 (織物：琉球花織) 大 宮 育 雄 (陶器：打ち刷毛目色差し皿セット)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ④

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
20	H9	最優秀賞	深石美穂 (織物: 藍ぼかし駒紹着物)
		優秀賞	大城トシ子 (織物: 琉球花織着尺) 金城定昭 (陶器: 染付巻唐草紋尺タラフー)
		奨励賞	真境名照子 (織物: 帯・のどかな) 大城啓一 (ガラス: 水差しセット) 末吉清一 (ガラス: 盛付皿セット) 當間孝 (木工: 整理箱) 新城安傑 (漆器: 菓子器躍動)
21	H10	最優秀賞	名嘉幸代 (織物: 首里花織八寸帯)
		優秀賞	大城尚也 (ガラス: 盛皿セット) 藤村正宏 (金工: 銀製水滴)
		奨励賞	渡名喜はるみ (染物: サンニン香) 嶋原徳七 (陶器: ふた物セット) 山城ハツ (織物: 八十八・六玉) 諸見由則 (漆器: 乾漆盛器) 宮城勝一郎 (陶器: 茶皿)
22	H11	最優秀賞	宮国昇 (木工: 文机)
		優秀賞	諸見由則 (漆器: 乾漆鉢) 次呂久幸子 (織物: 八重山上布)
		奨励賞	渡名喜はるみ (染物: 南南西の空) 大城美枝子 (織物: 南風原織物) 平良美智子 (織物: 久米島紬) (株)紅房 (漆器: 花市松堆錦面取文箱) 末吉清一 (ガラス: 水差しセット)
23	H12	最優秀賞	桃原美枝 (織物: 久米島紬)
		優秀賞	諸見由則 (漆器: 乾漆堤盤) 上原順子 (染物: とうらぬじゅう (帯))
		奨励賞	具志七美 (染物: 華) 玉城毅 (織物: 南風原花織着尺) 比嘉吉春 (ガラス: 水差しセット (草生))
24	H13	最優秀賞	平良洋子 (織物: 宮古上布)
		優秀賞	城間正直 (陶器: 紅型紋入陶版皿) 渡名喜はるみ (染物: 「香花」染袋帯)
		奨励賞	長元えり子 (漆器: ウーヅの風) 大城英世 (ガラス: ボールセット) 諸見由則 (漆器: 乾漆菓子器)
25	H14	最優秀賞	運天裕子 (織物: 首里花織着物)
		優秀賞	島袋常栄 (陶器: 特大夫婦黒釉獅子) 中村聰子 (ガラス: ボウルセット)
		奨励賞	渡名喜はるみ (染物: 紅型染着物 南風) 儀間眞沙夫 (漆器: 彩) 桃原穂子 (織物: 久米島紬)
26	H15	最優秀賞	長嶺一枝 (漆器: 朱塗アイリス文堆錦喰籠)
		優秀賞	比嘉孝子 (染物: ブーゲン文様綿紹夏着仕たて) 藺田稔 (陶器: 手捻り土灰釉獅子)
		デザイン賞	渡久地政幸 (木工: テーブルとイス)
		技術賞	上里幸春 (ガラス: 盛皿セット)
		奨励賞	仲本エイコ (織物: 緯緋帯地) 神谷永作 (陶器: 宴セット) 琉球うるし工芸(有) (漆器: 平成の東道盆堆錦山水牡丹唐草)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ⑤

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
27	H16	最優秀賞	仲宗根 みちこ (織物:宮古上布)
		優秀賞	大見 謝 恒 雄 (漆器:乾漆波文輪花盆) 田 里 博 (陶器:膳)
		デザイン賞	中 西 敏 也 (染物:ストレッチア紅型帯)
		技術賞	上 地 広 明 (ガラス:ティーグラスとチップングトレイ)
		奨励賞	比 嘉 孝 子 (染物:ほととぎすに蝶紋様 着尺) 仲 本 エ イ コ (織物:緋帯) 長 元 え り 子 (漆器:ひな重)
28	H17	最優秀賞	宮 国 昇 (木竹工:文 机)
		優秀賞	中 村 澄 子 (織物:八重山上布 サイゴー) 神 谷 永 作 (陶器:泡盛り宴セット)
		デザイン賞	野 原 智 (ガラス:グラス デカンター セット)
		技術賞	大見 謝 恒 雄 (漆器:乾漆布目青貝文盛器)
		奨励賞	大 城 則 子 (染物:でいご) 金 城 久 美 子 (木竹工:デスクドレッサー) 次 呂 久 幸 子 (織物:八重山上布 ヤシラミー市松)
29	H18	最優秀賞	儀 間 眞 沙 夫 (漆器:遊)
		優秀賞	玉 城 悦 子 (織物:与那国花織) 佐 渡 山 正 光 (陶器:追憶の晩秋雲)
		デザイン賞	中 西 敏 也 (染物:せせらぎ通り)
		技術賞	中 村 聰 子 (ガラス:アロマな器々)
		奨励賞	石 川 正 明 (織物:星砂の浜) 玉 城 望 (陶器:唐草大鉢) 金 城 久 美 子 (木竹工:"ハッピー"マイデスク)
30	H19	最優秀賞	我那覇 ケイ子 (織物:久米島紬ヒチサギー1玉(着尺))
		優秀賞	玉 城 若 子 (陶器:大面ジシ) 儀 間 眞 沙 夫 (漆器:躍動)
		デザイン賞	宮 国 昇 (木工:トuppシ(松脂)の照明)
		技術賞	伊 波 か お り (織物:帯(知花花織))
		奨励賞	久米島紬 (株) (織物:夏久米島紬) 名 越 早 織 (染物:琉球手毬に麻の葉文様(帯)) 島 津 幸 子 (ガラス:夢珊瑚 水差しセット)
31	H20	最優秀賞	名 越 早 織 (染物:鳳 凰 木 に 蝶)
		優秀賞	宮 国 昇 (木工:小テーブル) 宮 良 せ い 子 (織物:読谷山花織 帯地)
		デザイン賞	川 村 早 苗 (織物:首里花織)
		技術賞	玉 城 望 (陶器:嘉瓶)
		奨励賞	知 名 定 明 (ガラス:夜波) 神 谷 理 筋 子 (陶器:コーヒーセット (波紋様)) 後 間 義 雄 (漆器:堆錦紅型調重箱・姫重)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ⑥

回数	年度	区 分	入 賞 者 (入 賞 作 品)
32	H21	最優秀賞	神山康子 (染物：でいご)
		優秀賞	中村澄子 (織物：八重山上布 着尺) 長嶺一枝 (漆器：丸重箱三段朱塗貝蒔絵桜満開)
		奨励賞	辻本絵美 (織物：河面の春) 漢那憲作 (ガラス：線巻き皿セット) 兼濱淳子 (漆器：家族のための大事な宝物)
33	H22	最優秀賞	宮良せい子 (織物：読谷山花織 着尺)
		優秀賞	新垣幸子 (陶器：赤絵染付六角皿揃え) 長嶺一枝 (漆器：和風三段重)
		奨励賞	當間千加子 (染物：タンポポ) 恩蔵善教 (ガラス：飛燕) 平良 勇 (木工：パーテーション)
34	H23	最優秀賞	比嘉瑠美子 (織物：深海の花)
		優秀賞	宮城守男 (染色：紅型着物「光の里」) 富着博文 (ガラス：風車)
		奨励賞	金城聖子 (染色：帽子) 濱 善裕 (木工：桐の小たんす) 小橋川卓史 (陶芸：希望の光 酒器セット)
35	H24	最優秀賞	當間 孝 (木竹工：文机)
		優秀賞	本田伸明 (陶芸：ブルーシルエット組鉢) 大見謝恒雄 (漆芸：蒔絵漆箱「彩々クロトン葉研出蒔絵」)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	江口 聡 (陶芸：呉須飴釉指描鉢セット) 中村澄子 (織物：八重山上布 一反) 恩蔵善教 (ガラス：鎌鼬)
36	H25	最優秀賞	佐野壽雄 (陶芸：威嚇)
		優秀賞	具志七美 (染色：花) 瑞慶山早苗 (金工：新月の海)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	津波壽雄 (漆芸：螺鈿乾漆花器) 新門伊咲美 (織物：白地に赤格子経浮花織) 親泊英利 (漆芸：乾漆螺鈿椀)
37	H26	最優秀賞	具志七美 (染色：ゆらり)
		優秀賞	次呂久幸子 (織物：さいごう) エドメ陶房 (陶芸：月桃釉稜花形菊花皿)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	高橋哲平 (木工：銀象嵌簪) 伊志嶺達雄 (陶芸：緑釉花器「やんばるの大地」) 新門伊咲美 (織物：風の動き光の流れ)

注. H24から奨励賞を3点から1点に減らして、デザイン賞1点、技術賞1点を新設

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ⑦

38	H27	最優秀賞	与那城 紗友理 (ガラス：沙滩 大鉢・小鉢セット)
		優秀賞	仲村 葵 (金工：パンプキンポット (スプーンセット)) 染谷 唯 (染色：筒描きシーサー半纏)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	永山 富美子 (漆芸：玉合子「海月」) 平良 勇 (木工：パーテーション) 永山 克雄 (漆芸：七寸合子「睡蓮」)
39	H28	最優秀賞	鈴木 隆太 (織物：芭蕉布九寸帯地「いしだたみ」)
		優秀賞	伊志嶺 達雄 (陶芸：孔付三足大花器) 瓜田 一 (木工：読書椅子)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	金城 宏次 (染色：七宝・格子文様布服) 永山 克雄 (漆芸：波文皿付丸小箱「おしどり」) 比嘉 奈津子 (ガラス：夜透き甕 (器と花器セット))
40	H29	最優秀賞	石黒 英治 (織物：Summer Wind)
		優秀賞	大見謝 恒雄 (漆芸：黒漆螺鈿熨斗文乾漆提盤) 瓜田 一 (木工：ふたりへの椅子)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	知花 幸修 (染色：ハイブリッド沖縄) 當間 孝 (木工：手提げ盆) 伊志嶺 達雄 (陶芸：練り上げ三足花器)
41	H30	最優秀賞	新門 伊佐美 (織物：知花花織帯地「星に踊る」)
		優秀賞	永山 克雄 (漆芸：蒔絵箱「サガリバナ」) 佐野 壽雄 (陶芸：四つ足立ち羽付威嚇シーサー)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	加藤 周作 (ガラス：破壊と再生) 金城 美波 (金工：流れ) 大城 美操 (織物：凜)
42	R1	最優秀賞	高橋 哲平 (木工：黒木の杖)
		優秀賞	石黒 英治 (織物：芭蕉好日) 田里 雄一郎 (漆芸：酒器組「～hi～」)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	是枝 麻紗美 (その他：ベジタブルトレイL) 天願 千恵 (紅型：飛び立ち風に乗る) 神里 智江 (織物：十字緋マルブサー1玉 (着尺))
43	R2	最優秀賞	新垣 達哉 (金工：銀時計)
		優秀賞	玉城 柳子 (織物：黄金 (くがに) 咲く) 今井 勝彦 (ガラス：イーリスグラスセット)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	白井 光子 (その他：あだん葉帽子) 宮平 律子 (織物：スティンファー (蘇鉄の葉)) 佐野 壽雄 (陶芸：天昇双龍)

(1) 沖縄県工芸公募展入賞者 ⑧

-	R3		新型コロナウイルスにより開催なし。
44	R4	最優秀賞	高橋 哲平 (木工：収束)
		優秀賞	明石 朋実 (陶芸：釉はじき染付陶笛) 高坂 エミ子 (織物：ハナアワセ十字緋トリピーマ5玉)
		デザイン賞 技術賞 奨励賞	新門 伊咲美 (織物：知花花織 帯地 「翡翠葛」) 新垣 達哉 (金工：銀時計) 永吉 剛大 (染色：琉球びんがた六通創作帯「風に吹かれて」本仕立て)

(2) 沖縄工芸デザインコンペ受賞者 ①

年度	会期及び会場	出品点数	受賞状況
H5	平成5年10月28日～31日 那覇市民ギャラリー	203	大賞 タペストリー 宮城 奈々 優秀賞 夜のあかりⅠ 田里 博 小鉢(日輪)セット (株) 紅 房 奨励賞 染織タペストリー 玉城 研 ティーセット 友寄 敦 トライアングル交差点 夢 まちや 審査委員奨励賞 ウージ染めシリーズ 仲村 節子
H6	平成6年11月1日～6日 那覇市民ギャラリー	152	大賞 ただよい 宮城 奈々 優秀賞 ボールセット「薄暮」 漢名 憲作 I LOVE OKINAWA'S NIGHT 玉城 研 奨励賞 SOI・Ⅱ 田里 博 盛器八角 長嶺 範雄 システムファニチャーⅠ・Ⅱ 崎山 里見
H7	平成7年11月8日～12日 那覇市民ギャラリー	135	大賞 彩市松重箱 (株) 紅 房 優秀賞 ブルーコーラル 相馬 正和 デスクセット 城間 光雄 奨励賞 タペストリー 大湾 美枝子 角物の器「遊」 琉球うるし工芸 碗 友寄 淳 佳作 32点
H8	平成9年2月5日～9日 那覇市民ギャラリー	151	大賞 飾布 パリーウイリアム・ティム優秀賞 ランプ 宮城 勝一郎 脱臭靴箱 島袋 信次 奨励賞 盛鉢 照屋 真宏 銀製台所セット 藤村 正宏 間仕切り 児玉 京子 サンドブラスト皿セット 漢名 憲作 ティーラ 前田 栄 佳作 16点
H9	平成9年11月28日 ～12月7日 浦添市美術館 ※第20回沖縄県工芸公募展 と同時開催	111	最優秀賞 椅子 伊礼 のりお 優秀賞 陶器・秋の宇宙散歩 比嘉 信忠 ガラス・水盤 大城 清善 奨励賞 灯器・夢の人たち 平 美穂子 モーニングセット 花木 英史 ギザギザ文様の鉢セット 山田 和男 乾漆盛器・しずく 諸見 由則 銀製水滴 藤村 正宏 佳作 10点
H10	平成11年2月5日～14日 浦添市美術館 ※第21回沖縄県工芸公募展 と同時開催	107	最優秀賞 タペストリー 野原 恵美子 優秀賞 ストール弧シリーズⅡ 宮平 美智子 座卓 當間 孝 奨励賞 ランプシェード 嶋原 徳七 電気スタンド 比嘉 吉春 盛皿セット 大城 啓一 リンク2 田村 康治 椅子 崎山 里見 佳作 10点

(2) 沖縄工芸デザインコンペ受賞者 ②

年度	会期及び会場	出品点数	受賞状況	
H11	平成12年1月21日～30日 浦添市美術館 ※第22回沖縄県工芸公募展 と同時開催	96	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	URURITO 文机 シヨール 宮古上布 ある思い出 蓋物5点揃 多目的テーブルセット ロッキングチェ 10点 伊 礼 範 雄 宮 国 昇 仲 村 洋 子 洲 鎌 ツル 比 嘉 信 忠 琉球うるし工芸 島 袋 信 次 屋 宜 政 廣
H12	平成13年3月16日～25日 浦添市美術館 ※沖縄県工芸公募展へ統合 し、工芸デザイン部門へ と名称変更	101	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	パソコンデスク3点セット お花アクセサリー 玉鋼鍛造切出ナイフ 海へ(タペストリー) 成長椅子 ヤシの織りなす響演 4点 屋 良 朝 治 高江洲 淳 子 兼 濱 昇 真栄田 洋 子 比 嘉 良 邦 子 小 川 京 子
H13	平成14年1月18日～27日 浦添市美術館 ※沖縄県工芸公募展へ統合 し、工芸デザイン部門へ と名称変更	72	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	琉球松のベンチ ストール イージーチェア かりゆしウエア フットライト 白 銀 4点 宮 良 耕史郎 宮 平 美智子 平 良 勇 新 垣 斉 子 上 地 広 明 松 尾 暢 生
H14	平成15年3月7日～10日 那覇市伝統工芸館 ※沖縄県工芸公募展へ統合 し、工芸デザイン部門へ と名称変更	102	最優秀賞 優 秀 賞 奨 励 賞 佳 作	タペストリー 格子サイドボード 鐵絵焼き締め陶器 大 チェアー I, II 漆変わり塗り文鎮 漆塗“彩鉢” 5点 仲 本 エイコ 宮 良 耕史郎 小 原 高 弘 當 間 孝 兼 濱 敦 子 赤 嶺 貴 子

※平成15年度からは、沖縄県工芸公募展の工芸品部門と工芸デザイン部門が統合

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ①

回数	優 秀 賞		
第1回 (S52年)	○「藍型帯地」 金城 昌太郎 ○「竹富芭蕉布」 竹富民芸館	○「八寸鉢」 榑 紅 房 ○「宮古上布」 下地 恵康	○「久米島紬」 伊良皆 トミ
第2回 (S53年)	○壺屋焼「獅子本立て」 湧田 弘 ○琉球漆器「蒔絵唐草棠」 榑 紅 房	○「緋帯地」 那覇伝統織物事業協同組合 ○「久米島紬」 宇江城 ヤス子	○紅型「藍型着尺」 城間 栄順
回数	最 優 秀 賞	優 秀 賞	奨 励 賞
第3回 (S54年)	○藍型でいごの蝶模様 知念 績元	○琉球漆器 「サラダボールセット」 榑 紅 房 ○首里織「琉球美緋着尺」 真栄城 喜久江	○壺屋焼「大皿」 島袋 常秀 ○久米島紬「着尺」 岡原 シゲ子 ○琉球緋「着尺」 大城 廣四郎
第4回 (S55年)	○八重山上布 崎枝 美代子	○久米島紬 与座 喜代 ○陶器「緑釉角瓶」 宮城 勝臣	○壺屋焼「コーヒークップ」 島袋 常秀 ○琉球漆器 「平盆素彫ぶどう紋」 榑 紅 房 ○琉球漆器「弁当箱」 琉球うるし工芸
第5回 (S56年)	○八重山上布「着尺」 平良 蓉子	○琉球美緋「着尺」 真栄城 喜久江 ○久米島紬「着尺」 喜久村 ヒデ	○壺屋焼「湯呑セット」 相馬 正和 ○琉球漆器 「胴張七寸四段重箱」 榑 紅 房 ○琉球漆器「すし桶」 (資) 琉球漆器
第6回 (S57年)	○久米島紬 伊良皆 トミ	○漆器「とり皿セット」 琉球うるし工芸榑 ○陶器「食器セット」 島袋 常秀	○紅型「着物松竹梅」 知念 績元 ○陶器「醤油差し」 湧田 弘 ○琉球美緋 真栄城 喜久江
第7回 (S58年)	○ガラスインテリア 「デザインスタンド」 稲嶺 盛福	○久米島紬 山川 文 ○陶器 「緑釉飛鉋キビ鮫中皿」 相馬 正和	○琉球漆器「茶櫃」 角萬漆器 ○首里花織「帯地」 山口 良子 ○壺屋焼「栗蟹鮫角皿」 小橋川 昇

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ②

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第8回 (S59年)	○首里花織「着尺」 山城 峯子	○壺屋焼「緑釉花瓶」 小橋川 源慶 ○読谷山花織「着尺」 当山 美代	○琉球びんがた「着尺」 金城 盛弘 ○琉球ガラス「花瓶」 稲嶺 盛吉 ○琉球漆器 「硯箱黒漆螺鈿鳳凰」 (資)琉球漆器
第9回 (S60年)	○壺屋焼「透かし彫壺」 小橋川 永弘	○久米島紬「着尺」 桃原 美枝 ○琉球びんがた「着尺」 金城 盛弘	○琉球漆器 「センダンボール」 (株)紅 房 ○美里焼「壺」 宮城 秀雄 ○読谷山花織「着尺」 新垣 隆
第10回 (S61年)	○琉球漆器「茶盆」 角萬漆器	○壺屋焼 「緑釉急須セット」 小橋川 清次 ○首里緋「手縞」 上江洲 洋子	○琉球ガラス「抹茶碗」 大城 孝栄 ○琉球びんがた「着尺」 上原 イネ子 ○読谷山花織 「花織ネクタイ」 読谷山花織事業協同組合
第11回 (S62年)	○芭蕉布「着尺(経緋)」 芭蕉布織物工房	○与那国花織 「着尺(ダチン花)」 徳吉 マサ ○壺屋焼「シーサー」 新垣 栄用	○八重山上布 「着尺(捺染・男物)」 知念 ノリ子 ○琉球漆器「四ツ口碗小」 (株)紅 房 ○木工芸「角盛皿」 古村 茂
第12回 (S63年)	○読谷山花織「着物」 比嘉 マサ子	○琉球緋「着物」 大城 廣四郎 ○琉球ガラス 「サラダボールセット」 琉球ガラス工芸協業組合	○芭蕉布「のれん」 芭蕉布織物工房 ○壺屋焼「鉢セット」 湧田 弘 ○琉球漆器 「銘々皿(すすき文様)」 宜保漆器

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ③

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第13回 (H元年)	○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合	○八重山上布「着尺」 松原 毬子 ○琉球漆器 「文庫(中)朱山水」 角萬漆器	○与那国花織「ネクタイ」 与那国町伝統織物協同組合 ○琉球絣「着尺」 大城 カメ ○琉球焼 「赤土と白土の練込花器」 玉村 康裕
第14回 (H2年)	○琉球絣「着尺」 大城織物工房	○びんがた帯地 「にんにんまかざら」 知念紅型工房 ○琉球絣「着尺」 大城 一夫	○琉球焼「鉢セット」 玉村 康裕 ○琉球漆器「角皿セット」 琉球うるし工芸(株) ○琉球ガラス 「金箔酒器セット」 大城 孝栄
第15回 (H3年)	○久米島紬「着尺」 糸数 タマキ	○芭蕉着尺 「ハチジョー銭玉」 芭蕉布織物工房 ○琉球漆器 「飾り鉢木の葉型」 (株) 紅 房	○琉球焼「魚紋鉢セット」 玉村 康裕 ○琉球絣「着尺」 大城 一夫 ○首里織 「テーブルセンター」 石垣 律子
第16回 (H4年)	○琉球漆器「盛鉢」 (資)琉球漆器	○琉球びんがた「仮仕立」 知念 績元 ○洋服地 高嶺 幸子	○芭蕉布「着尺」 芭蕉布織物工房 ○琉球ガラス 「水差しセット」 親富祖 均 ○壺屋焼「魚紋鉢セット」 湧田 弘
第17回 (H5年)	○芭蕉布「着尺」 芭蕉布織物工房	○琉球びんがた「帯」 染佐久原 ○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合	○琉球漆器 「オードブル皿セット」 (資)琉球漆器 ○琉球ガラス「花器」 末吉 清一 ○壺屋焼 「三島八角酒器セット」 小橋川 弘
第18回 (H6年)	○喜如嘉の芭蕉布 「サバキバー模様着物」 平良 敏子	○琉球びんがた 「小紋着物」 やふそ紅型工房 ○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合	○琉球漆器「椀大菊唐草」 角萬漆器 ○琉球絣「端合せ格子に絣 入り模様着物」 大城 廣四郎 ○琉球焼「皿セット」 池原 盛治

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ④

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第19回 (H7年)	○与那国織「着尺」 角田 麗子	○琉球漆器 「一尺一寸盛器」 琉球うるし工芸(株) ○久米島紬「着尺」 糸数 千代	○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合 ○琉球漆器「鉢(緑黒)」 (資)琉球漆器 ○琉球ガラス 「切子(冷酒セット)」 佐久田 守雄
第20回 (H8年)	○壺屋焼「緑釉壺」 小橋川 清次	○木工「テーブル」 ウッディライフ ○琉球花織「着尺」 大城 永光	○琉球漆器「合付丸食籠」 (株) 紅 房 ○芭蕉布「帯・ロートン織」 芭蕉布織物工房 ○琉球ガラス「スタンド」 仲吉 栄
第21回 (H9年)	○首里花織「帯」 名嘉 幸代	○ウージ染め「間仕切り」 磯部 幸子 ○木工「姿見」 まっくる屋工房	○琉球漆器「黒帯八角鉢」 (株) 紅 房 ○壺屋焼「月桃」 小橋川 清次 ○首里花織「帯」 泉水 弘子
第22回 (H10年)	○首里花織 「仮仕立振袖」 上間 ゆかり	○芭蕉布帯地「藍」 喜如嘉芭蕉布事業協同組合 ○琉球びんがた 「付下げ訪問着」 屋富祖 幸子	○琉球漆器「朱六寸四段提重 単色唐草」 (資)角萬漆器 ○陶器 「赤絵三島象嵌六角皿」 新垣 初子 ○首里花織「ネクタイ」 那覇伝統織物事業協同組合
第23回 (H11年)	○木 工「二人膳」 比嘉 良邦	○首里道屯織「ジャケット」 那覇伝統織物事業協同組合 ○久米島紬「着尺」 高坂 エミ子	○漆器「朱漆山水堆錦六寸 二段喰籠」 (資)角萬漆器 ○壺屋焼 「耳付黒釉唐草文壺」 高江洲 忠 ○宮古上布「着尺」 宮古織物事業協同組合
第24回 (H12年)	○紅型 「振り袖(仮仕立て)」 屋富祖 幸子	○首里花織「帯地」 名嘉 幸代 ○芭蕉布八寸帯 「花織づくし」 芭蕉布織物工房	○壺屋焼「特大面獅子」 島袋 常栄 ○宮古上布「着尺」 本村 三子 ○木工「花器」 宮国 昇

(3) 沖縄の産業まつり知事表彰(優秀県産品・工芸品の部)受賞者 ⑤

回数	最優秀賞	優秀賞	奨励賞
第25回 (H13年)	○木工 「ポッポ2001」 (積木)あり組工房	○琉球漆器「蕎麦セット」 琉球うるし工芸(有) ○琉球緋 「七カシーウッシー3玉」 宮城 築一	○琉球ガラス 「ワインクーラーセット」 末吉 清一 ○首里織「首里花織ネクタイ」 那覇伝統織物事業協同組合 ○壺屋焼 「赤絵きび文重ね鉢」 新垣 修
第26回 (H14年)	○琉球漆器「宴セット」 (株)琉球漆器	○壺屋焼「特大面獅子」 島袋陶器所 ○その他 「玉鋼鍛造切出小刀漆 変り塗り」 兼工房	○琉球びんがた「帯」 長山 幸子 ○首里織「小物」 那覇伝統織物事業協同組合 ○琉球ガラス「銀河 皿セット」 末吉 清一
第27回 (H15)	○芭蕉布 「芭蕉布着尺藍 コーザー」 芭蕉布織物工房	○琉球ガラス「海遊(壺)」 大城 尚也 ○首里織 「首里花織帯地」 玉代勢 あけみ	○琉球漆器 「朱漆菊唐草金蒔絵喰籠」 (資)角萬漆器 ○壺屋焼 「黒釉きび紋組鉢セット」 新垣 修 ○琉球びんがた「小紋」 金城盛弘
第28回 (H16)	○芭蕉布 芭蕉布着尺「柳の葉」 芭蕉布織物工房	○壺屋焼 「美海(ランプ)」 新垣陶苑 新垣修 ○首里織 「首里花倉織」 那覇伝統織物事業協同 組合 比嘉瑠美子	○琉球漆器 「八角喰籠沈金総彫松唐草」 (有)琉球うるし工芸 ○琉球びんがた 「かりゆしウェアー」 やふそ紅型工房 ○琉球緋 「琉球緋風炉先」 大城廣四 郎織物工房
第29回 (H17)	○琉球焼 「赤絵酒器セット」 久場 政一	○久米島 「久米島紬着尺」 高坂 エミ子 ○喜如嘉の芭蕉布 「芭蕉布着尺 ドウシビー 柄」 芭蕉布織物工房	○琉球漆器 「朱漆芭蕉堆金重箱」 合資会社 角萬漆器 ○首里花織 「お稽古用バッグ&草履」 那覇伝統織物事業協同組合 ○琉球藍染め 「携帯入れ」 やまあい工房

7 展示会等への後援

令和4年度は、各種団体が行う展示会等に次のとおり後援を行った。

○令和4年度展示会等への後援

催 事 名	主 催	会 期	会 場
第10回クラフトフェア沖縄 春の工芸まつりin工芸の杜	クラフトフェア沖縄実行委員会	令和4年4月8日 ＼ 令和4年4月10日	おきなわ工芸の杜
第118回有田国際陶磁展	有田国際陶磁展	令和4年4月29日 ＼ 令和4年5月8日	佐賀県立九州陶磁文化館 佐賀県陶磁器協同組合
6月1日かりゆしウェアの日	沖縄県衣類縫製品工業組合	令和4年6月1日	パレット久茂地前交通広場
夏休みの宿題は工芸の杜におまかせ！ おきなわ工芸の杜プレゼンツ夏の工芸も のづくり体験	おきなわ工芸の杜共同企業 体	令和4年8月13日 ＼ 令和4年8月28日	おきなわ工芸の杜
第46回首里織展	那覇伝統織物事業協同組合	令和4年11月23日 ＼ 令和4年11月27日	首里染織館suikara 2階
第46階琉球びんがた組合展 首里から華咲かさ	琉球びんがた事業協同組合	令和4年11月18日 ＼ 令和4年11月20日	首里染織館suikara 2階
第11回クラフトフェア沖縄in イーアス沖縄豊崎	クラフトフェア沖縄実行委員会	令和4年10月28日 ＼ 令和4年10月30日	イーアス沖縄豊崎
第43回壺屋陶器まつり	壺屋陶器まつり実行委員会	令和4年11月18日 ＼ 令和4年11月20日	那覇市立壺屋小学校
藍魅力発信展覧会2022	徳島県	令和4年10月29日 ＼ 令和4年11月6日	琉球新報ホール
第21回沖縄市工芸フェア	沖縄市工芸フェア実行委員 会	令和5年3月3日 ＼ 令和5年3月5日	コザ工芸館～胡屋地区商店街
工芸の杜まつり2023	工芸の杜まつり実行委員会	令和5年3月10日 ＼ 令和5年3月12日	おきなわ工芸の杜

8 伝統的工芸品月間事業

伝統的工芸品産業の振興に関する法律の制定10周年を機に、昭和59年以降毎年11月を伝統的工芸品月間として定め、伝統的工芸品を国民生活に一層浸透させるために全国規模で各種の普及啓発事業が実施される。全国8地区それぞれ行われてきた地区大会や地区展示会については、平成20年度で終了した。平成14年度は、伝統的工芸品月間事業を推進する中心的な催事として、伝統的工芸品月間全国大会が沖縄県で開催された。これまでの全国大会の開催状況は下記のとおりである。

○伝統的工芸品月間全国大会開催状況

第1回 S59 京都府	第2回 S60 石川県	第3回 S61 愛媛県	第4回 S62 新潟県
第5回 S63 福岡県	第6回 H 1 大阪府	第7回 H 2 大阪府	第8回 H 3 広島県
第9回 H 4 沖縄県	第10回 H 5 高知県	第11回 H 6 京都府	第12回 H 7 福井県
第13回 H 8 大分県	第14回 H 9 山梨県	第15回 H10 岐阜県	第16回 H11 静岡県
第17回 H12 岩手県	第18回 H13 島根県	第19回 H14 沖縄県	第20回 H15 富山県
第21回 H16 福島県	第22回 H17 熊本県	第23回 H18 石川県	第24回 H19 鹿児島県
第25回 H20 岐阜県	第26回 H21 京都府	第27回 H22 山口県	第28回 H23 福島県
第29回 H24 石川県	第30回 H25 和歌山県	第31回 H26 佐賀県	第32回 H27 富山県
第33回 H28 福井県	第34回 H29 東京都	第35回 H30 福岡県	第36回 R1 岩手県
第37回 R2 京都府	第38回 R3 愛知県	第39回 R4 秋田県	

9 過去の主要施策

(1) 産地基盤整備事業

① 伝統工芸会館等(共同利用施設)建設事業

県では、産地における伝統工芸産業の振興を図るための中核的施設として、共同展示室、後継者養成室、共同染色室及び共同作業等の機能を有する伝統工芸会館等の建設を推進してきた。

なお、10会館のうち7会館については国庫補助を得て建設した。

◎伝統工芸会館(共同利用施設)建設事業の実施状況(10産地)

年度	施設名	事業主体	規模 (建設) ㎡	所要 資金 千円	左記財源内訳				管理運営
					国 千円	県 千円	市町村 千円	その他 千円	
S50 増築	久米島伝統工 芸センター	仲里村	331	36,084	22,400	11,200	2,484		久米島紬 事業協同組合
S57			増築	増築		増築	増築		
			65	13,925	0	8,000	5,925	0	
S51	宮古伝統工芸品 研究センター	平良市	540	60,054	37,805	18,903	3,346		宮古織物 事業協同組合
	壺屋陶器会館	壺屋陶器 事業協同組合	181	15,200	0	5,000	3,080	7,120	壺屋陶器 事業協同組合
S52	石垣市 伝統工芸館	石垣市	557	60,050	38,007	19,003	3,040	0	石垣市織物 事業協同組合
S53	与那国町 伝統工芸館	与那国町	300	40,096	23,864	11,932	4,300	0	与那国町
S54	琉球かすり会館	南風原町	766	86,647	51,988	25,994	6,066	2,599	琉球絣 事業協同組合
S56	読谷村伝統工芸 総合センター	読谷村	386	70,475	36,285	18,142	16,048	0	読谷山花織 事業協同組合
S59	首里織工芸館	那覇伝統織物 事業協同組合	220	36,000	0	20,000	8,000	8,000	那覇伝統織物 事業協同組合
S60	大宜味村立 芭蕉布会館	大宜味村	368	47,960	0	20,000	27,960	0	喜如嘉芭蕉布 事業協同組合
H4	久米島紬 ユイマール館	仲里村	271	61,800	19,600	0	42,200	0	久米島絣 事業協同組合

② 共同作業場等建設費補助事業

伝統工芸産業の原材料の安定確保ならびに作業の共同化や工程の省力化等による生産性の向上に資するため、事業協同組合等が建設する共同作業場に対し経費を補助するものである。

これまで、琉球藍生産設備(本部町)、久米島紬泥染作業場(仲里村)、共同登窯(読谷村)、琉球漆器貯木場(国頭村)、製土工場(恩納村)、久米島紬共同染色場(仲里村)の建設を進めてきた。

◎共同作業場建設状況 (7施設)

(単位:千円)

年度	施設名	所要資金	県補助金	備考
S48	琉球藍製造施設	9,520	3,000	自己負担 6,520
S50	〃	2,733	1,366	自己負担 1,367
	久米島紬共同泥染場	5,750	4,500	仲里村 1,250
S53	久米島紬共同泥染場	7,186	2,740	仲里村 2,966
				組合 1,480
S54	読谷壺屋焼共同登窯	13,499	3,000	読谷村 1,350
				自己負担 9,149
S55	琉球漆器貯木場	9,050	4,500	組合 4,550
	琉球藍製造施設	5,370	4,216	自己負担 1,154
S56	製土工場	44,515	27,315	自己負担 17,200
S58	久米島紬共同染色場	35,400	20,000	仲里村 5,100
				組合 10,300

(2) 後継者育成資金貸与事業

伝統工芸産業後継者の育成及び確保のため、伝統工芸産業後継者養成施設において研修を受けているものに対し、育成資金を貸与する事業である。研修終了後、引き続き2年間伝統工芸産業に従事したときは、貸与金返済義務を免除する。貸与事業は平成16年度で終了している。

(単位: 人、千円)

	第1次計画		第2次計画		第3次計画		第4次計画		第5次計画		合 計	
	昭和59年度		昭和62年度		平成4年度		平成9年度		平成14年度			
	昭和61年度		平成3年度		平成8年度		平成13年度		平成16年度			
	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額	人数	貸与金額
久米島紬	32	3,840	19	2,280	14	1,680	23	2,442	19	1,667	107	11,909
宮古上布	25	3,000	8	960	16	1,920	13	1,330	7	619	69	7,829
読谷山花織・ミンサー	44	5,280	36	4,320	31	3,720	31	3,213	21	1,868	163	18,401
琉球緋	44	5,280	50	6,000	50	5,940	49	5,167	27	2,371	220	24,758
首里織	25	3,000	32	3,840	32	3,840	38	4,072	20	1,750	147	16,502
琉球びんがた	16	1,920	14	1,680	18	2,160	24	2,531	15	1,317	87	9,608
琉球漆器	5	500	5	600	0	0	0	0	0	0	10	1,100
与那国織	0	0	14	1,480	20	2,400	13	1,413	6	542	53	5,835
喜如嘉の芭蕉布	0	0	9	1,080	12	1,440	8	897	4	358	33	3,775
八重山上布	0	0	13	1,400	36	4,320	25	2,740	17	1,541	91	10,001
八重山ミンサー	0	0	14	1,500	45	5,400	32	3,534	19	1,767	110	12,201
合 計	191	22,820	214	25,140	274	32,820	256	27,339	155	13,800	1,090	121,919

(3) 技術・技法の記録収集・保存事業

伝統的工芸品指定の受けた事業協同組合は、振興計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けて振興事業を実施している。その事業の一つに技術・技法の記録収集・保存事業があり、平成4年度までに10産地が実施した。その主な内容は、記録フィルムと記録文献の作成である。

◎技術・技法の記録収集・保存事業の実績(S56～H5)

(単位: 千円)

実施団体	事業年度	所要資金	左記財源内訳		
			県	国庫	その他
久米島紬事業協同組合	S56	3,500	1,350	1,350	800
壺屋陶器事業協同組合	S58	3,500	1,350	1,350	800
読谷山花織事業協同組合	S59	3,500	1,350	1,350	800
那覇伝統織物事業協同組合	S60	3,000	1,350	1,350	300
琉球びんがた事業協同組合	S61	3,000	1,350	1,350	300
琉球緋事業協同組合	S62	3,200	1,350	1,350	500
宮古織物事業協同組合	S63	3,020	1,350	1,350	320
与那国町伝統織物協同組合	H2	4,629	1,350	1,350	1,929
石垣市織物事業協同組合	H3	5,486	1,350	1,350	2,786
竹富町織物事業協同組合	H4	3,766	1,350	1,350	1,066
		36,601	13,500	13,500	9,601

(4) 経営の近代化

事業協同組合等の指導強化

本県の工芸産業は、その殆どが小規模、零細企業である。企業体質がぜい弱であり、環境変化への適応力が乏しい。県では、中小企業が相互扶助の目的で一致団結し、個別では成し得ない経営の合理化、近代化を促進すべく事業協同組合等への法人組織化を推進している。

現在、県内の事業協同組合等の数は17組合である。

昭和53年6月に設置された「沖縄県伝統工芸団体協議会」では、県内における伝統工芸産業界の相互連帯を強化するとともに、共通する諸問題に対処し、業界の健全な発展に寄与している。(その他参考資料P100、P101参照)。

(5) 原材料の確保及び研究

伝統工芸品の原材料は、その多くが天然素材でかつ古くから用いられているものであり、伝統工芸品のもつ独特の味わいを醸し出す重要な役割を果たしている。しかし、最近これらの原材料の供給不足、価格の高騰等により入手が困難になってきており、その対策が課題となっている。

①琉球藍葉生産事業（平成16年度で事業終了）

琉球藍の生産増加を図るため、藍葉の生産者に対して補助金を交付するもの。

◎琉球藍葉生産事業の実績(S50～H16)

年度 事項	昭和50年度 ～53年度	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	合計
		昭和54年度 ～61年度	昭和62年度 ～平成3年度	平成4年度 ～平成8年度	平成9年度 ～平成13年度	平成14年度 ～平成16年度	
栽培人数(人)	86	137	75	57	35	18	408
栽培面積(a)	0	0	2,247	2,844	2,458	1,562	9,111
補助金(千円)	2,532	8,046	3,817	3,817	3,935	2,399	24,546

②苧麻手紡糸生産奨励事業（平成16年度で事業終了）

上布の生産振興を図るためには、苧麻手紡糸の安定確保が不可欠であるので、苧麻手紡糸の生産奨励事業を行う事業協同組合に対して補助金を交付するもの。

◎苧麻手紡糸生産奨励事業の実績(S50～H16)

(単位:千円)

年度 事項	昭和50年度 ～53年度	第1次計画	第2次計画	第3次計画	第4次計画	第5次計画	合計
		昭和54年度 ～61年度	昭和62年度 ～平成3年度	平成4年度 ～平成8年度	平成9年度 ～平成13年度	平成14年度 ～平成16年度	
宮古 ヨミ数	0	0	6,369	1,225	3,281	2,662	13,537
宮古 補助金	4,395	4,395	626	115	329	266	10,126
石垣 ヨミ数	0	0	42,002	25,309	28,916	15,685	111,912
石垣 補助金	4,859	4,859	4,024	2,328	2,727	1,334	20,131
合計 ヨミ数	0	0	48,371	26,534	32,197	18,347	125,449
合計 補助金	9,254	9,254	4,650	2,443	3,056	1,600	30,257

(6) 産地活性化・産地プロデューサー事業

本事業は、国の産地活性化事業及び産地プロデューサー事業の2つに対応する事業で、平成13年度からの補助制度である。産地活性化事業及び産地プロデューサー事業については、県ではいずれも本事業により実施するものである。

産地プロデューサー事業は、財団法人伝統的工芸品産業振興協会の登録資格者である産地プロデューサーが、産地活性化を支援するため支援計画を作成し、経済産業大臣の認定を受け、新商品開発や宣伝普及活動など産地活性化のための補助事業を実施するものである。これに係る支援計画の事業計画期間は3年以内となっている。

これにより、産地においては、各種専門技能を有する産地プロデューサーの指導・助言を受けて更なる活性化を図ることが可能となる。

平成13年度及び14年度の2年間は、久米島紬を対象に事業を実施。15年度及び16年度の2年間は、琉球絣を対象に事業を実施した。また、17年度及び18年度は、壺屋焼を対象に事業を実施した。

産地活性化事業は、個々の事業者やそのグループによる伝統的工芸品産業の活性化のための意欲的な取り組みを支援する事業である。補助事業の実施を希望する者は活性化計画を作成し、経済産業大臣の認定を受け、同じく新商品開発や宣伝普及活動などの補助事業を実施する。活性化計画の事業計画期間は3年以内となっている。

平成15年度及び16年度の2年間は、八重山ミンサー製造事業者を対象に事業を実施した。

○産地プロデューサー事業実績

単位：千円

事業年度	実施団体	実績額	左の内訳			備考
			国庫	県	その他	
H13	久米島紬事業協同組合	3,894	1,947	1,947	0	
H14		3,607	1,803	1,803	1	
H15	琉球絣事業協同組合	3,576	1,788	1,788	0	
H16		3,370	1,685	900	785	
H17	壺屋陶器事業協同組合	3,800	1,900	900	1,000	
H18		3,800	1,900	900	1,000	

○産地活性化事業実績

単位：千円

事業年度	実施団体	実績額	左の内訳			備考
			国庫	県	その他	
H15	八重山ミンサー製造事業者 X社	7,338	3,000	3,000	1,338	
H16		5,918	2,959	2,400	559	

(7) 需要開拓等事業

伝統的工芸品指定の申出の主体となった事業協同組合は、振興計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けて振興事業を実施している。その事業の一つに、需要開拓事業及び意匠開発事業がある。

これは、伝統的技術技法による新商品等の開発(意匠開発事業)、伝統的工芸品の新規市場の需要開拓、動向把握のための展示会等(需要開拓事業)の開催事業である。

需要開拓等事業実績は下記のとおりである。

○需要開拓等事業実績

単位:千円

事業年度	実施団体	実績額	左の内訳			備考
			国庫	県	その他	
H元	喜如嘉芭蕉布事業協同組合	2,700	1,350	1,350	0	需要
	琉球漆器事業協同組合	3,386	1,350	1,350	686	需要
H2	久米島紬事業協同組合	3,630	1,350	1,350	930	需要
H5	琉球絣事業協同組合	3,260	1,350	1,350	560	需要
H6	琉球びんがた事業協同組合	2,800	1,350	1,350	100	意匠
	読谷山花織事業協同組合	3,300	1,350	1,350	600	需要
H7	石垣市織物事業協同組合	2,766	1,350	1,350	66	意匠
	壺屋陶器事業協同組合	3,824	1,350	1,350	1,124	需要
H8	那覇伝統織物事業協同組合	3,634	1,350	1,350	934	需要
	与那国町伝統織物協同組合	2,848	1,350	1,350	148	意匠
H9	琉球びんがた事業協同組合	1,985	782	783	420	意匠 2回目
	那覇伝統織物事業協同組合	1,665	782	783	100	意匠 2回目
H10	琉球漆器事業協同組合	3,044	1,199	1,199	646	意匠 2回目
H11	琉球絣事業協同組合	2,255	756	756	743	意匠 2回目
H12	壺屋陶器事業協同組合	2,513	831	831	851	需要 2回目
H13	石垣市織物事業協同組合	2,948	1,199	1,199	550	需要 2回目
H14	琉球漆器事業協同組合	2,382	1,191	1,191	0	需要 2回目
	那覇伝統織物事業協同組合	2,391	1,191	1,191	9	意匠 2回目
H15	竹富町織物事業協同組合	3,000	1,199	1,199	602	意匠
H16	宮古織物事業協同組合	3,500	1,750	1,000	750	需要
合計		57,831	24,380	23,632	9,819	

(8) 需要開拓等共同展開事業

産地の組合等が、個別の販売事業者(百貨店、専門店、商社等)とともに需要の開拓のための共同振興計画を作成し、経済産業大臣の認定を受け、実施する補助事業である。

事業内容として、

①需要の開拓に関する事業、②製品の共同販売に関する事業、③消費者への適正な情報の提供に関する事業等があり、事業計画期間は5年以内となっている。

平成14年度は、離島産地を対象に東京で展示会を行い、15年度は、本島内産地を対象に京都で展示会を実施した。16年度は、全産地を構成員とし、東京での展示会を実施した。17、18年は那覇伝統織物事業協同組合と琉球びんがた事業協同組合が京都、東京で展示会を実施した。

○需要開拓等共同展開事業実績

単位:千円

事業年度	実施団体	実績額	左の内訳			開催場所
			国庫	県	その他	
H14	久米島紬、宮古織物、石垣市織物、竹富町織物、与那国町伝統織物、(株)染と織琉藍、(財)沖縄県工芸振興センター	8,000	4,000	4,000	0	東京 草月会館
H15	喜如嘉芭蕉布、琉球絣、那覇伝統織物、読谷山花織、琉球びんがた、壺屋陶器、琉球漆器、(株)染と織琉藍、(財)沖縄県工芸振興センター	7,196	3,598	3,598	0	京都 産業会館
H16	全12産地組合 (株)染と織琉藍、(株)沖縄県工芸振興センター	7,741	3,870	3,871	0	上野松坂屋
H17	那覇伝統織物事業協同組合 琉球びんがた事業協同組合	4,957	2,457	1,500	1,000	京都 文化博物館
H18	那覇伝統織物事業協同組合 琉球びんがた事業協同組合	4,649	2,323	1,161	1,165	日本橋三越

(9) 財団法人沖縄県工芸振興センター

工芸産業の振興・育成対策を有機的かつ効率的に推進すべく、県の全額出資により昭和51年4月1日に「財団法人沖縄県工芸振興センター」が設立された。同法人は、工芸産業の基盤整備及び流通経路の整備拡充等を図り、本県の工芸産業の振興を促進し、地域経済の発展に寄与することを目的にかかげ、工芸品の展示販売会等の企画、顕彰事業などを実施した。なお、同財団は平成18年4月28日付けで解散した。

財団法人 沖縄県工芸振興センター

- ① 設 立 年 月 日 昭和51年4月1日
- ② 基 本 財 産 1,000万円(全額県出資)
- ③ 管理運営費補助(県費予算ベース)

年 度	補助額	年 度	補助額	年 度	補助額
S52年度	10,000千円	S63年度	7,990千円	H 9 年度	17,948千円
}		H 1年度	8,685千円	H10年度	17,640千円
S56年度	9,000千円	H 2年度	9,542千円	H11年度	18,816千円
S57年度		H 3年度	10,846千円	H12年度	20,714千円
S58年度		H 4年度	11,313千円	H13年度	21,166千円
S59年度		H 5年度	13,208千円	H14年度	21,608千円
S60年度		H 6年度	12,725千円	H15年度	21,044千円
S61年度		H 7年度	13,708千円	H16年度	20,350千円
S62年度		H 8年度	13,898千円	H17年度	10,323千円

10 工芸関係機関一覧

(1) 産地事業協同組合一覧表

種別	組合名	設立認可年月日	所在地	理事長名 (代表理事)	電話番号 (FAX)
織物	喜如嘉芭蕉布事業協同組合	S59.3.21	〒905-1303 大宜味村字喜如嘉1103	平良 美恵子	0980-44-3202 (0980-44-3251)
	琉球絣事業協同組合	S50.2.13	〒901-1112 南風原町字本部157	宮城 竹子	098-889-1634 (098-889-2275)
	久米島紬事業協同組合	S45.1.16	〒901-3104 久米島町字真謝1878-1 (ユイマール館内)	松元 徹	098-985-8333 (098-985-8970)
	宮古織物事業協同組合	S33.8.16	〒906-0201 宮古島市上野字野原 1190-188	嘉数 登	0980-74-7480 (0980-74-7482)
	石垣市織物事業協同組合	S51.12.23	〒907-0004 石垣市登野城783-2	平良 佳子	0980-82-5200 (")
	竹富町織物事業協同組合	H1.1.18	〒907-1101 竹富町字竹富381-4	島仲 由美子	0980-85-2302 (")
	与那国町伝統織物協同組合	S58.1.17	〒907-1801 与那国町与那国175-2	糸数 健一	0980-87-2970 (0980-87-2973)
	那覇伝統織物事業協同組合	S51.6.28	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2-16 首里 染織館suikara 3F	吉浜 博子	098-887-2746 (098-885-5674)
	読谷山花織事業協同組合	S50.10.13	〒904-0301 読谷村字座喜味2974-2	又吉 弘子	098-958-4674 (")
	八重山花織事業協同組合	H17.3.18	〒907-0024 石垣市字新川1129-2	高嶺 幸子	0980-83-0039 (0980-83-3485)
	知花花織事業協同組合	H20.8.25	〒904-2143 沖縄市知花5-6-7	神田 尚美	098-921-1187 (098-989-1220)
	うらそえ織協同組合	H29.5.26	〒901-2128 浦添市伊奈武瀬1-7-2 2F	親富祖 幸子	098-988-4459 (098-943-3467)
染物	琉球びんかた事業協同組合	S51.8.27	〒903-0812 那覇市首里当蔵町2-16 首里 染織館suikara 2F	宮城 守男	098-894-3363 (098-917-6066)
	豊見城市ウージ染め協同組合	H6.8.29	〒901-0225 豊見城市字豊崎1-1162	玉那覇 清美	098-850-8454 (098-850-8551)
陶器	壺屋陶器事業協同組合	S50.9.29	〒902-0065 那覇市壺屋1-21-14	島袋 常秀	098-866-3284 (098-864-1472)
漆器	琉球漆器事業協同組合	S52.6.17	〒900-0013 那覇市字牧志3-2-10 (那覇市ぶんかテンプス館2階)	上原 昭男	098-855-6789 (098-836-2636)
ガラス	沖縄県琉球ガラス製造協同組合	H30.5.1	〒901-0345 糸満市福地169	松田 英吉	098-953-3502
三線	沖縄県三線製作事業協同組合	H22.3.31	〒902-0067 那覇市安里360-7 和光マンション1F	渡慶次 道政	098-884-8288 (")

関係団体

沖縄県伝統工芸団体協議会	S53.6.22	〒902-0066 那覇市大道105 (やふそ紅型工房内)	屋富祖 幸子	098-887-2065
沖縄県伝統工芸士会連合会	H1.10.3	〒901-1112 南風原町字本部157 (琉球絣事業協同組合内)	大城 一夫	098-889-1634 (098-889-2275)
特定非営利活動法人 沖縄県工芸産業協働センター	H20.7.14	〒901-0241 豊見城市字豊見城1114番地1 (おきなわ工芸の杜3階)	金城 陽一	098-996-2975 (098-996-2976)

(2) 国

主管部課	郵便番号	所在地	電話番号
【経済産業省】 製造産業局 生活製品課	100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-0969
【内閣府】 沖縄総合事務局 総務部 調査企画課 経済産業部 政策課 地域経済課 中小企業課	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-0047 098-866-1726 098-866-1730 098-866-1755

(3) 沖縄県

主管部課	郵便番号	所在地	電話番号
【商工労働部】 ものづくり振興課 (工芸振興センター) (工業技術センター)	900-8570 901-0241 904-2234	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県豊見城市字豊見城1114 番地1 おきなわ工芸の杜 3F 沖縄県うるま市州崎12-2	098-866-2337 098-987-0380 098-929-0111
産業政策課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2330
【教育庁】 文化財課	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1-2-2	098-866-2731

(4) 市町村担当課一覧

市町村	商工担当課	郵便番号	所在地	電話番号	FAX
那覇市	商工農水課	900-8585	那覇市泉崎1-1-1	098-951-3212	098-951-3213
うるま市	商工労政課	904-2292	うるま市みどり町1-1-1	098-923-7634	098-923-7627
沖縄市	商工振興課	904-8501	沖縄市仲宗根町26-1	098-939-1212	098-937-0342
宜野湾市	産業政策課	901-2710	宜野湾市野嵩1-1-1	098-893-4411	098-893-4410
宮古島市	観光商工課	906-8501	宮古島市平良字西里186	0980-73-2690	0980-73-2692
石垣市	商工振興課	907-8501	石垣市美崎町14	0980-82-1533	0980-82-1911
浦添市	産業振興課	901-2501	浦添市安波茶1-1-1	098-876-1234	098-876-9467
名護市	商工・企業誘致課	905-8540	名護市字港1-1-1	0980-53-7530	0980-53-7522
糸満市	商工水産課	901-0392	糸満市潮崎町1-1	098-840-8137	098-840-8155
豊見城市	産業振興課	901-0292	豊見城市字翁長854-1	098-850-5876	098-850-5343
国頭村	商工観光課	905-1495	国頭村字辺土名121	0980-41-2101	0980-41-5910
大宜味村	企画観光課	905-1392	大宜味村字大兼久157	0980-44-3007	0980-44-3029
東村	企画観光課	905-1204	東村字平良804	0980-43-2265	0980-43-2457
今帰仁村	経済課	905-0492	今帰仁村字仲宗根219	0980-56-2256	0980-56-2105
本部町	企画商工観光課	905-0292	本部町字東5	0980-47-2700	0980-47-4939
恩納村	商工観光課	904-0492	恩納村字恩納2451	098-966-1280	098-966-1045
宜野座村	観光商工課	904-1392	宜野座村字宜野座296	098-968-5125	098-968-5037
金武町	商工観光課	904-1292	金武町字金武1	098-968-2645	098-968-6271
伊江村	商工観光課	905-0503	伊江村字川平519-3 2階	0980-49-2906	0980-49-5587
読谷村	商工観光課	904-0392	読谷村字座喜味2901	098-982-9216	098-982-9202
嘉手納町	産業環境課	904-0203	嘉手納町字嘉手納588	098-956-1111	098-956-9508
北谷町	経済振興課	904-0192	北谷町桑江1丁目1-1	098-982-7701	098-926-2174
北中城村	企画振興課	901-2392	北中城村字喜舎場426-2	098-935-2233	098-935-5536
中城村	産業振興課	901-2406	中城村字当間176	098-895-2131	098-895-3048
西原町	産業観光課	903-0220	西原町字与那城140番地の1	098-945-4540	098-945-4580
八重瀬町	農林水産課	901-0492	八重瀬町字東風平1188番地	098-998-4624	098-998-2023
南城市	観光商工課	901-1495	南城市佐敷字新里1870番地	098-917-5387	098-917-5424
与那原町	観光商工課	901-1392	与那原町字上与那原16	098-945-5323	098-946-6074
南風原町	産業振興課	901-1195	南風原町字兼城686	098-889-4430	098-889-7657
久米島町	商工観光課	901-3124	久米島町字仲泊966-33	098-985-7131	098-985-7120
渡嘉敷村	観光産業課	901-3592	渡嘉敷村字渡嘉敷183	098-987-2333	098-987-2783
座間味村	産業振興課	901-3402	座間味村字座間味109	098-987-2320	098-987-2329
栗国村	経済課	901-3702	栗国村字東367	098-988-2016	098-988-2206
渡名喜村	経済課	901-3601	渡名喜村1917-3	098-989-2066	098-989-2197
南大東村	産業課	901-3895	南大東村字南144-1	09802-2-2037	09802-2-2669
北大東村	経済課	901-3992	北大東村字中野218	0980-23-4033	0980-23-4406
伊平屋村	観光交通課	905-0703	伊平屋村字我喜屋217-27	0980-46-2800	0980-46-2091
伊是名村	商工観光課	905-0603	伊是名村字仲田177-1	0980-45-2534	0980-45-2438
多良間村	観光振興課	906-0602	多良間村字仲筋99-2	0980-79-2260	0980-79-2664
竹富町	政策推進課	907-8503	石垣市美崎町11-1	0980-83-0507	0980-83-5863
与那国町	企画財政課	907-1801	与那国町字与那国129	0980-87-3577	0980-87-2079

(5) その他関係団体

主管部課	郵便番号	所在地	電話番号
【県内】			
(公財)沖縄県産業振興公社	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター4F)	098-859-6255
(公社)沖縄県工業連合会	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター6F)	098-859-6191
(一社)発明協会沖縄県支部	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター5F)	098-859-2810
沖縄県中小企業団体中央会	901-0011	那覇市字上之屋303-8	098-860-2525
沖縄県信用保証協会	900-0016	那覇市前島3-1-20	098-863-5302
沖縄県商工会議所連合会	900-0033	那覇市久米2-2-10	098-868-3758
沖縄県商工会連合会	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター6F)	098-859-6150
那覇市伝統工芸館	900-0013	那覇市牧志3-2-10 (那覇市ぶんかテンプス館2F)	098-868-7866
(株)沖縄県物産公社	901-0152	那覇市小禄1831-1 (沖縄県産業支援センター7F)	098-859-6456
公立大学法人沖縄県立芸術大学	903-8602	沖縄県那覇市首里当蔵町1-4	098-882-5000
【県外】			
(一財)伝統的工芸品産業振興協会	171-0052	東京都港区赤坂8-1-22 (赤坂王子ビル2F)	03-5785-1001
(公財)日本産業デザイン振興会	107-6205	東京都港区赤坂9-7-1 (ミッドタウン・タワー5F)	03-6743-3772
京都織物卸商業組合	604-8156	京都市中京区室町蛸薬師下ル伏山町540(丸池藤井ビル1階)	075-211-7344
銀座わしたショップ	104-0061	東京都中央区銀座1-3-9 (マルイト銀座ビル1F・B1F)	03-3535-6991
名古屋わしたショップ	460-0008	名古屋市中区栄4-1-1 (中日ビル地下1階)	052-951-4789

VIII 関連法規等

改正 平成4年3月31日条例第28号 平成9年5月20日条例第17号
平成17年3月31日条例第21号 平成22年3月29日条例第16号

沖縄県伝統工芸産業振興条例をここに公布する。

沖縄県伝統工芸産業振興条例

(目的)

第1条 この条例は、伝統工芸品を生産する地場産業（以下「伝統工芸産業」という。）の振興を図るとともに、伝統工芸品の品質の維持及び改善を行い、もつて地域の振興と伝統工芸品の声価を高めることを目的とする。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(指定)

第2条 知事は、本県の伝統工芸産業によつて生産された製品を規則で定めるところにより伝統工芸製品として指定する。

2 知事は、前項の指定に当たっては、あらかじめ沖縄県附属機関設置条例（昭和47年沖縄県条例第50号）第1条の規定に基づき設置された沖縄県工芸産業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(標示)

第3条 伝統工芸製品の製造を業とする者（委託による加工の場合は委託者をいう。以下「製造業者」という。）は、知事の許可を受けて当該製品に伝統工芸製品であることの標示をすることができる。

2 前項の標示に関し必要な事項は、規則で定める。

3 第1項の許可を受けた者でなければ、何人も、その製品に伝統工芸製品であることの標示をし、又はこれと紛らわしい標示をしてはならない。

(検査)

第4条 製造業者は、規則で定める伝統工芸製品についてこの条例の定めるところにより県が行う検査を受けなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(検査基準)

第5条 知事は、検査基準として伝統工芸製品の性質及び品位に関する規格を定めるものとする。

(検査員)

第6条 検査は、知事が任命し、又は委嘱する検査員が知事の定める検査基準に従い実施する。

2 検査員は、その職務を行う場合には、身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(検査済票)

第7条 検査員は、検査に合格した伝統工芸製品に対しては、規則で定めるところにより格付の標示をし、又は検査済票を交付しなければならない。

(検査手数料)

第8条 検査を受ける者は、製品1点につき220円の範囲内で規則で定める額の手数料を納付しなければならない。

一部改正〔平成9年条例17号・17年21号・22年16号〕

(報告及び立入調査)

第9条 知事は、検査の実施に関して必要があると認めるときは、製造業者及び伝統工芸製品の販売を営む者に対し、必要な報告を求め、又は検査員その他の職員に工場その他の事業所に立ち入り、必要な調査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
一部改正〔平成17年条例21号〕

(振興計画)

第10条 知事は、伝統工芸産業の振興を図るために必要な基本となるべき計画（以下「振興計画」という。）を策定しなければならない。

2 振興計画に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 伝統工芸製品の品質の維持、改善、開発及び生産技術の向上並びに設備の改善等に関する事項
- (2) 原材料の確保及び供給体制の確立に関する事項
- (3) 工芸村に関する事項
- (4) 流通に関する事項
- (5) 技術者、技能者等の養成に関する事項
- (6) 従業員の福祉向上に関する事項
- (7) 前各号に定めるもののほか、伝統工芸産業の振興に必要な事項

3 知事は、第1項の振興計画の策定に当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

一部改正〔平成17年条例21号〕

(技術者等の養成)

第11条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、技術者及び技能者並びにその後継者の養成に努めなければならない。

(補助)

第12条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため必要があると認めるときは、市町村、製造業者又はその団体に対して予算の範囲内で補助をすることができる。

(資金の融通)

第13条 県は、伝統工芸産業の振興を図るため、製造業者又はその団体若しくは原材料の生産業者が必要とする事業資金の融通及びそのあつせんに努めなければならない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第15条 第3条第3項又は第4条の規定に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

2 第9条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、3万円以下の罰金に処する。

一部改正〔平成4年条例28号〕

(両罰規定)

第16条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

改正	昭和57年10月1日規則第46号	昭和60年3月15日規則第8号
	昭和63年3月29日規則第21号	平成元年3月10日規則第8号
	平成9年5月23日規則第30号	平成10年6月12日規則第45号
	平成17年3月31日規則第34号	平成22年3月12日規則第3号
	平成22年3月29日規則第9号	平成24年12月28日規則第63号
	令和3年3月26日規則第23号	

沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則をここに公布する。

沖縄県伝統工芸産業振興条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県伝統工芸産業振興条例(昭和48年沖縄県条例第72号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(伝統工芸製品の指定)

第2条 条例第2条第1項の伝統工芸製品は、次に定める要件を備えるものであって、別表第1に定めるとおりとする。

- (1) 主として日常生活の用に供されるものであること。
- (2) その製造過程の主要部分が手工的であること。
- (3) 伝統的(おおむね80年以上の歴史を有するものをいう。以下同じ。)な技術又は技法により製造されるものであること。
- (4) 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- (5) 一定の地域において少なくない数の者が、その製造に従事しているものであること。

2 工芸品を製造する事業者を構成員とする事業協同組合、協業組合、商工組合その他知事が適当と認めるもの(以下「組合等」という。)は、当該工芸品が伝統工芸製品として指定されるよう知事に申し出ることができる。

3 前項の規定により伝統工芸製品の指定の申出をしようとする組合等は、沖縄県伝統工芸製品の指定申出書(第1号様式)を知事に提出するものとする。

4 知事は、伝統工芸製品の指定を行ったときは、その旨を組合等に通知するものとする。

5 知事は、前項の指定に当たって、必要な条件を付すことができるものとする。

(標示)

第3条 条例第3条第1項の許可を受けようとする者は、伝統工芸製品標示許可申請書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請があった場合は、調査のうえ適当と認めるものについて標示を許可するものとする。

3 条例第3条第2項の標示は、伝統工芸品之証(第3号様式)をちょう付して行うものとする。

(検査)

第4条 条例第4条に規定する検査を受けなければならない伝統工芸製品(以下「製品」という。)は、別表第2に定めるとおりとする。

(検査の申請)

第5条 検査を受けようとする者(以下「検査申請者」という。)は、検査申請書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(検査時間)

第6条 検査の日時は、特別の事情がある場合を除くほか、沖縄県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(昭和47年沖縄県条例第43号)に定める職員の勤務日時の例により行う。

2 知事は、前項の検査の日時を変更する場合は、あらかじめその旨を第9条第1項に規定する検査所に公示するものとする。

(検査基準)

第7条 知事は、条例第5条の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめこれを告示するものとする。

(検査員証)

第8条 条例第6条第2項に規定する検査員の身分を示す証明書は、第5号様式によるものとする。

(検査所)

第9条 検査は、知事が定める検査所において行う。

2 知事は、前項の検査所を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめこれを告示するものとする。

(検査の立会い)

第10条 検査申請者又はその代理人は、検査に立会い、製品の運搬、整理その他検査のために必要な措置について検査員の指示に従わなければならない。

(格付)

第11条 検査員は、条例第6条第1項の検査を実施したときは、当該製品について格付を行うものとする。

2 検査員は、条例第7条の規定により、当該製品1点ごとにそれぞれの格付を表示する格付印章（第6号様式及び第7号様式）を押なつするほか、合格した製品には検査済票（第8号様式）をちょう付しなければならない。

(検査の中止等)

第12条 検査員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、検査を拒み、又は中止することができる。

(1) 検査を受けようとする製品に第5条に定める手続をとらなかったものがあるとき。

(2) 検査申請者又はその代理人が検査の実施に立ち会わないとき。

(3) 検査申請者又はその代理人がこの規則に基づく検査員の指示に従わないとき。

(検査の失効)

第13条 検査を受けた製品が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、検査の効力を失うものとする。

(1) 第11条第2項の規定により表示された検査済票及び格付印章が消され、改められ、取り除かれ、又は不明となったとき。

(2) 検査を受けた後において規格品位に著しい変化があったとき。

(再検査)

第14条 検査申請者は、第11条の規定により行われた格付に不服がある場合には、知事に対し、不服の理由を明示して再検査の申請をすることができる。

2 前項の再検査の申請をしようとする者は、再検査申請書（第9号様式）を当初検査を受けた検査所を経由して知事に提出しなければならない。

(再検査による格付)

第15条 検査員は、再検査により製品の格付を変更する必要があると認めたときは、取消印章（第10号様式）を当該製品に押なつした格付印章の印影にかけて押なつし、改めて第11条に定める措置を講じなければならない。

2 再検査の結果に対しては、さらに検査の申請をすることはできない。

(検査手数料)

第16条 検査申請者は、別表第3に定める検査手数料を納付しなければならない。ただし、第14条の規定による再検査については、この限りではない。

2 検査手数料は、沖縄県証紙で納付するものとする。

3 既に納付した手数料は、還付しない。

(立入調査)

第17条 条例第9条の規定により立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、第11号様式によるものと

する。

(帳簿)

第18条 検査所には、検査台帳を備え、毎日所要の事項を記載し、整理及び保管しなければならない。

別表第1 (第2条関係)

伝統工芸製品

区分	名称
陶器	壺屋焼
	琉球焼
紅型	琉球びんがた
漆器	琉球漆器
織物	喜如嘉の芭蕉布
	読谷山花織
	読谷山ミンサー
	久米島紬
	宮古上布
	八重山上布
	八重山交布(グンボウ)
	八重山ミンサー
	与那国花織
	与那国ドゥタティ
	与那国カガンヌブー
	与那国シダディ
	首里緋
	首里花織
	首里道屯織
	首里花倉織
	首里ミンサー
	琉球緋
	南風原花織
	知花花織
ガラス製品	琉球ガラス
楽器	三線

別表第2 (第4条関係)

区分	名称
紅型	琉球びんがた
織物	喜如嘉の芭蕉布
	読谷山花織
	読谷山ミンサー
	久米島紬
	宮古上布
	八重山上布
	八重山交布(グンボウ)
	八重山ミンサー
	与那国花織

与那国ドゥタテイ
与那国カガンヌブー
与那国シダディ
首里拵
首里花織
首里道屯織
首里花倉織
首里ミンサー
琉球拵
南風原花織
知花花織

別表第3（第16条関係）

検査手数料

製品区分	金額
着尺、羽尺及び帯類	1反につき 220円
ミンサー帯及びテーブルセンター等の小物類	1点につき 40円

改正

令和5年3月31日条例第2号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 本県において工芸品を生産する産業（以下「工芸産業」という。）を担う人材を支援し、及び工芸品についての情報を発信し、並びに工芸品の作り手と使い手との交流を促進することにより、本県において生産される工芸品の声価を高め、その消費の拡大を図り、もって工芸産業の振興に資するため、おきなわ工芸の杜（もり）（以下「工芸の杜」という。）を設置する。

(位置)

第2条 工芸の杜の位置は、豊見城市字豊見城1114番1とする。

(工芸の杜の管理)

第3条 工芸の杜の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 工芸の杜の設置の目的を達成するために知事が必要と認める事業の実施に関する業務
- (2) 第11条の規定による利用の許可に関する業務、第15条の規定による利用の許可の取消し等に関する業務、第22条の規定による原状回復命令に関する業務その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第16条の規定による利用料金の収受に関する業務、第17条の規定による利用料金の減免に関する業務、第18条ただし書の規定による利用料金の返還に関する業務その他の利用料金の収受に関する業務
- (4) 工芸の杜の施設、附属設備及び機械器具（以下「施設等」という。）の維持及び修繕に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、工芸の杜の管理運営に関して、知事が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第5条 第3条の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書その他規則で定める書類（次条において「事業計画書等」という。）を添えて、知事に提出しなければならない。

(指定管理者の指定等)

第6条 知事は、前条の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切に工芸の杜の管理を行うことができると認めるものを候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 事業計画書等の内容が、県民の公平な利用を確保できるものであること。
- (2) 事業計画書等の内容が、工芸の杜の効用を最大限に発揮させるものであるとともに、効率的な管理がなされるものであること。
- (3) 事業計画書等に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、工芸の杜の設置の目的を達成するために十分な能力を有するものであること。

2 知事は、前項の規定による選定をしようとするときは、あらかじめ、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の意見を聴かななければならない。

3 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消そうとする場合に準用する。

(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会)

第7条 この条例の規定に基づく諮問に応じて調査審議を行わせるため、おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）を置く。

- 2 運用委員会は、この条例に定めるもののほか、工芸の杜に係る指定管理者の選定及び指定管理者が行う工芸の杜の管理に関する重要事項について、知事の諮問に応じて答申し、又は建議することができる。
- 3 運用委員会は、委員4人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験のある者その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、運用委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(指定管理者の指定等の告示)

第8条 知事は、第6条第1項の規定により、指定管理者を指定したときは、その旨を県公報で告示しなければならない。

- 2 前項の規定は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合に準用する。
(休館日等)

第9条 工芸の杜の休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 月曜日
- (2) 12月30日から翌年の1月3日までの日
- 2 前項第1号に規定する休館日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(元日を除く。)又は沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に規定する慰霊の日に当たるときは、その日後において最も近い休館日でない日をもって、これに替えるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する休館日及び前2項の規定により休館することとされた日においても利用することができる。
(開館時間)

第10条 工芸の杜の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、知事の承認を得て、開館時間を臨時に変更することができる。
- 3 前2項の規定にかかわらず、貸し工房及び体験工房については、第1項に規定する開館時間及び前項の規定により変更された後の開館時間以外の時間においても利用することができる。
(利用の許可)

第11条 別表に掲げる施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定管理者は、前項の許可の申請が貸し工房又は体験工房の利用に係るものである場合にあっては、工芸品の製造について一定以上の技術を有することその他の規則で定める基準を満たすものでなければ、許可をしてはならない。
- 3 指定管理者は、施設等の管理上必要と認めるときは、第1項の許可をするに当たり、条件を付することができる。
- 4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、施設等の管理上支障があると認められるとき。
(貸し工房及び体験工房の利用期間)

第12条 貸し工房及び体験工房の利用の許可の期間は、1年を超えないものとし、1年を超えない範囲

内において更新することができるものとする。

2 前項の規定による更新は、貸し工房にあっては2回を超えて行うことができない。ただし、工芸の杜の設置目的を達成するために知事が必要と認める場合は、この限りでない。

(工作物等の設置)

第13条 利用者は、その利用する施設等に工作物その他の設備（以下「工作物等」という。）を設置し、又は施設等の現状を変更しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第14条 利用者は、施設等を利用する権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第15条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項の許可を取り消し、又は施設等の利用を制限し、若しくはその停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(3) 許可に付した条件に違反したとき。

(4) 第11条第4項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(利用料金等)

第16条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 利用料金は、別表に定める基準額に100分の70を乗じて得た額から当該基準額に100分の130を乗じて得た額までの範囲内で、指定管理者が定めるものとする。

3 指定管理者は、前項の規定により、利用料金を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、これを県公報で告示するものとする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 利用者が施設等において利用する電気、ガス、水道、電話等の費用で知事の指定するものは、利用者の負担とする。

(利用料金の減免)

第17条 指定管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の返還)

第18条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、必要があると認められる場合は、指定管理者は、その全部又は一部を返還することができる。

(入場の制限等)

第19条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、工芸の杜への入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある者

(2) 設備等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、設備等の管理上支障がある行為をするおそれがある者

(放置物件の除去命令)

第20条 指定管理者は、施設内における放置物件が施設等の利用を著しく阻害するおそれがあると認めるときは、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずることができる。

(立入り等)

第21条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解し

てはならない。

(原状回復の義務)

第22条 利用者は、施設等の利用を終えたとき、又は第11条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設等に設置した工作物等を撤去し、施設等を原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、利用者が前項の規定による原状回復の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(損害の賠償等)

第23条 利用者は、その利用に際し、施設等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、知事は、やむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(事業報告書の提出)

第24条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。

(規則への委任)

第25条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
(令和4年2月規則第3号で、同4年4月1日から施行)ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、第5条から第7条までの規定の例により行うことができる。

附 則 (令和5年3月31日条例第2号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第16条関係)

1 施設利用料金

区分		単位	基準額
貸し工房		1平方メートル1月につき	450円
共同工房	織物	主室	1時間につき 1,580円
		染色室	1時間につき 1,420円
		糸くくりスペース	1区画1日につき 950円
	染物	主室	1時間につき 1,810円
		反物張りスペース	1区画1日につき 950円
		のり置き作業スペース	1区画1日につき 370円
		紗(しゃ)張り室	1時間につき 80円
	洗い場	1時間につき 990円	
	漆芸	素地室及び下地・加飾室	1時間につき 1,300円
		上塗り室	1時間につき 170円
	大工・さんしん	仕上室	1時間につき 3,080円
		組立室	1時間につき 310円
		塗装室	1時間につき 290円
	金細工	主室	1時間につき 960円
工芸縫製	主室	1時間につき 1,190円	
体験工房	1号室(ガラス)	1平方メートル1月	1,060円

			につき	
	2号室（陶芸）		1平方メートル1月につき	700円
	3号室（織物・染物）		1平方メートル1月につき	720円
	4号室（その他）		1平方メートル1月につき	470円
多目的室	1号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,120円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,240円
	2号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,250円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,500円
	3号室	工芸産業に関連する催物に利用する場合	1室半日につき	1,280円
		その他の催物に利用する場合	1室半日につき	2,560円
エントランスホール	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	7,900円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	15,800円
企画展示室	工芸産業に関連する催物に利用する場合		1日につき	4,350円
	その他の催物に利用する場合		1日につき	8,700円

2 附属設備利用料金

種別	単位	基準額
舞台器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額
音響器具	1回1点又は一式につき	2,000円以内で規則に定める額

3 機械器具利用料金

種別	単位	基準額
機械器具類	一式1時間につき	2,000円以内で規則に定める額

備考

- 1 利用料金の基準額が時間を単位として定められている場合において、利用時間が1時間未満であるとき又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間を1時間として計算する。
- 2 利用料金の基準額が1月単位で定められている場合において、その月の利用の期間が1月に満たないときは、日割計算によるものとする。この場合においては、利用料金の基準額の月額を30で除して得た額に、その月における利用日数を乗じて計算する。
- 3 利用料金の基準額が面積を単位として定められている場合において、利用する面積に1平方メートル未満の端数があるときは、その端数を1平方メートルとして計算する。

改正

令和5年3月31日規則第25号

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（令和3年沖縄県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第2条 条例第5条の規則で定める申請書は、指定管理者指定申請書（第1号様式）によるものとする。

2 条例第5条の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- (2) 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- (3) 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- (4) 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- (5) 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
(おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会の組織等)

第3条 おきなわ工芸の杜指定管理者制度運用委員会（以下「運用委員会」という。）に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運用委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

4 運用委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 運用委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

6 運用委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 特定の事件につき特別の利害関係を有する委員は、運用委員会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することはできない。

8 運用委員会は、必要があると認めるときは、調査を行い、又は専門家その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴くことができる。

9 運用委員会の行う指定管理者の選定に係る調査審議の手続は、公開しない。

10 運用委員会の庶務は、商工労働部ものづくり振興課において処理する。

11 その他運用委員会の運営に関し必要な事項は、会長が運用委員会に諮って定める。

(貸し工房の利用基準)

第4条 条例第11条第2項の規則で定める基準（貸し工房に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 条例第11条第2項の申請を行う者が、次のいずれかに該当する者であること。

ア 工芸品の製造について一定以上の技術を有し、及び起業を志望する者

イ 工芸品の生産に係る事業を行う者であつて、条例第4条第1号の事業による支援が必要であると認められる者

ウ ア及びイに掲げる者のほか、工芸産業を担う者の支援をその主たる活動として組織的かつ継続的に行う者

(2) 工芸品についての情報の発信、工芸品の使い手との交流その他工芸の杜を活用した取組を行うものであること。

(体験工房の利用基準)

第5条 条例第11条第2項の規則で定める基準(体験工房に係るものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工芸品の製作を体験する機会を提供するものであること。
- (2) 条例第11条第2項の申請を行う者が、前号の工芸品の製造について一定以上の技術を有する者であること。

(利用者の負担する費用)

第6条 条例第16条第6項の規定により知事の指定する利用者が負担する費用は、貸し工房及び体験工房において利用する次に掲げる費用とする。ただし、第1号の費用にあつては、知事が利用者に負担させることが不相当であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 破損ガラスの取替え、電球の取替え等の軽微な修繕及び給水栓その他附帯施設の構造上重要な部分に要する費用
- (2) ガス、電気、水道、下水道及び電話の利用に要する費用
- (3) 警備に要する費用
- (4) 廃棄物及び廃液の保管及び処理その他環境衛生の保持に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、利用者の責めに帰すべき事由により生じた修繕に要する費用

2 前項の費用の算定は、計量器によるものとする。ただし、これにより難いときは、知事が適当と認める算定方法によるものとする。

(身分を示す証明書)

第7条 条例第21条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第2号様式)によるものとする。

(事業報告書)

第8条 条例第24条の事業報告書は、次に掲げる事項を記載して提出するものとする。

- (1) 工芸の杜の管理運営に関する業務(次号において「業務」という。)の実施状況
- (2) 業務に係る収支状況
- (3) 工芸の杜の利用状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

(附属設備等の利用料金の基準額)

第9条 条例別表の2の表及び3の表に規定する規則で定める額は、別表のとおりとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、工芸の杜の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為として行う申請に必要な申請書等)
- 2 条例附則第2項の規定により準備行為として行う指定管理者の指定に必要な申請書及び書類については、第2条の規定の例による。

附 則 (令和5年3月31日規則第25号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表 (第9条関係)

1 附属設備利用料金

種別	品名	単位	基準額
舞台設備	演台	1台	320円
	プロジェクター	一式	550円
	スクリーン	1台	110円
	ホワイトボード	1台	70円
音響設備	ワイヤレスマスク	1本	320円
	ワイヤレスピンマイク	1本	320円

備考 附属設備利用料金の基準額は、1回ごとの額とする。ただし、長時間連続して利用する場合は、4時間ごとに1回の使用とみなす。

2 機械器具利用料金

区分	品名	単位	基準額	
織物	織機（大）	一式1時間につき	30円	
	織機（中）	一式1時間につき	30円	
	織機（小）	一式1時間につき	30円	
	電動たて糸巻取り機	一式1時間につき	60円	
	手動たて糸巻取り機	一式1時間につき	50円	
	合撚(ねん)機	一式1時間につき	60円	
	鋳物ガスコンロ	一式1時間につき	120円	
	糸乾燥機	一式1時間につき	290円	
	繰り返し機	一式1時間につき	120円	
	かせ揚げ機	一式1時間につき	160円	
	遠心分離脱水機	一式1時間につき	60円	
	染物	粉碎機	一式1時間につき	70円
	織物・染物	蒸し機	一式1時間につき	550円
自動染色機		一式1時間につき	920円	
漆芸	推(つい)錦餅ローラー	一式1時間につき	50円	
	漆乾燥機	一式1時間につき	90円	
	木工ろくろ	一式1時間につき	260円	
	振とう機	一式1時間につき	40円	
	播潰(らいかい)機	一式1時間につき	60円	
	粉碎機	一式1時間につき	80円	
	研磨台	一式1時間につき	110円	
木工・さんしん	丸のこ昇降盤	一式1時間につき	300円	
	かんな盤	一式1時間につき	370円	
	小型かんな盤	一式1時間につき	280円	
	糸のこ盤	一式1時間につき	30円	
	帯のこ盤	一式1時間につき	320円	
	研磨機	一式1時間につき	160円	
	角のみ盤	一式1時間につき	60円	
	木材乾燥庫	一式1時間につき	590円	
	コンプレッサー	一式1時間につき	90円	
	旋盤	一式1時間につき	290円	
	フラッシュプレス	一式1時間につき	140円	
	金細工	鋳造機	一式1時間につき	140円
帯のこ盤		一式1時間につき	90円	
研磨機		一式1時間につき	200円	
プレス機		一式1時間につき	100円	
工芸縫製	バンドマシン	一式1時間につき	370円	
	革加工機	一式1時間につき	210円	
	腕ミシン及び平ミシン	一式1時間につき	100円	
	上下送りミシン	一式1時間につき	60円	
	ボストンミシン	一式1時間につき	60円	
	工業用アイロン	一式1時間につき	50円	

沖縄県知事 殿

申請者 所在地
団体の名称
代表者の氏名

指定管理者指定申請書

おきなわ工芸の杜の管理に係る指定管理者の指定を受けたいので、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第5条の規定により申請します。

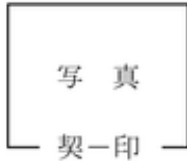
添付書類

- 1 事業計画書
- 2 法人である団体にあつては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 3 法人でない団体にあつては、定款又は寄附行為に相当する書類及び代表者の身分証明書（市区町村長が発行するものに限る。）
- 4 申請に係る業務の実施の方法を記載した書類
- 5 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 6 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書類
- 7 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

第2号様式（第7条関係）

(表)

身 分 証 明 書



指定管理者名

氏名

生年月日

年

月

日生

上記の者は、おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例第21条第1項の規定による立入り等に従事する者であることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事

印

(裏)

おきなわ工芸の杜の設置及び管理に関する条例（抜粋）

（立入り等）

第21条 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設の管理業務に従事する者に、第11条第1項の規定により利用を許可した場所に立ち入り、関係者に質問し、又は必要な指示をさせることができる。

2 前項の規定により立ち入り、質問又は指示をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立ち入り、質問又は指示をする権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律

発令 昭和49年5月25日法律第57号

最終改正：平成25年6月14日号外法律第44号

改正内容：平成25年6月14日号外法律第44号[平成25年6月14日]

○伝統的工芸品産業の振興に関する法律

[昭和四十九年五月二十五日法律第五十七号]

[法務・通商産業大臣署名]

伝統的工芸品産業の振興に関する法律をここに公布する。

伝統的工芸品産業の振興に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、一定の地域で主として伝統的な技術又は技法等を用いて製造される伝統的工芸品が、民衆の生活の中ではぐくまれ受け継がれてきたこと及び将来もそれが存在し続ける基盤があることにかんがみ、このような伝統的工芸品の産業の振興を図り、もつて国民の生活に豊かさと潤いを与えるとともに地域経済の発展に寄与し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(伝統的工芸品の指定等)

第二条 経済産業大臣は、産業構造審議会の意見を聴いて、工芸品であつて次の各号に掲げる要件に該当するものを伝統的工芸品として指定するものとする。

- 一 主として日常生活の用に供されるものであること。
- 二 その製造過程の主要部分が手工的であること。
- 三 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 四 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されるものであること。
- 五 一定の地域において少なくない数の者がその製造を行い、又はその製造に従事しているものであること。

2 前項の規定による伝統的工芸品の指定は、当該伝統的工芸品の製造に係る伝統的な技術又は技法及び伝統的に使用されてきた原材料並びに当該伝統的工芸品の製造される地域を定めて、行うものとする。

3 事業協同組合等（事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他の団体（政令で定める基準に従つた定款又は規約を有しているものに限る。）をいう。以下同じ。）で工芸品を製造する事業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするものであつて、当該工芸品の製造される地域において当該工芸品を製造する事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するものは、当該工芸品が伝統的工芸品として指定されるよう当該工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域に属する場合にあつては、当該市町村の長）を経由して経済産業大臣に申し出ることができる。

4 経済産業大臣は、伝統的工芸品の指定をしたときは、その旨を公示するものとする。

5 経済産業大臣は、第一項及び第二項の規定により指定された伝統的工芸品について、事情の変更その他特別の事由があると認める場合（次項に規定する場合を除く。）には、産業構造審議会の意見を聴いて、第二項に規定する指定の内容を変更することができる。

6 経済産業大臣は、伝統的工芸品が第一項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなつた場合には、産業構造審議会の意見を聴いて、その指定を解除することができる。

7 第三項及び第四項の規定は第五項の伝統的工芸品の指定の内容の変更について、第四項の規定は前項の伝統的工芸品の指定の解除について準用する。

(基本指針)

第三条 経済産業大臣は、伝統的工芸品産業の振興に関する基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めなければならない。

2 基本指針には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 伝統的工芸品産業の振興の基本的な方向
- 二 従事者の後継者の確保及び育成に関する事項

- 三 伝統的な技術又は技法の継承及び改善に関する事項
- 四 伝統的工芸品の需要の開拓に関する事項
- 五 伝統的工芸品又は伝統的な技術若しくは技法を活用した新商品の開発及び製造に関する事項
- 六 その他伝統的工芸品産業の振興に関する重要事項

3 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、産業構造審議会の意見を聴かなければならない。

4 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(振興計画)

第四条 製造事業者（伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。）を構成員とする事業協同組合等（以下「製造協同組合等」という。）であつて、当該伝統的工芸品の製造される地域において製造事業者を代表するものとして政令で定める要件に該当するもの（以下「特定製造協同組合等」という。）は、伝統的工芸品産業に関する振興計画（以下「振興計画」という。）を作成し、これを当該伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事（当該地域の全部が一の市町村の区域に属する場合にあつては、当該市町村の長。第十三条第一項、第十四条第二項、第二十二條第三項及び第二十七条を除き、以下単に「都道府県知事」という。）を経由して経済産業大臣に提出し、当該振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 都道府県知事は、前項の振興計画を受理し、経済産業大臣に送付するときは、当該振興計画に関し意見を付すことができる。

(振興計画の変更等)

第五条 前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等は、当該認定に係る振興計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等又はその構成員が当該認定に係る振興計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定振興計画」という。）に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 前条第二項の規定は、振興計画の変更に準用する。

第六条 振興計画には、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 従事者の後継者の確保及び育成並びに従事者の研修に関する事項
- 二 技術又は技法の継承及び改善その他品質の維持及び改善に関する事項
- 三 原材料の確保及び原材料についての研究に関する事項
- 四 需要の開拓に関する事項
- 五 作業場その他作業環境の改善に関する事項
- 六 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事項
- 七 品質の表示、消費者への適正な情報の提供等に関する事項
- 八 高齢者である従事者、技術に熟練した従事者その他の従事者の福利厚生に関する事項
- 九 その他伝統的工芸品産業の振興を図るために必要な事項

(共同振興計画)

第七条 特定製造協同組合等は、販売事業者（伝統的工芸品を販売する事業者をいう。以下同じ。）又は販売協同組合等（販売事業者を構成員とする事業協同組合、協同組合連合会、商工組合その他政令で定める法人をいう。以下同じ。）とともに、前条第四号、第六号又は第七号に掲げる事項（同条第六号に掲げる事項にあつては製品の共同販売に関する事項、同条第七号に掲げる事項にあつては消費者への適正な情報の提供に関する事項に限る。）について伝統的工芸品産業に関する共同振興計画（以下「共同振興計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該共同振興計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、共同振興計画に準用する。

(共同振興計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等及び販売事業者又は販売協同組合等は、当該

認定に係る共同振興計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた特定製造協同組合等若しくはその構成員又は販売事業者若しくは販売協同組合等若しくはその構成員が当該認定に係る共同振興計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定共同振興計画」という。）に従つて事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 第四条第二項の規定は、共同振興計画の変更に準用する。

（活性化計画）

第九条 製造事業者又は製造協同組合等（特定製造協同組合等を除く。以下この項及び次条において同じ。）は、単独で又は共同して、活性化事業（次に掲げる事業のうち一又は二以上の事業であつて、伝統的工芸品産業の活性化に資するものをいう。以下同じ。）に関する計画（以下「活性化計画」という。）を作成し、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。この場合において、製造事業者又は製造協同組合等が共同して活性化計画を作成したときは、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 従事者の研修に関する事業
- 二 技術又は技法の改善その他品質の改善に関する事業
- 三 原材料についての研究に関する事業
- 四 需要の開拓に関する事業
- 五 原材料の共同購入、製品の共同販売その他事業の共同化に関する事業
- 六 消費者への適正な情報の提供に関する事業
- 七 新商品の開発又は製造に関する事業

- 2 第四条第二項の規定は、活性化計画に準用する。

（活性化計画の変更等）

第十条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等は、当該認定に係る活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた活性化計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定活性化計画」という。）に係る活性化事業を実施する者（製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定活性化計画に従つて活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 4 第四条第二項の規定は、活性化計画の変更に準用する。

（連携活性化計画）

第十一条 製造事業者又は製造協同組合等は、単独で又は共同して、連携製造事業者（他の伝統的工芸品を製造する事業者をいう。以下同じ。）又は連携製造協同組合等（連携製造事業者を構成員とする製造協同組合等をいう。以下同じ。）とともに、連携して実施する活性化事業（以下「連携活性化事業」という。）に関する計画（以下「連携活性化計画」という。）を作成し、経済産業省令で定めるところにより、代表者を定め、これを都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該連携活性化計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 第四条第二項の規定は、連携活性化計画に準用する。

（連携活性化計画の変更等）

第十二条 前条第一項の認定を受けた製造事業者又は製造協同組合等及び連携製造事業者又は連携製造協同組合等は、当該認定に係る連携活性化計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

- 2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。
- 3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた連携活性化計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定連携活性化計画」という。）に係る連携活性化事業を実施する者（製造協同組合等及び連携製造協同組合等の構成員を含む。）が当該認定連携活性化計画

に従つて連携活性化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、連携活性化計画の変更に準用する。

(支援計画)

第十三条 従事者の後継者の確保及び育成、消費者等との交流の推進その他の伝統的工芸品産業の振興を支援する事業（以下「支援事業」という。）を実施しようとする者は、当該支援事業に関する計画（以下「支援計画」という。）を作成し、これを当該支援計画に係る伝統的工芸品の製造される地域を管轄する都道府県知事を経由して経済産業大臣に提出し、当該支援計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 第四条第二項の規定は、支援計画に準用する。

(支援計画の変更等)

第十四条 前条第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る支援計画を変更しようとするときは、経済産業大臣の認定を受けなければならない。

2 前項の規定による認定の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。

3 経済産業大臣は、前条第一項の認定を受けた者が当該認定に係る支援計画（第一項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定支援計画」という。）に従つて支援事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

4 第四条第二項の規定は、支援計画の変更に準用する。

(省令への委任)

第十五条 第四条から前条までに定めるもののほか、振興計画、共同振興計画、活性化計画、連携活性化計画又は支援計画の認定又は変更の認定に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

(経費の補助)

第十六条 国及び地方公共団体は、認定振興計画若しくは認定共同振興計画に基づく事業を実施する特定製造協同組合等、販売事業者若しくは販売協同組合等、認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施する者又は認定支援計画に基づく事業を実施する者に対し、当該事業を実施するのに必要な経費の一部を補助することができる。

(資金の確保等)

第十七条 国及び地方公共団体は、認定振興計画、認定共同振興計画、認定活性化計画、認定連携活性化計画又は認定支援計画に基づく事業を実施するのに必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

(中小企業信用保険法の特例)

第十八条 第十三条第一項の認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項の中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が同項の中小企業者により拠出されているものに限る。以下「一般社団法人等」という。）であつて、認定支援計画に基づく事業の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該一般社団法人等を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「伝統的工芸品産業の振興に関する法律第十四条第三項の認定支援計画に従つた支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

(税制上の措置)

第十九条 国及び地方公共団体は、認定振興計画に基づく事業の実施を円滑に推進するため税制上必要な措置を講ずるものとする。

(表示)

第二十条 特定製造協同組合等は、その構成員である製造事業者の製造する伝統的工芸品について、伝統的工芸品として指定されているものであることの表示を付することができる。

(指導及び助言)

第二十一条 経済産業大臣は、製造事業者若しくは販売事業者、活性化事業若しくは連携活性化事業

を実施する者又は支援事業を実施する者に対し、伝統的工芸品産業の振興に関し必要な指導及び助言をすることができる。

(報告の徴収)

第二十二條 経済産業大臣又は都道府県知事は、認定振興計画若しくは認定共同振興計画に基づく事業を実施している特定製造協同組合等、販売事業者若しくは販売協同組合等又は認定活性化計画若しくは認定連携活性化計画に基づく事業を実施している者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

2 経済産業大臣又は都道府県知事は、特に必要があると認めるときは、認定振興計画に基づく事業を実施している特定製造協同組合等の構成員である製造事業者に対し、必要な報告を求めることができる。

3 経済産業大臣又は都道府県知事は、認定支援計画に基づく事業を実施している者に対し、当該事業の実施状況について報告を求めることができる。

(伝統的工芸品産業振興協会の設立)

第二十三條 その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いる一般社団法人又は一般財団法人は、伝統的工芸品産業の振興に資することを目的とし、かつ、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とするものに限り、設立することができる。

2 前項の一般社団法人又は一般財団法人(以下「協会」という。)の設立の登記の申請書には、製造協同組合等を設立時社員又は設立者の全部又は一部とすることについての経済産業大臣の証明書を添付しなければならない。

(成立の届出)

第二十三條の二 協会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、経済産業大臣に届け出なければならない。

(協会の業務)

第二十四條 協会は、第二十三條第一項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 伝統的工芸品の製造の事業に関する経営の改善及び合理化その他当該事業の健全な経営に関し調査、研究及び指導を行うこと。

二 展示会の開催その他需要の開拓を行うこと。

三 会員に対し、伝統的工芸品に関する需要の状況、製造の技術又は技法、原材料等について情報の提供を行うこと。

四 振興計画及び共同振興計画の作成及び実施について指導、助言等を行うこと。

五 伝統的工芸品の原材料、製造過程、品質等の改善に関する研究を行うこと。

六 伝統的工芸品の品質の表示について指導、助言等を行うこと。

七 伝統的工芸品に関する資料の収集及び調査を行うこと。

八 伝統的な技術又は技法に熟練した従事者の認定を行うこと。

九 活性化事業、連携活性化事業及び支援事業の実施に必要な情報の提供を行うこと。

十 その他協会の目的を達成するため必要な業務を行うこと。

(協会の業務の監督)

第二十四條の二 協会の業務は、経済産業大臣の監督に属する。

2 経済産業大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(名称の使用制限)

第二十五條 協会でない者は、その名称中に伝統的工芸品産業振興協会という文字を用いてはならない。

(協会に対する補助)

第二十六條 国及び地方公共団体は、協会に対し、第二十四條の業務を行うのに必要な経費の一部を補助することができる。

(都道府県又は市町村が処理する事務)

第二十七条 この法律に規定する経済産業大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十八条 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、経済産業局長に委任することができる。

(事務の区分)

第二十九条 第二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第四条第一項、第五条第二項、第七条第一項、第八条第二項、第九条第一項、第十条第二項、第十一条第一項、第十二条第二項、第十三条第一項及び第十四条第二項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則)

第三十条 第二十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この条において「人格のない社団等」という。）を含む。以下この項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三十一条 協会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 第二十三条の二の規定に違反して、協会の成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第二十四条の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による監督上の命令に違反したとき。

第三十二条 第二十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現にその名称中に伝統的工芸品産業振興協会という名称を用いている者については、第十四条の規定は、この法律の施行の日から六月間は、適用しない。

(通商産業省設置法の一部改正)

3 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第七八号〕

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成四年五月六日法律第四一号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(産業構造転換円滑化臨時措置法の一部改正)

第三条 産業構造転換円滑化臨時措置法（昭和六十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（地方税法の一部改正）

第四条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔平成六年六月二九日法律第四九号抄〕

（施行期日）

- 1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成六年法律第四十八号）中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二編第十二章の改正規定の施行の日〔平成七年四月一日〕から〔中略〕施行する。

附 則〔平成七年一月一日法律第一二八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成七年一月政令三八四号により、平成七・一一・一六から施行〕

附 則〔平成八年五月二四日法律第四九号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成八年五月二十九日から施行する。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第八七号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

二～六 〔略〕

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第一百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律に

よる改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

附 則〔平成十一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成十三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～四十五 〔略〕

四十六 伝統的工芸品産業審議会

四十七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

〔平成十一年一二月二二日法律第一六〇号抄〕

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律（以下「改革関係法等」と総称する。）の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行

後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則〔平成十一年一月二二日法律第一六〇号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔平成十一年一月二二日法律第二二二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。〔後略〕

〔平成一二年二月政令三八号により、平成一二・二・一七から施行〕

附 則〔平成十一年一月二二日法律第二二三号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔平成一二年三月政令五三号により、平成一二・三・二から施行〕

附 則〔平成一三年四月一八日法律第三三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(認定活用計画に関する経過措置)

第二条 この法律による改正前の伝統的工芸品産業の振興に関する法律第七条第一項の認定を受けた活用計画に関する計画の変更の認定及び取消し、伝統的工芸品関連保証についての中小企業信用保険法の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定により従前の例によることとされる報告の徴収に係る行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要となる経過措置は、政令で定める。

(地方自治法の一部改正)

第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(地方税法の一部改正)

第六条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法（平成十年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

〔平成一八年六月二日法律第五〇号抄〕

(罰則に関する経過措置)

第四百五十七条 施行日前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔平成一八年六月二日法律第五〇号〕

沿革

平成二三年 六月二四日号外法律第七四号〔情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則三五条による改正〕

この法律は、一般社団・財団法人法〔一般社団法人及び一般財団法人に関する法律＝平成一八年六月法律第四八号〕の施行の日〔平成二〇年一月一日〕から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二三年六月二四日法律第七四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。〔後略〕

附 則〔平成二五年六月一四日法律第四四号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

令和4年度工芸産業振興施策の概要

令和5年3月31日現在

発行年月 : 令和5年○月
編集発行 : 沖縄県商工労働部ものづくり振興課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

電話 : 098-866-2337

FAX : 098-866-2447
